

平成 29 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 29(2017) 年 6 月
西南女学院大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1 使命・目的等	7
基準 2 学修と教授	11
基準 3 経営・管理と財務	61
基準 4 自己点検・評価	85
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	91
基準 A 建学の精神の浸透	91
基準 B 社会貢献	96
V. エビデンス集一覧	100
エビデンス集（データ編）一覧	100
エビデンス集（資料編）一覧	101

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 西南女学院大学の建学の精神

(1) 建学の精神

西南女学院大学の建学の精神は「感恩奉仕」である。この精神は、キリスト教教育に基づく女子教育を行うにあたって、学院創設時に校訓として掲げられたものである。「感恩」は、神の恩寵の中に生かされている感謝を、「奉仕」は、隣人に愛をもって仕えることを意味する。

(2) 建学の精神の起源

西南女学院は米国南部バプテスト海外伝道局の宣教師たちにより、キリスト教の宣教と女子教育のために大正11(1922)年に修業年限5年の高等女学校として設立された。

学院創設時に校訓として掲げられた「感恩奉仕」は、西南女学院が目標とした個性教育と宗教教育を具現化する精神である。

「感恩奉仕」は、戦後の新製の西南女学院中学校・高等学校においても校訓とされ、昭和25(1950)年に設立された西南女学院短期大学にも継承された。平成6(1994)年の西南女学院大学の設置に際して、校訓である「感恩奉仕」を建学の精神として掲げ、今日に至っている。

2. 西南女学院大学の建学の精神の展開

西南女学院は、第二次大戦中は米国系ミッションスクールゆえに、存亡の危機に瀕したが、戦後は、学制改革により高等女学校は昭和22(1947)年に新制中学校へ、昭和23(1948)年に新制高等学校へ改組された。女子高等教育の発展のために昭和21(1946)年に開設された西南女学院専門学校（英語科・生活科）は、昭和25(1950)年の学制改革にともない、西南女学院短期大学（英語科・家政科）となり、昭和33(1958)年に保育科、昭和46(1971)年に食物栄養科を増設し、キリスト教の愛の精神と高い知性と国際性をそなえた女性を育成する教育機関として発展した。

本学院はさらなる発展のために、建学の精神「感恩奉仕」の実践にふさわしく、現代社会の変化やニーズに応え得る4年制大学として、看護学科と福祉学科とを統合した西南女学院大学保健福祉学部を平成6(1994)年に創設した。次いで、短期大学の英語科、家政科、保育科、食物栄養科のうち、英語科及び食物栄養科を平成14(2002)年に、それぞれ大学人文学部人文学科及び大学保健福祉学部栄養学科に改組転換した。同年、短期大学は家政科を生活創造学科に名称変更し、保育科との2学科となり、平成16(2004)年には西南女学院大学短期大学部へと名称変更を行った。さらに平成18(2006)年には、人文学部人文学科の英語教育と国際性をさらにアピールするために、同学科を英語学科及び観光文化学科の2学科に改組転換した。

保健福祉学部の開設当初からの懸案であった実践教育のための福祉施設開設は、平成19(2007)年に社会福祉法人福音会高齢者複合施設「ふれあいの里とばた」として、また助

産師教育の実施については、地域の要望にこたえて平成20(2008)年に助産別科の開設として具現化された。

以上の経緯により、平成6(1994)年に「感恩奉仕」を建学の精神として開設された西南女学院大学は、現在、保健福祉学部（看護学科・福祉学科・栄養学科）、人文学部（英語学科・観光文化学科）及び助産別科の2学部5学科1別科で構成され、教育が営まれている。

3. 西南女学院大学の使命・目的及び個性・特色

西南女学院大学の目的は、「西南女学院大学学則」第1条に規定されている。すなわち、「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、キリスト教を教育の基盤として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな人間性を涵養し、もって人類の福祉と文化の発展とに貢献する有為の人物を育成することを目的とする。」

本学の個性・特色は、キリスト教に基づく女子教育をとおして、キリスト教に基づく使命感、優れた教養と知識を合わせもち、建学の精神「感恩奉仕」を実践する女性の育成を使命としていることにある。保健福祉学部における看護・福祉・栄養の統合教育、人文学部における異文化理解・地域社会理解及び助産別科における自立した助産師の育成をとおし、総合的な人間理解を目指す教育研究活動を展開している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

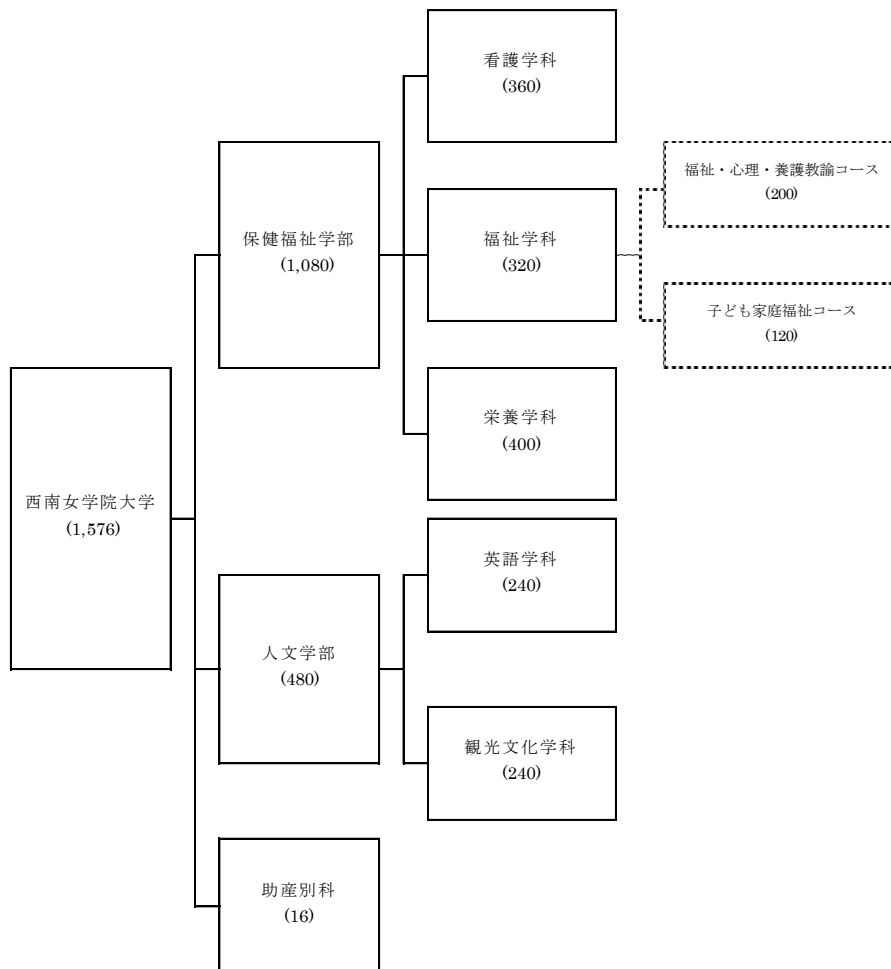
沿 革	
年 月	事 項
大正11(1922)年 3月	J.H.ロウ氏設立者となり、修業年限5か年の高等女学校として西南女学院設立。C.H.ロウ女史初代院長就任。
昭和10(1935)年 3月	西南家政学院(高等女学校卒業後1か年)設立。
昭和13(1938)年 4月	財団法人西南女学院設立認可。
昭和21(1946)年 3月	西南女学院専門学校設立。英語科、生活科を置く。
昭和25(1950)年 3月	西南女学院短期大学設立。英語科、家政科を置く。マロリー館竣工。
昭和26(1951)年 2月	学校法人西南女学院設立認可。
昭和33(1958)年 2月	短期大学保育科に対し保母を養成する学校の指定を受く。
4月	短期大学保育科増設。短期大学家政科に対し栄養士養成施設(栄養士課程)の指定を受く。
昭和37(1962)年10月	西南女学院創立40周年記念式典挙行。
昭和46(1971)年 1月	短期大学家政科に対し教育課程の変更の承認を受く。短期大学食物栄養科設置認可。
4月	短期大学食物栄養科増設。
昭和47(1972)年 4月	西南女学院創立50周年記念式典挙行。
昭和50(1975)年12月	短期大学家政科専攻課程設置認可。
昭和51(1976)年 4月	短期大学家政科専攻分離(家政専攻・被服専攻)。
昭和57(1982)年 4月	西南女学院創立60周年記念式典挙行。
平成 2(1990)年10月	短期大学開学40周年記念式典挙行。
平成 4(1992)年 4月	西南女学院創立70周年記念式典挙行。
平成 5(1993)年12月	西南女学院大学保健福祉学部(看護学科50人・福祉学科80人)設置認可。
平成 6(1994)年 1月	保健婦・看護婦学校の指定を受ける。
3月	西南女学院大学献堂(竣工)式挙行。大学・短期大学図書館竣工。
4月	西南女学院大学第1回入学式挙行。
5月	西南女学院大学開学記念式典挙行。
平成 9(1997)年12月	大学保健福祉学部福祉学科定員増(80人→140人)認可。【平成10(1998)年4月より】
平成11(1999)年12月	大学保健福祉学部看護学科定員増(50人→80人)認可。【平成12(2000)年4月より】
平成12(2000)年11月	短期大学開学50周年記念式典挙行。
平成13(2001)年 8月	大学保健福祉学部栄養学科設置認可(100人)。【平成14(2002)年4月より】
12月	西南女学院大学人文学部人文学科設置認可(200人)。【平成14(2002)年4月より】
平成14(2002)年 1月	大学保健福祉学部栄養学科に対し管理栄養士の養成施設の指定を受ける。
4月	短期大学家政科専攻分離廃止、生活創造学科に名称変更。 短期大学英語科(同一法人の既設する西南女学院大学に新設の人文学部人文学科に改組転換)・食物栄養科(同一法人の既設する西南女学院大学保健福祉学部の新設の栄養学科に改組転換)学生募集停止。
平成15(2003)年 3月	短期大学英語科、食物栄養科廃止。
平成16(2004)年 4月	西南女学院短期大学を西南女学院大学短期大学部に名称変更。
平成18(2006)年 4月	西南女学院大学人文学部英語学科及び観光文化学科開設。人文学科学生募集停止。

西南女学院大学

平成19(2007)年12月	西南女学院大学助産別科に対し助産師学校の指定を受ける。
平成20(2008)年 4月	西南女学院大学助産別科開設(20人)。
平成21(2009)年 3月	大学保健福祉学部福祉学科子ども家庭福祉コースに対し指定保育士養成施設の指定を受ける。
4月	大学保健福祉学部福祉学科定員変更(140人→80人)。 福祉学科に指定保育士養成施設(子ども家庭福祉コース)開設(福祉学科定員80人のうちの30人)。
平成22(2010)年 3月	大学人文学部人文学科廃止。
平成23(2011)年 3月	財団法人 日本高等教育評価機構より「評価機構が定める大学評価基準を満たしている」と認定される。
平成24(2012)年 4月	大学保健福祉学部看護学科定員変更(80名→90名)
平成26(2014)年 4月	大学助産別科定員変更(20名→16名)

2. 本学の現況

- ・大 学 名 西南女学院大学
- ・所 在 地 福岡県北九州市小倉北区井堀一丁目3番5号
- ・学部等の構成 ()内の数字は収容定員数 (単位：人)



西南女学院大学

・学生数、教員数、職員数（平成29(2017)年5月1日現在）

学生数

学 部	学 科	入 学 員	編入学 定 員	収 容 定 員	在籍学生 総数	在 籍 学 生 数				備 考
						1年次	2年次	3年次	4年次	
						学生数	学生数	学生数	学生数	
保健福祉学部	看護学科	90	0	360	420	116	101	97	106	
	福祉学科	80	0	320	350	86	72	88	104	
	栄養学科	100	0	400	372	78	94	92	108	
保健福祉学部計		270	0	1,080	1,142	280	267	277	318	
人文学部	英語学科	60	0	240	168	47	43	33	45	
	観光文化学科	60	0	240	247	62	50	69	66	
人文学部計		120	0	480	415	109	93	102	111	
合 計		390	0	1,560	1,557	389	360	379	429	

別科	入 学 員	編入学 定 員	収 容 定 員	在籍学生 総数	在 籍 学 生 数	備 考
					1年次	
					学生数	
助産別科	16	0	16	16	16	

教員数

学 部	学 科	専 任 教 員 数					助手	兼担 教員数	兼 任 (非常勤) 教員数	備 考
		教授	准教授	講 師	助教	計				
保健福祉学部	看護学科	8	6	6	6	26	4	21	48	
	福祉学科	8	7	6	1	22	0	16		
	栄養学科	7	6	4	0	17	4	23		
保健福祉学部計		23	19	16	7	65	8	60	48	
人文学部	英語学科	5	1	1	0	7	0	19	33	
	観光文化学科	4	4	0	0	8	0	12		
人文学部計		9	5	1	0	15	0	31	33	
合 計		32	24	17	7	80	8	91	81	

別科	専 任 教 員 数					助手	兼担 教員数	兼 任 (非常勤) 教員数	備 考
	教授	准教授	講 師	助教	計				
助産別科	0	0	2	2	4	0	8	4	

職員数

	正職員	嘱託	パート (アルバイトも含む)	派遣	合計
人数	40	0	19	0	59

3. 本学現況の説明と補足

本学は、併設の西南女学院短期大学が、平成16(2004)年に西南女学院大学短期大学部へと名称変更を行った際に、短期大学と組織の一元化を図った。これは、学内においては、短期大学を短期大学部として、1学部の取扱いとすることによって運用している。現在、事務組織及び委員会組織等の多くは、短期大学部と共通のものである。

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目1-1を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、建学の精神である「感恩奉仕」を実践する女性の育成を使命とし、目的として「西南女学院大学学則」第1条に「本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、キリスト教を教育の基盤として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな人間性を涵養し、もって人類の福祉と文化の発展とに貢献する有為の人物を育成することを目的とする。」と具体的かつ明確に定めている。この大学の使命・目的を踏まえ、学部、学科及び別科の教育目的を学則第2条の3に簡潔・明瞭に規定している。【資料1-1-1】

本学の使命・目的及び教育目的については、「キャンパスライフ 学生生活ガイドブック」に具体的に明示するとともに、本学公式ウェブサイト及び「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内」に掲載し、広く社会への周知を図っている。【資料1-1-2】【資料1-1-3】【資料1-1-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料1-1-1】 西南女学院大学学則（【資料F-3】と同じ）

【資料1-1-2】 2017キャンパスライフ 学生生活ガイドブック（【資料F-5】と同じ）

【資料1-1-3】 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2018（【資料F-2】と同じ）

【資料1-1-4】 本学公式ウェブサイト 使命・目的に関する箇所

URL: <http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/outline/>

本学公式ウェブサイト 教育目的に関する箇所

URL: <http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/object/>

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、使命・目的及び教育目的について、具体的かつ明確に定め、社会に公表することに努めている。今後もこれを継続するとともに、学生、教職員、地域社会等への周知と理解の状況について、組織的に把握していく。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の個性・特色は、キリスト教に基づく女子教育をとおして、建学の精神である「感恩奉仕」を基盤とした有為な人材を育成することを目的としていることにある。学部、学科及び別科の教育目的は、建学の精神を礎にそれぞれの専門性を大学の個性・特色として明確に反映するものとして学則第2条の3に規定している。【資料1-2-1】

目的を実現するために定めた、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の三つの方針は、本学公式ウェブサイト、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内」において明示している。また、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針は、「キャンパスライフ 学生生活ガイドブック」に掲載している。【資料1-2-2】【資料1-2-3】【資料1-2-4】

本学では、教育課程の編成に関する全学的な方針の策定に関する事項について検討することを目的として「大学教学マネジメント検討会」を設置している。平成28(2016)年度の検討会では、社会の変化や人材ニーズの変化に対応するため、学則第2条の3に規定している学部、学科の教育目的の見直しを含めた、平成30(2018)年度から施行する教育課程の改正について検討を行った。【資料1-2-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料1-2-1】西南女学院大学学則（【資料F-3】と同じ）

【資料1-2-2】2017キャンパスライフ 学生生活ガイドブック（【資料F-5】と同じ）

【資料1-2-3】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2018（【資料F-2】と同じ）

【資料1-2-4】本学公式ウェブサイト 三つの方針に関する箇所

URL: <http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/course/>

【資料1-2-5】大学教学マネジメント検討会内規、検討の経緯に関する資料

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的については、大学の個性・特色を具体的に明示し、かつ関係法令等との適合性を図りながら、時代や社会情勢の変化に応じて、継続的な見直しを行っていく。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3の自己判定

基準項目1-3を満たしている。

(2) 1-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の使命・目的及び教育目的を明示し、学内外へ周知を行っていることは、1-1で述べたとおりであるが、教職員は、貸与される「学校法人西南女学院規程集」をはじめ「西南女学院七十年史」「広報 西南女学院」「西南女学院月報」などにより、それらを確認することができる。また、新任者のオリエンテーション及び入学式では、学長から本学の使命・目的について説明を行っている。【資料1-3-1】

本学の使命・目的及び教育目的並びに三つの方針の実質化は、学長が議長となり附属図書館長、各学部長、入試部長、教務部長、学生部長、事務部長が構成員となる「大学評議会」が最終的な確認を行うことで担保されている。例えば、平成28(2016)年度に行われた、平成30(2018)年度入学生からの教育目的の見直しを含む教育課程及び三つの方針の改正は、学長が設置し座長となっている「大学教学マネジメント検討会」によって全学的な方針の検討を行い、教務委員会及び「教務総合人間科学小委員会」による教授会上程に係る審議、教授会による審議、さらに「大学評議会」による審議を経て学長が学内で最終決定をした後、理事会において決議している。【資料1-3-2】【資料1-3-3】

このように、本学では、併設短期大学と組織の一元化を図りながらも、本学の使命・目的及び教育目的並びに三つの方針といった教学に関する重要な事項は、検討会による検討や委員会による審議を経て、大学の各学部に置かれる教授会と併設短期大学に置かれる教授会がそれぞれの立場で学長に意見を述べ、さらに学長は「大学評議会」に意見を求めこれを参酌し学長決定を行うという重層的かつ連続的な審議・意思決定過程のもとで、最終的に学長の権限と責任が明確になる体制により、三つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映を担保し、さらに中長期的な計画の策定へとつながるシステムを構築している。

【資料1-3-4】

本学の将来計画である「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 将来計画 2016～2018年度」は、本学が目指すべき方向を「地域に根差し、地域とともに歩む大学、短期大学づくり」及び「教育の質が高く、学生の支援体制が充実した大学、短期大学づくり」と掲げ、本学の使命、目的及び教育目的並びに三つの方針を踏まえた上で策定された。法人が策定し、理事会承認を経て公表している「学校法人西南女学院 中期計画 自2017(平成29)年度 至2021(平成33)年度」は、この「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 将来計画2016～2018年度」が反映されている。【資料1-3-5】【資料1-3-6】【資料1-3-7】

本学は、時代の変遷にあわせて教育研究組織（学部・学科・別科）を充実・発展させて

きた。教育研究組織として、保健福祉学部（看護学科・福祉学科・栄養学科）、人文学部（英語学科・観光文化学科）、助産別科、附属図書館、保健福祉学部附属保健福祉学研究所が置かれている。いずれの組織も、本学の使命・目的及び教育目的を達成するために適切に構成・整備されている。

【エビデンス集・資料編】

【資料1-3-1】平成28(2016)年度発行の「広報 西南女学院」及び「西南女学院月報」

【資料1-3-2】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 会議規則

【資料1-3-3】大学教学マネジメント検討会内規（【資料1-2-5】と同じ）

【資料1-3-4】2017年度第2回大学評議会議事録

【資料1-3-5】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 将来計画2016～2018年度

【資料1-3-6】学校法人西南女学院 中期計画 自2017(平成29)年度 至2021(平成33)年度

【資料1-3-7】本学公式ウェブサイト 将来計画・中長期計画に関する箇所

URL: <http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/keikaku/>

(3) 1－3 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的の有効性については、今後も、建学の精神の理解と共有に向けた取組みをさらに深めるとともに、使命・目的及び教育目的について点検を行い、教育の質の確保と向上に向けて、中長期的な計画を着実に履行していく。

【基準1の自己評価】

本学は、建学の精神である「感恩奉仕」に基づき、学則にその目的を明確に掲げている。そして、これに基づいた教育研究組織を設け、教育研究活動を推進している。大学全体、学部・学科及び別科について、建学の精神に基づき、それぞれの目的を明確に定めている。

以上のことから、「基準1 使命・目的等」の基準を満たしていると判断する。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

入学者の受入れに関する方針は、①建学の精神「感恩奉仕」と「西南女学院大学学則」第1条に規定する教育目的を基盤とする本学全体の方針、②学部、学科及び別科の各教育目的に対応した学部、学科及び別科ごとの方針を表2-1-1のとおり策定している。方針は、教育目的を踏まえて策定し、さらに、受験生が自らに適した大学を選択する際の参考となるよう、受験生に求める能力や適性を明確に表現するようにしており、「DP・CP・AP検討会」や「大学教学マネジメント検討会」においては、教育課程の編成及び実施に関する方針、卒業の認定に関する方針との一体性に留意しながら確認を行っている。【資料2-1-1】

入学者の受入れに関する方針は、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内」及び「学生募集要項」に明示するとともに、本学公式ウェブサイトで公表している。【資料2-1-2】【資料2-1-3】【資料2-1-4】

また、「入試説明会」では、高等学校教員及び中等教育学校教員に対して入試概要や入試結果等に加えて入学者の受入れに関する方針を直接説明することで周知している。年3回開催する「オープンキャンパス」（高校生・保護者対象）では、模擬授業・体験等を通じて学部、学科及び別科の教育内容・特色説明等と併せて周知している。その他100校程度の近隣高等学校等に年間複数回訪問する際や「進学相談会」等の機会を積極的に利用しながら適切かつ効果的な周知を図っている。さらには、より魅力ある大学としてアピールするために、「入試説明会」や「オープンキャンパス」では卒業生をゲストスピーカーとして招き、本学での学生生活を紹介する場を設けている。高校訪問では教職員の訪問とは別に、在学生による母校訪問も行っている。なお、「オープンキャンパス」では高校生の参加者数を増加させるため、ダイレクトメールにより開催案内を行い、近隣の8つのJR駅と大学間で無料送迎バスを運行している。【資料2-1-5】【資料2-1-6】

表2-1-1 入学者の受入れに関する方針

大 学	1) 人と社会に関心をもち、その発展に貢献する意欲のある人。 2) 基礎学力を備え、目的に向かって努力する人。 3) 協調性や他の人々を思いやる心をもつ人。
保健福祉学部	1) 人間の健康や生活の向上に関心をもち、人々を支える意欲のある人。 2) 基礎学力を備え、自ら学び続ける努力をする人。 3) 地域や社会で活動できるための基本的な協調性や人を思いやる心をもつ人。
看護学科	1) 生命と健康を支えたいという意欲をもち、看護を学ぶために必要な基礎学力がある人。 2) 人に尊敬の念をもって接し、他者と協調して行動ができる人。 3) 看護の実践を通して、社会貢献をしたいと考えている人。
福祉学科	■ 福祉・養護教諭コース 1) 人々の生について広く深く学ぶ意欲のある人。 2) 豊かな人間関係を築く努力ができる人。 3) 人々への支援を通して社会貢献をめざしている人。 ■ 子ども家庭福祉コース 1) 人々の生について広く深く学ぶ意欲のある人。 2) 豊かな人間関係を築く努力ができる人。 3) 子どもと家庭の支援を通して社会貢献をめざしている人。
栄養学科	1) 栄養と健康の問題に強い関心をもち、人々の健康に貢献したいと考えている人。 2) 人とのコミュニケーションが円滑にとれ、協調性のある人。 3) 栄養の面から、教育やスポーツなどの分野でも活躍したいと考えている人。
人文学部	1) 日本の社会および国際社会に関心をもち、将来、社会で積極的に活動しようとしている人。 2) 基礎学力を備え、向上心をもち、目的に向かって努力する人。 3) 他の人々を思いやる心をもち、協調性に富んでいる人。
英語学科	1) 英語力の向上に強い関心をもち、自主的に学習する姿勢を身につけている人。 2) 英語力を活用して他国の人々と積極的に関わり、異文化理解を深め、自国の文化を発信する意欲のある人。 3) 世界の出来事に関心があり、かつ地域社会の活性化にも貢献する意欲のある人。
観光文化学科	1) ツーリズムまたは地域活性化の分野で活躍したい人。 2) 基礎学力とコミュニケーション力があり、向上心・向学心がある人。 3) 地域や社会に関心をもち、貢献しようという意欲がある人。
助産別科	1) 生命への尊厳と他者への思いやりのある人。 2) 助産師を志す強い意志のある人。 3) 助産の基礎を学ぶための看護の基礎学力と技術がある人。 4) 責任をもって行動ができる人。

本学の入学選抜制度は、「AO入試」「推薦入試」「一般入試」「特別入試」の大きく4つの形態に分類され、各入試形態に応じて入試区分は表2-1-2のとおり細分化されている。入学者の受入れに関する方針に照らし、入試区分ごとにそれぞれ選抜方法と評価基準を明示・公表し、各人の適性に合った入試制度で受験できる仕組みを整備している。また、方針に沿った学生受入れ方法の工夫として、面接試験を行う入試形態において、質問・評価項目に各学科の方針を反映させている。【資料2-1-3】

表2-1-2 学部・学科・別科の入試制度

入試形態	入試区分	概 要
① AO入試	AO入試 (Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)	・本学の学生として適格か否かを多面的に検討して可否を判定する入学者選抜制度。 ・A方式(保健福祉学部は特別技能・キャリア募集タイプ、人文学部は自己アピール・技能・キャリア募集タイプ)又はB方式(両学部共通:スポーツ活動優秀者募集タイプ)の2方式。 ・入学者の選抜にあたっては、調査書、自己推薦文、面接試験等に基づいて、これまでの勉学・活動実績、志望動機、適性、入学後の抱負等について、総合的に評価。
② 推薦入試 ※基礎学力を保証するため、出願資格として評定平均値による学習成績の基準を各学科で設定。	指定校推薦入試	・本学が指定する高等学校等出身者を対象とし、受験者に面接試験を課して、本学での学習目的の他、理解力、思考力、意欲、態度、表現力等を評価。これに書類審査を加えた総合評価で合否判定。
	一般公募推薦入試	・一定の学力を保証するための筆記試験(小論文)に加え、面接試験と書類審査の総合評価で合否判定。
	卒業生子女推薦入試	・併設の中学校、高等学校あるいは短期大学卒業生の子女を対象とし、筆記試験(小論文)に加え、面接試験と書類審査の総合評価で合否判定。
	キリスト教信者推薦入試	・本学が指定するキリスト教会・教派の信者を対象とし、筆記試験(小論文)に加え、面接試験と書類審査の総合評価で合否判定。
	併設校推薦入試	・併設高等学校の生徒を対象とし、指定校推薦入試と同様、面接試験に書類審査を加えた総合評価で合否判定。
	助産別科推薦入試	・小論文と面接試験及び書類審査の総合評価で合否判定。
③ 一般入試	一般入試 (前期・後期)	・教科の学力試験により選抜する入試制度で、調査書も参考にして合否判定(保健福祉学部の後期日程は、面接試験も実施)。
	大学入試センター試験利用入試 A日程・B日程・C日程・D日程	・教科の学力試験により選抜する入試制度で、調査書も参考にして合否判定。
	助産別科一般入試	・筆記試験(看護学)と面接試験の結果により合否判定。
④ 特別入試	社会人入試	・筆記試験(小論文)に加え、面接試験と書類審査により合否判定。
	外国人留学生 指定校推薦入試	・指定日本語学校の外国人留学生を対象とした入試で、面接試験と書類審査により合否判定。

学生募集にあたっては、入学者の受入れに関する方針のもと、学科及び別科と入試部が募集原案を作成し、「入学試験会議」による学生募集要項の審議を経て学長が決定している。

「入学試験会議」は、学長が議長となり、各学部長、入試部長、事務部長、各学科長、別科長、入試課長、各学科及び別科から選出された代表者1名で組織され、(1)入学者選抜要項に関する事項、(2)入学試験実施に関する事項、(3)入学者の選抜方法に関する事項、(4)入学者の選抜に関する事項、(5)その他入学試験に関する事項の5種を審議事項としている。このうち、「(4)入学者の選抜に関する事項」とは、合否判定原案を「入学試験会議」が策定するという趣旨であり、最終的な合格者判定は教授会・別科会において審議し、学長が教授会・別科会の意見を参酌して決定するという手続を厳正かつ適切に実施している。【資料2-1-7】

入試の実施にあたっては、入試部作成の実施要領に沿って、職員による試験会場設営や受験者誘導、教員による面接試験・学力試験監督等、全教職員による教職協働体制をとっている。入試問題の作成については、入試部長を責任者とし、学長から委嘱された関係学科教員の協力のもと、大学が自ら行っている。ミス防止のため作題・校正に十分な時間と

労力をかけ、その取扱いについても厳重に行っている。具体的には、試験教科ごとに作題責任者と校正責任者を決め、厳正な環境下での作成に努めている。試験教科の完成原稿提出後、複数回の校正を経て試験問題が完成した後は、入学試験実施までに再度検証し、入試ミス防止の体制を整備している。

入学定員及び収容定員は学則に規定しており、実際の定員充足の状況・推移は「エビデンス集（データ編）【表F-4】」「エビデンス集（データ編）【表2-1】」に示すとおりである。2017(平成29)年度入学試験を含めた過去数年は、人文学部英語学科を除いて概ね適切な入学者数（約1.0倍）を確保している。収容定員は、教員組織や施設等の規模、教育環境の確保、教育の質保証等の観点から、修学支援、学生生活支援、進路支援を十分に行うことができる適切な学生数となっている。

学部、学科及び別科の入学者数の確保については、当該年度の在籍者数や良好な教育環境の確保を考慮しつつ、入学試験の進行に沿いながら「入学試験会議」及び教授会・別科会の各段階で審議し、学長が教授会・別科会の意見を参酌して決定している。過去5年間の入学定員充足率及び収容定員充足率の推移は、表2-1-3-1から表2-1-3-3までに示すとおりである。

表2-1-3-1 過去5年間の入学定員充足率・収容定員充足率一覧（保健福祉学部）

各年度5月1日現在

学 部	学 科	項 目	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度
保健福祉 学部	看護学科	入 学 定 員	90	90	90	90	90
		入 学 者 数	100	100	101	102	116
		入学定員充足率	1.11	1.11	1.12	1.13	1.29
		収 容 定 員	360	360	360	360	360
		在 籍 学 生 数	398	391	397	408	420
		収容定員充足率	1.11	1.09	1.10	1.13	1.17
	福祉学科	入 学 定 員	80	80	80	80	80
		入 学 者 数	105	107	89	75	86
		入学定員充足率	1.31	1.34	1.11	0.94	1.08
		収 容 定 員	320	320	320	320	320
		在 籍 学 生 数	407	400	388	363	350
		収容定員充足率	1.27	1.25	1.21	1.13	1.09
	栄養学科	入 学 定 員	100	100	100	100	100
		入 学 者 数	100	110	99	95	78
		入学定員充足率	1.00	1.10	0.99	0.95	0.78
		収 容 定 員	400	400	400	400	400
		在 籍 学 生 数	405	397	397	397	372
		収容定員充足率	1.01	0.99	0.99	0.99	0.93
	学 部 計	入 学 定 員	270	270	270	270	270
		入 学 者 数	305	317	289	272	280
		入学定員充足率	1.13	1.17	1.07	1.01	1.04
		収 容 定 員	1,080	1,080	1,080	1,080	1,080
		在 籍 学 生 数	1,210	1,188	1,182	1,168	1,142
		収容定員充足率	1.12	1.10	1.09	1.08	1.06

保健福祉学部の過去5年間の入学定員充足率は、看護学科1.1倍から1.3倍、福祉学科0.9倍から1.3倍、栄養学科0.8倍から1.0倍となっており、入学定員及び収容定員に沿った概ね適切な在籍学生数を確保しており、学科間においてもバランスがとれた状況を実現している（表2-1-3-1）。

表2-1-3-2 過去5年間の入学定員充足率・収容定員充足率一覧（人文学部）

各年度5月1日現在

学 部	学 科	項 目	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度
人文学部	英語学科	入 学 定 員	60	60	60	60	60
		入 学 者 数	45	44	32	45	47
		入学定員充足率	0.75	0.73	0.53	0.75	0.78
		収 容 定 員	240	240	240	240	240
		在 籍 学 生 数	195	183	167	164	168
		収容定員充足率	0.81	0.76	0.70	0.68	0.70
	観光文化学科	入 学 定 員	60	60	60	60	60
		入 学 者 数	66	66	71	50	62
		入学定員充足率	1.10	1.10	1.18	0.83	1.03
		収 容 定 員	240	240	240	240	240
		在 籍 学 生 数	300	278	269	245	247
		収容定員充足率	1.25	1.16	1.12	1.02	1.03
	学 部 計	入 学 定 員	120	120	120	120	120
		入 学 者 数	111	110	103	95	109
		入学定員充足率	0.93	0.92	0.86	0.79	0.91
		収 容 定 員	480	480	480	480	480
		在 籍 学 生 数	495	461	436	409	415
		収容定員充足率	1.03	0.96	0.91	0.85	0.86

人文学部の過去5年間の入学定員充足率は、英語学科0.5倍から0.8倍、観光文化学科0.8倍から1.2倍となっており、英語学科の入学定員未充足の影響により、学部の収容定員充足率が年々低下している（表2-1-3-2）。

表2-1-3-3 過去5年間の入学定員充足率・収容定員充足率一覧（助産別科）

各年度5月1日現在

別 科	項 目	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度
助産別科	入 学 定 員	20	16	16	16	16
	入 学 者 数	17	18	17	14	16
	入学定員充足率	0.85	1.13	1.06	0.88	1.00
	収 容 定 員	20	16	16	16	16
	在 籍 学 生 数	17	18	17	14	16
	収容定員充足率	0.85	1.13	1.06	0.88	1.00

助産別科の過去5年間の入学定員充足率は、0.9倍から1.1倍となっている（表2-1-3-3）。

【エビデンス集・資料編】

【資料2-1-1】 2016年度第2回DP・CP・AP検討会配付資料

【資料2-1-2】 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2018（【資料F-2】と同じ）

【資料2-1-3】 2018(平成30)年度学生募集要項（【資料F-4】と同じ）

【資料2-1-4】 本学公式ウェブサイト アドミッションポリシーに関する箇所
URL: <http://www.seinan-jo.ac.jp/juken/admission/ap/>

【資料2-1-5】 入試説明会案内文書・式次第

【資料2-1-6】 オープンキャンパス開催に関する広報媒体

【資料2-1-7】 大学入学試験会議規程、大学入学試験会議実務細則

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

すべての学科における入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持に向けて、収容定員充足率が1.0倍を下回る学科については、平成30(2018)年度の入学者数の定員未充足状況を改善する。学生募集に向けた全学的な取組みとして、入試説明会、オープンキャンパス、高校訪問、進学相談会等を強化していく。

また、今後取組む改善・向上方策として、大学の通常授業に高校生が参加する「リアル授業体験」の実施や本学主催の各種地域連携事業の高校生への周知をとおして、本学での学びと学生生活に対する興味・関心につなげるようにする。特に、入学定員及び収容定員充足率が低い人文学部英語学科については、現在学科内で行われている①高校生向け英検2級取得対策講座の実施、②近隣高等学校との高大連携教育協定の締結による「リアル授業体験」の実施、③課題解決型学習（Project Based Learning : PBL）を導入した授業の実施といった学科の教育活動を積極的にアピールできるように広報活動を強化していく。

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、入学者の受入れに関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、卒業の認定に関する方針の三つの方針を策定し、「入口」（入学者選抜）から「出口」（卒業認定・学位授与）までの教育の諸活動が一貫性のあるものとなっている。このうち、教育課程の編成及び実施に関する方針は、大学全体と学部、学科及び別科の教育目的（表2-2-1）が目指す人材の育成につながるものになるよう、卒業の認定に関する方針との関連に留意して策定されている。【資料2-2-1】

教育課程の編成及び実施に関する方針は、表2-2-2のとおりである。教育課程の編成及び実施に関する方針は、本学公式ウェブサイトで公表され、「キャンパスライフ 学生生活ガイドブック」にも明示されるとともに、年度初めのオリエンテーションで、学科及び別科の教務委員が学生に説明し周知に努めている。【資料2-2-2】

表 2-2-1 教育目的

大 学	本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、キリスト教を教育の基盤として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな人間性を涵養し、もって人類の福祉と文化の発展とに貢献する有為の人物を育成することを目的とする。	
	保 健 福 祉 学 部	保健福祉学部は、豊かな教養と倫理観を培い、看護、福祉、栄養の知識と技術を教授し、専門職者としての実践力と協働力を育むとともに、平和を愛する国際的視野をもって人々の幸福に貢献できる人材を育成することを目的とする。
		看護学科は、保健と看護の知識、技術を修得させ、人々の健康ニーズに応え、保健医療福祉の向上に寄与する人材を育成することを目的とする。
		福祉学科は、ヒューマンサービスの専門家として必要な知識、技術を修得させ、想像力と創造力のある福祉、教育及び保育の分野で貢献できる人材を育成することを目的とする。
		栄養学科は、「人」と「食」の両面より、栄養に関する専門的な知識・技術を総合的に理解・修得し、保健、医療、福祉などの幅広い分野において、人々の健康の保持増進、疾病の予防・治療に貢献できる人材を養成することを目的とする。
	人 文 学 部	人文学部は、豊かな人間性を養い、礼節を身につけ、専門的能力をもってグローバル化、情報化が進む国際社会及び地域社会において主体的に活動し、貢献できる人材を育成することを目的とする。
		英語学科は、英語によるグローバル・コミュニケーション能力をもち、国際的視野と地域的視野に立って思考し、自主的に行動できる有能な人材を育成することを目的とする。
		観光文化学科は、ホスピタリティのこころを育み、ツーリズム及びビジネス全般に有用な基礎的教養と専門的能力を備えた人材を育成することを目的とする。
	助 産 別 科	助産別科は、助産の対象である女性、乳幼児及びその家族を全人的に理解するとともに、助産の知識と実践力を有し、専門職として自立した助産師を育成することを目的とする。

表 2-2-2 教育課程の編成及び実施に関する方針

保健福祉学部	
看護学科	1. 看護学科カリキュラムは、看護専門職育成を目的として、全学科共通科目の総合人間科学と専門教育科目「看護を学ぶための基礎」「看護実践の基本」「看護実践の応用・展開」「看護実践の統合」「看護実践の充実」で構成する。 2. 総合人間科学では、「文化と宗教」「心身と健康」「環境と情報」「国際社会と現代」「地域創生」に関する科目を含み、豊かな人間性と社会性を支える幅広い教養を身につける。 3. 「看護を学ぶための基礎」「看護実践の基本」では、看護の対象である人々を総合的に理解し看護を実践するための基礎的知識・技術の修得及び態度を育成するとともに、保健・医療に関わる倫理観を養う。 4. 「看護実践の応用・展開」では、あらゆる健康状態にある個人・家族・集団・地域社会を対象に必要な看護ケアを提供する能力を育成する。 5. 「看護実践の統合」「看護実践の充実」では、段階的・系統的な学習の集大成として位置づけ、社会の看護・医療ニーズの変化に対応する力を養うとともに、保健・医療・福祉の総合的視野に立ち、関連職種と連携・協働する能力を育成する。また、生涯を通して主体的に学び続けるための基礎的能力を養う。 6. 看護師教育課程の卒業要件に加えて、保健師国家試験受験資格、教育職員免許状取得に関する科目を組み込んでいる。これらの関連科目を履修し、所定の単位数を修得することで、保健師国家試験受験資格、教育職員免許状を取得できる。
福祉学科	1. 福祉学科は、福祉・心理・養護教諭コースと子ども家庭福祉コースで編成される。 2. 各コースとも社会福祉士国家試験受験資格を基本として、福祉・心理・養護教諭コースでは、同時に精神保健福祉士国家試験受験資格、認定心理士資格、養護教諭一種免許状のいずれか1つを取得することができる。子ども家庭福祉コースでは、同時に保育士資格が取得できる。 3. 福祉学科カリキュラムは、豊かな人間性と幅広い教養を身につけ、人々を身体的、心理的、社会的、人格的存在として総合的に理解するための基礎となる総合人間科学科目と、専門教育科目及び教職に関する科目で構成する。 4. 専門教育科目は、「福祉基礎科目」「福祉専門科目」「精神保健福祉関係科目」「福祉心理臨床関係科目」「保健・医療関係科目」「保育関係科目」「専門研究科目」で構成する。 5. 「福祉基礎科目」では、専門的学習の準備として基礎的な対人援助のイメージを確立し、社会福祉士、精神保健福祉士、認定心理士、養護教諭、保育士に必要な学習スキルとコミュニケーションスキルを獲得する。 6. 「福祉専門科目」「精神保健福祉関係科目」「福祉心理臨床関係科目」「保健・医療関係科目」「保育関係科目」及び教職に関する科目では、社会福祉士、精神保健福祉士、認定心理士、養護教諭、保育士として必要な専門的知識と理論及び技術の修得を目指すとともに、専門職としての態度を育成し倫理観を養う。 7. 「専門研究科目」は、学びの集大成として位置づけ、3年次、4年次と継続して開講し、自らの課題を設定し探究する姿勢を身につけるとともに、主体的に学び続けるための基礎的能力を養う。
栄養学科	1. 総合人間科学の科目を通して、社会人としての基礎的な教養と知識を身につけるとともに、管理栄養士及び栄養士にふさわしい豊かな人間性とコミュニケーション能力を養う。 2. 食べ物と健康、人体の仕組みと疾病、社会・環境と健康などに関する専門基礎分野の科目を通して、幅広い教養を身につけるとともに、大学で栄養学を学ぶ目的を明確にする。(1年次、2年次) 3. 臨床栄養、栄養教育、給食経営管理、公衆栄養などに関する専門教育科目を修得した後、病院・福祉施設・学校給食・保健所などにおける「臨地実習」を実施し、実践的な能力とともに社会人としての基礎的な能力を養う。(3年次) 4. 卒業研究、卒業ゼミ、演習を通して、4年間の学びの集大成を行う。また、これまでに培った知識や経験をもとに、問題解決能力、論理的思考能力を養う。(4年次) 5. 各人が関心のある科目を体系的に履修できることを目的として、総合人間科学、専門基礎分野、専門教育分野の科目の中から、卒業必修科目、栄養士必修科目、管理栄養士必修科目、及び教職に関する科目をそれぞれ設定する。

西南女学院大学

人文学部	
英語学科	- 人間への深い理解と環境や現代社会文化への幅広い知識の基盤を形成し、専門教育の領域にとどまらない探求心を養う総合人間科学科目と「専門基礎科目」、「専門基幹科目」、「専門展開科目」、「演習・研究」で構成される専門教育科目を設置する。 「専門基礎科目」には、英語に関する全科目を必修とし、英語によるコミュニケーション能力向上の基礎固めになる科目を配置する。 「専門基幹科目」には、異文化理解を深め、英語・日本（語）などに関するグローバルな知識と思考能力などを養う科目を配置する。 「専門展開科目」には、現代社会の実態を学際的にとらえるために必要な知識とそれを表現する発信力を身につける科目を配置する。 「演習・研究」には、大学での学びに必要なスキルと自主的思考力を修得するための科目と、専門的な知識や研究方法及び社会に出て人々と協働し連携できるコミュニケーション能力を修得するための科目を配置する。 - 高い英語運用能力と国際感覚を養うために、英語資格取得に関する選択科目と海外研修に関わる選択科目を配置する。 - キャリア形成に関しては、キャリア教育の基礎を学ぶ科目、教職に関する科目、日本語教員養成に関する科目を配置する。
観光文化学科	- 総合人間科学では、知識と教養を培い、総合的・分析的視点で問題を捉える能力を伸ばす科目を配置する。 - ツーリズム及びビジネスの専門科目の体系的学習が可能になるように科目を配置する。 - 学科の基盤となる最も基本的な考え方と知識を得るための基礎教養科目を「専門基礎科目」に配置する。 「専門基礎科目」の理解の上に、学科の専門分野の基本をより具体的に理解できるように、「専門基幹科目」を2年次から4年次まで配置する。 - 学科の専門分野の理解を深めることで、学びと現代社会・関係諸領域との関係を理解できるようにするため、「専門展開科目」を2年次から4年次まで配置する。 - 高等学校での学びからの橋渡しから始めて、大学での主体的な思考力・判断力を身につけることができる研究的態度を育てるための「演習・研究」科目を各学年に必修として配置する。 - 中国語は、学年順に入門からガイドレベルまで配置する。 - 英語は、1年次には基礎を必修科目で学び、習熟度に応じた選択科目を4年次まで配置する。 - 旅行業務取扱管理者・通訳案内士等の資格試験に対応する科目を配置する。
助産別科	
- 助産別科のカリキュラムは、助産師としての能力を育成するための基礎となる「助産の理論領域」と助産実践能力を培う「助産の実践領域」で編成する。 - 助産の理論領域は助産実践の基になる基礎的知識を学ぶ「基礎科目」で構成し、助産の実践領域は助産実践の中核となる「専門科目」と専門科目の幅広い理解につなげる「支援科目」及び助産実践力を育成する「実習」で構成する。 - 基礎科目では、リプロダクティブ・ヘルスの考え方を核にして、女性の健康に関する基本的な考え方と助産師の役割を中心とした周産期の助産ケアに必要な基礎的知識を修得すると共に、社会の動向・ニーズの変化に関心をもち、これらについての課題に積極的に取り組む態度を育成する。 - 専門科目では、安全・安楽なマタニティサイクル支援、健やかな乳幼児の成長発達支援、健やかな女性のライフサイクル支援に関する知識を修得すると共に、妊娠・出産・産褥及び新生児各時期において正常経過の判断・正常逸脱に関する判断ができ、助産師としての責任ある態度・助産技術を提供する能力を育成する。 - 支援科目では、安全・安楽なマタニティサイクル支援、健やかな乳幼児の成長発達支援に関する幅広い知識を修得する。 - 実習科目では、学内で学んだ知識・判断力・態度・技能の統合的な学びの集大成として、母子保健チームの一員として責任を持つ行動ができると共に、対象に応じた基礎的な助産実践を安全・安楽に提供できる能力を育成する。	

本学の教育課程は、教養教育である「総合人間科学」と「専門教育科目」によって構成されている。「総合人間科学」は、専攻する学問分野の違いを超えて、学修する上での根本となる総合的視点と豊かな人間性を養うための科目を配置している。「専門教育科目」は、

専攻する学問分野に応じて、初年次から学年進行に合わせて段階的に知識・技術及び理論的思考が獲得できるように必要な科目を配置している。「総合人間科学」と「専門教育科目」は、教育課程の編成及び実施に関する方針のもと、5つの観点別（「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲」「態度」「技能・表現」）によって策定されている卒業の認定に関する方針を達成するための体系的な教育課程として整えられている（30ページ 表2-4-3）。

教育課程の編成及び実施に関する方針と卒業の認定に関する方針との対応関係を担保するために、教育課程を構成する各科目の到達目標が卒業の認定に関する方針のどの項目に該当するかを確認しており、この確認作業は各学科及び別科による「カリキュラムマップ」の作成をとおして行われている。加えて、学生自身による教育課程の全体像の把握及び卒業の認定に関する方針を達成するための系統的な履修計画の立案に資するために、教育課程における各科目の位置付けと体系性を「カリキュラムツリー」により視覚的に表現し、「キャンパスライフ 学生生活ガイドブック」に明示している。また、シラバスでは各科目と卒業の認定に関する方針との対応関係を明らかにしており、さらに、授業科目の学習段階や順序性について教育課程との対応関係を整理するための「ナンバリング」を導入している。「カリキュラムマップ」及び「カリキュラムツリー」という2つのツールの作成と活用は、本学における教育課程の編成及び実施に関する方針の具体化と可視化による教職員と学生との共有につながっている。【資料2-2-2】【資料2-2-3】【資料2-2-4】

本学では、教授方法の工夫・開発及び改善を目的とした組織的な研修を実施するための実務を「点検評価改善会議FD部門」で行っている。「FD部門」は、議長である教務部長と教務部長が必要と認めた各学部、学科の教員で構成されている。「FD部門」では、「授業評価アンケート」の質問事項の検討・分析や教授方法の改善を進めるための「FD研修会」の実施内容について検討している。【資料2-2-5】【資料2-2-6】

「授業評価アンケート」は、教育の質的転換への前向きな取り組みとして、①各科目の卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針上の位置付けを検討し、調整するための情報、②各担当者の授業の質と学生の学習状況を関連付けて検討し、次年度に活かすための情報、③学生のさまざまな意見を反映させるための情報を得ることを目的として実施している。アンケートの結果に基づき、各教員は授業方法の改善内容を明確にするための「リフレクションカード」を作成している。「授業評価アンケート」及び「リフレクションカード」は、本学公式ウェブサイトに掲載している。【資料2-2-7】【資料2-2-8】【資料2-2-9】

教員は、「授業評価アンケート」の結果により授業内容や方法について振り返りを行い、次年度の授業に活かしている。また、「大学授業表彰に関する申合せ」に基づき行っている、優れた教育評価をあげた教員に対する表彰に際しては、「授業評価アンケート」の結果を表彰の選考材料としている。【資料2-2-10】

各授業においては、パワーポイントによるスライドやプリント等の補助教材を活用し学生の集中力や理解度を高め、できるだけ多くの内容を吸収できるように工夫している。各授業における学生の能動的学修の促進に向けた取り組みを施設設備面から担保するために、平成28(2016)年3月から「アクティブラーニングスペース (SWITCH)」を設置し稼働させている。愛称である「SWITCH」は、本学の学生及び教職員からの公募によって決定した。愛称には「Seinan Women's Inspiring Technology & Collaborative Heart やる気スウィッ

チを押しましよう！」という想いが込められている。選定理由は、「switch」には「(物事・方向)を転じる、転換する」という意味があり、アクティブラーニングという新たな学びの手法によって、今後この学びの場が、大学の活気ある学修環境の出発点になるようにとの願いからである。なお、「アクティブラーニングスペース (SWITCH)」の設置については、「平成27年度私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金」及び「平成27年度私立学校施設設備費補助金」の補助事業の採択にもつながった。【資料2-2-11】

学科及び別科における教育方法の改善を目的とした組織的取組み及び授業内容・方法の工夫の事例は、表2-2-3-1及び表2-2-3-2のとおりである。また、学科及び別科における学生の能動的学修の促進に向けた取組み・アクティブラーニングの事例は、表2-2-4-1及び表2-2-4-2のとおりである。

表2-2-3-1 教育方法の改善を目的とした組織的取組み及び授業内容・方法の工夫の事例
(学科)

学部	学科	教育方法の改善を目的とした組織的取組み	授業内容・方法の工夫の事例
保健福祉	看護	- 授業の企画と運用について領域ごとに検討会議を適宜開催しており、全体に報告すべきことは看護学科会議で共有している。 - 看護学実習では、病院との実習調整を看護教員から選出された実習コーディネーターが中心に行い、さらに担当教員と臨地指導者で効果的な実習が展開されるように臨地実習指導者会議を実習病院ごとに年1から2回ずつ開催している。 - 実習指導は、病棟ごとに助教または助手を1人ずつ配置し、学生指導及び指導者との調整を行っている。 - 実習中に起きたヒヤリハット事例は、各実習領域から実習コーディネーターに報告され、学科会議で共有している。	「基礎学習ゼミⅠ・Ⅱ」では少人数ゼミ形式で展開し、論証型レポート、ディベートに取り組むことで論理的思考を強化している。題材は医療・看護に関することとし、看護師免許を持つ教員が担当している。 - 基礎看護学領域及び成人看護学領域の技術演習では、看護技術を担当教員が映像化し、ICTを活用した自己学習支援システム (kaname.net) によって学生が空き時間に自己学習できるようにしている。 - 技術演習、看護過程演習を担当した教員、助教、助手が実習指導を行うことで、講義、演習、実習、臨床現場と一貫した授業展開ができるようにしている。
	福祉	各演習・実習科目では、授業開始前と終了後に担当教員による会議を行っている。授業開始前には到達目標と授業内容、評価方法の確認を行い、終了後には今年度の取組みに基づいた議論を行い、次年度の授業改善につなげている。	「ヒューマンサービス基礎演習」では、①授業内容②評価方法に工夫を行っている。 ①授業内容について 到達目標実現に向けて、授業テーマ、基本プログラムを設けているが、プログラム内容については学生やグループの成長に沿って各教員が工夫して実施しており、会議でその内容を共有し、次年度に生かしている。 ②評価方法について 授業内での体験を重視するため、ルーブリック評価表を用いて評価を行っている。常に評価表を見直し、より適切な評価ができるよう努めている。平成27(2015)年度及び平成28(2016)年度に用いた評価表には、修正を求める意見が出されたため、平成29(2017)年度に向けて新しい到達目標と評価表を作成し、準備している。
	栄養	栄養士・管理栄養士を目指すための導入教育及びキャリア形成教育として、1年次「栄養学概論」では、栄養学を幅広く学ぶための講義内容とするため、学科教員全員による検討を行っている。講義内容、講義担当者、外部講師の選定等、常に見直しを図り、改善している。	「栄養学概論」では、栄養士・管理栄養士有資格者による講義のみならず、栄養学基礎分野担当教員及び医師の立場から、栄養学をわかりやすく教授することにより、4年間の栄養士・管理栄養士教育に対する動機付けとなっている。また、本科目の評価はレポートであり、評価者による偏りを避けるため、ルーブリック評価法を取り

		・4年次の国家試験対策として、学科国家試験委員を選出し、年間をとおした対策を実施している。年間スケジュールの作成、正規演習科目以外の対策講義、長期休暇期間中の集中講義実施、模擬試験実施及び結果解析等、細やかな指導の実施に努めている。このことにより、管理栄養士国家試験の高い合格率を維持している。	・国家試験対策では、模擬試験結果の解析及び成績不振者の把握、アドバイザー教員及び対策委員による学生に対する個人面談を行っている。また、国家試験対策の進捗及び学生の成績状況については、学科会等において、学科教員に周知徹底し、学科全体による対策を実施している。
人文	英語	・学科独自のFD研修会の実施、学科会や学科の教員が参加するメーリングリストにおける各教員の授業での取組みの紹介とそれについてフィードバックを行っている。 ・学科で一貫した指導体制を保てるように、非常勤講師とも密に連絡を取り、指導内容や指導方法を確認している。	・それぞれの授業の内容や受講生の人数の特性を生かし、使用言語（英語・日本語）、授業の形態（一斉授業・グループ学習・個別学習）や方法を工夫している。また、授業内外での学修を促進させるためICTを活用している。
	観光文化	・学科FDとして、平成27(2015)年度の授業について学長から表彰された教員による講演会を開き、質疑応答をしている。 ・学科会において、教員の授業の取組みについての情報交換を行っている。	・テキストでは、覚えてほしいキーワードなどを空欄に穴埋めさせるなどして、学生の注意を喚起している。 ・わかる人は手を挙げなさいではなく、わからない人は手を挙げなさいというような指示で、授業に参加しない学生がいないようにしている。 ・デジタル録音機を使い、学生に音読をさせたものをメールで添付送信して、モデルの音声と比較させ、ネット環境があるところではどこでも聞くことができるようにしている。

表2-2-3-2 教育方法の改善を目的とした組織的取組み及び授業内容・方法の工夫の事例（別科）

別科	教育方法の改善を目的とした組織的取組み	授業内容・方法の工夫の事例
助産	・助産別科教育会議を月に1から2回開催し、講義や演習、実習に関する情報共有や課題について検討している。 ・臨地実習指導者会議（年1回）や助産学実習前に施設ごとに臨地指導者との打ち合わせの機会をもつことで、諸問題を協議し、効果的に実習が行われるよう連携を図っている。 ・学内外の研修に出席し、教育に活かしている。 ・実習指導では、教員を各施設に1人ずつ配置し、学生の指導や指導者との調整を行い効果的な実習が行えるよう配慮している。	・授業方法では、臨床現場が想起できるようグループ討議、ロールプレイ、ペーパー・ペイシェントによる事例演習、模擬体験等を取り入れ、学生主体の学習を展開し、視聴覚教材を活用しながら理論と実践の統合を図る授業方法を工夫している。 ・助産学実習を行っている施設より指導者を講師として招き、講義・演習してもらうことで、臨床現場に結びついた助産実践が習得できるよう工夫している。

表2-2-4-1 学生の能動的学修の促進に向けた取組み・アクティブラーニングの事例(学科)

学部	学科	学生の能動的学修の促進に向けた取組み	アクティブラーニングの事例
保健福祉	看護	・看護学は、領域ごとに講義、演習、実習で展開される。そのため、知識獲得を目的とした講義型の授業と、態度・行動獲得を目的としたアクティブラーニング型の授業を組み合わせている。	・各看護学演習では、グループワーク（看護過程の展開）とロールプレイ（看護技術の提供）を組み合わせている。加えて、ディベートやフィールドワークを実施し、ディスカッションの機会を多くもっている。 ・各看護学実習では、テーマに沿ってメンバーにプレゼンテーションし、グループで結論を導き出すカンファレンスを毎日実施している。
	福祉	・福祉学科では初年次より各種演習科目が設置されており、アクティブラーニング型の授業が実施されている。これらの科目群では、学生を主体として、グループワークやディスカッション、体験学習等が行われており、各資格に必要なコミュニケーション能力や、他者	・「相談援助演習」では、コミュニケーション力や面接技術を養うため、ロールプレイ等を学生が行いながら授業が進められている。また福祉的課題の事例等を用い、グループワークをとおして、アセスメントからプランニングを模擬的に行ったり、その内容をまとめ、プレゼンテーシ

		理解、課題対応能力を高めるよう工夫している。	ョンを行ったりする等、グループで協働し、課題解決を図っていく力やプレゼンテーション力を養っている。
	栄養	・学生の能動的な学修のために、従来の講義型の授業とアクティブラーニング型の授業を組み合わせ実施している。管理栄養士に必要なコミュニケーション能力や、他者理解、課題対応能力を高めるよう工夫している。	・「学校栄養指導論Ⅰ」では、KJ法、Think-Pair-Shareの手法を取り入れている。また、アクティブラーニングスペースを活用し、グループ学習やICT機器を用いたプレゼンテーションを実施している。
	英語	・アクティブラーニングスペースを活用したり、人数に応じて教育方法を変えたり、ICTを活用したりするなどして、多くの授業でアクティブラーニングを取り入れている。	・課題解決、調査・分析、討論、プレゼンテーション、ロールプレイ、ブレインストーミング、ピア・レビューなどの活動を取り入れたり、eラーニング・システムやアプリケーションソフトを活用したりしている。
人文	観光文化	・講義型授業に加えて、学生が能動的に学ぶための授業を取り入れている。知的・倫理的・社会的能力、教養、知識などの社会人基礎力となる汎用的能力を育成するために、問題発見・問題解決学習、体験学習、調査学習が行われている。	・「基礎演習A」（必修科目）で、ディベートをさせている。 ・「専門演習ⅠB」（必修科目）で、ブレインストーミング、ディベート、スピーチをさせている。 ・ゼミ（「専門演習Ⅱ」「卒業研究」）活動の一環として、内定者懇談会、卒論発表会でプレゼンテーションをさせている。 ・「上級中国語」「中国語通訳ガイド演習」では、観光というテーマで何かを決めさせ、中国語で演じているのを録画し教室で再生して、中国語で説明させている。 ・「専門演習ⅠB」では、北九州市を5つのグループに分け、観光文化の視野でその地域の観光資源、特徴、歴史の事情などの様々な資料を参考にして作成し提出するグループワークをさせている。

表2-2-4-2 学生の能動的学修の促進に向けた取組み・アクティブラーニングの事例(別科)

別科	学生の能動的学修の促進に向けた取組み	アクティブラーニングの事例
助産	- 入学時のオリエンテーションにおいて、能動的に学ぶということを考える機会をつくり、1年の学習計画をイメージできるよう取り組んでいる。 - 講義や演習は、事前課題を取り入れ、学習して臨むよう授業内容を組み立てている。また、講義型の授業とアクティブラーニング型の授業を組み合わせ実施している。	「助産診断・ケア学Ⅰ～Ⅳ」では、DVDなどの視聴覚教材、有線LAN（教室内）、演習室内の模型や物品を活用し、授業や演習の中に取り入れている（ロールプレイ、プレゼンテーションなど）。

シラバスでは、「授業概要」「学生が達成すべき行動目標」「達成度評価」「具体的な達成の目安」「授業計画（各回のテーマ・講義内容、授業の運営方法（講義・演習・実習・グループワーク等））」「学習課題（予習・復習）」「予習・復習時間（分）」「理解に必要な予備知識や技能」「テキスト」「参考図書・教材・データベース・雑誌等の紹介」「授業以外の学習方法・受講生へのメッセージ」「達成度評価に関するコメント」等を記載し、学生が能動的な学修をするための指標としている。

単位制度の実質を保つための工夫として、1年間に履修登録ができる単位数に上限を設けることで、学生が主体的に学修に取り組めるよう時間に余裕を持たせ、十分な学修時間の確保につながるように配慮している。また、シラバスには授業科目の単位を修得するために必要な学習課題や予習・復習時間を明記している。【資料2-2-2】【資料2-2-12】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-2-1】 三つの方針

【資料2-2-2】 2017キャンパスライフ 学生生活ガイドブック (【資料F-5】と同じ)

【資料2-2-3】 カリキュラムマップ

【資料2-2-4】 シラバス (【資料F-12】と同じ)

【資料2-2-5】 点検評価改善会議規程

【資料2-2-6】 授業評価アンケート様式

【資料2-2-7】 2016(平成28)年度授業評価アンケート (前期報告書) (後期報告書)

【資料2-2-8】 授業評価 リフレクションカード様式等

【資料2-2-9】 本学公式ウェブサイト 授業評価・リフレクションカードに関する箇所

URL: http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/edu_info/

【資料2-2-10】 大学授業表彰に関する申合せ

【資料2-2-11】 アクティブラーニングスペース (SWITCH) に関する資料

【資料2-2-12】 西南女学院大学「履修規程」

(3) 2-2 の改善・向上方策 (将来計画)

平成30(2018)年度から全面的に改正される「総合人間科学」及び各学科の「専門教育科目」の実施に向け、引き続き、「入口」(入学者選抜)から「出口」(卒業認定・学位授与)までの教育の諸活動の一貫性を堅持しながら、教育資源の効果的活用と単位制度の実質化を進めていく。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、学生・教員・職員が「WEBサービス学生支援システム」を利用している。このシステムは、学生の学修支援及び就職支援に利用しており、このシステムを学生・教員・職員の三者が運用することで入学から卒業まで一貫した支援を行う体制を整えている。

「WEBサービス学生支援システム」では、教職員間で学生の履修状況、成績、GPA (Grade Point Average)、出欠状況等の学生情報を共有することが可能となっており、学生への学修及び授業支援につながっている。学生自身もシステムの利用によって自己の履修状況、成績、GPAを常時把握することができ、履修計画や学修に活かしている。【資料2-3-1】

また、アドバイザー教員、学科に配置されている教育支援職員、教務部・学生部・事務部情報システム管理課の職員、カウンセラー、アシスタントの学生により、学修面でのサポート、生活面でのサポート、就職活動のサポートなどが行われ、教職員と学生協働の学修支援及び授業支援に関する体制を整備し運営している。特に、新入生オリエンテーションは、教職協働体制のもとで学科及び別科によるオリエンテーションと事務部門によるオリエンテーションによって実施している。

学科及び別科によるオリエンテーションは、学科及び別科の特性に応じた学修のあり方や学生生活のあり方を踏まえながら学年別に実施しており、学内での授業との向き合い方、実習先での実習についての説明、教科課程に係る国家試験受験、教科課程外の免許資格取得、学修と学生生活に関する本学の支援体制などの説明が行われており、特に新入生に対しては、入学直後から学修に対する意識付けにつながる内容になるよう留意している。また、事務部門による新入生に対するオリエンテーションは、教務部による履修関係に関する説明、学生部による入学後の学生生活に関する説明、事務部による授業で使用するパソコンの操作方法や情報倫理に関する説明などが行われ、新しい学生生活に円滑に移行できるようなプログラムを展開している。【資料2-3-2】

すべての専任教員は、担当授業科目履修者の学修状況を把握した上での的確な助言・指導等の学修支援を提供できるよう、週1コマ以上のオフィスアワーを設定することとしており、全学的なオフィスアワー制度として実働している。非常勤講師についても同様に、授業開始前・終了後の時間をオフィスアワーとし、講義室や非常勤講師室（7号館2階）にて対応している。オフィスアワー制度については、入学時オリエンテーション、「キャンパスライフ 学生生活ガイドブック」、本学公式ウェブサイト及び学内掲示による周知に加え、各教員のオフィスアワーを所属学科の掲示板及び「学生ポータルサイト」で公表するなどして、学生による制度利用の促進につなげている。【資料2-3-3】

また、アドバイザー教員としては、担当する数人から20人前後の各学生に対し、入学時

から卒業に至るまでの日常的な関わりをとおして培われた信頼関係や、履修・出席状況のほか家庭環境、交友関係等の周辺情報をもとに学生の現状を総合的に把握することで、きめ細かい指導が可能となっている。

保健福祉学部栄養学科及び人文学部には教育の補助を主たる職務とする「教育支援職員」を配置し、「教育支援職員規程」に基づき、実験・実習科目及び情報系科目における教育の円滑な実施に必要な業務に従事するとともに、学生の学修支援に関する業務に従事している。情報系科目ではスチューデント・アシスタント（Student Assistant:SA）を配置し、授業の運営上必要な教員のサポートや、履修学生の質問等に対応するなど、学生の立場からの授業サポートを行っている。また、特に個別のサポートが必要な学生に対しては、ノートテイカーの役割を担う学生を募り、学生同士が相互に関わる中での学修支援を展開している。【資料2-3-4】【資料2-3-5】

本学における休学・退学防止のための取組みとして、「WEBサービス学生支援システム」を活用した出欠管理があげられる（非常勤講師については、平成28(2016)年度後期から運用開始）。平成28(2016)年度から運用が開始されたシステムにより、科目担当教員以外の教員も学生の授業の出欠状況を確認することができるため、アドバイザー教員が適宜に学修支援を行うことが可能となっている。また、学生自身も自分の出欠状況を把握することができる。非常勤講師については、「WEBサービス学生支援システム」を活用した出欠管理とは別に、学生が担当授業に4回欠席した時点で教務課への報告を依頼している。この報告内容は、教務課から当該学科の教務委員をとおして学科で共有されている。【資料2-3-6】

退学及び休学を防止する対策の一環として、該当学生に対してアドバイザー教員が積極的に関わることができるようにするために、退学願及び休学願とあわせてアドバイザー教員が「退学願・休学願提出までの経過」を作成している。記載すべき内容は、相談方法、相談回数、退学に至るまでに関わった人や部署、教員の関わりに対して学生や家族が受けた反応としており、退学及び休学の要因の把握が可能なものとなっている。【資料2-3-7】

留年の防止については、学生の出欠管理を行いながら学科及び別科との情報共有を図っている。また、履修登録の誤りによる留年を防ぐために、教務課と教務委員との連携によって、卒業要件や免許資格取得要件を満たすための履修指導を該当学生に行っている。留年者への対応は学科が行っており、併せて教務課において留年者の未修得科目（未修得単位）を確認して学科との情報共有を行っている。

また、教学IR（Institutional Research）活動として、「退学者（除籍者を含む）・休学者数」を学科毎に月別及び理由別人数で集計し、4月と10月に、教務委員会で報告している。年度始めの4月には、各学科で前年度分の集計表に対し退学・休学防止対策の方針を踏まえ、「学習指導」「履修指導」「学業不振者指導」「授業欠席者へ指導」「学生生活指導」「保健室・学生相談室との連携対応」「保護者への対応」「その他」の8項目の要因の分析を行い、当該年度の改善策の検討にあたっている。改善策の検討に際しては、各学科共通の様式「退学防止のための学科における取り組み状況」として整理され、教務委員会で報告している。【資料2-3-8】

さらに、中途退学者への対応策として、「西南女学院大学学則」第31条及び「転学部・転学科規程」により、転学部・転学科制度を実施している。この制度は、学生が入学後の

学習過程において、将来の進路変更や学修に対する興味・関心の変化に本学として柔軟に対応することにより、本学での学修の継続を目指すものである。転学部・転学科は、1年次修了時から2年次開始時、2年次修了時から3年次開始時を原則としている。転学部・転学科は、保健福祉学部福祉学科「子ども家庭福祉コース」及び保健福祉学部栄養学科を除く全ての学科間で可能である。【資料2-3-9】【資料2-3-10】

「学生生活に関する実態調査」では、「大学での学習成果（「卒業の認定に関する方針」の観点で付記）」「1週間の生活時間」「1週間の通学頻度」「授業への出席状況」「大学で過ごす平均的時間数」「大学等で過ごす場所」「学生生活全般に対する満足度」「悩み」等の調査結果を総合的に分析し、学生の学修時間の実態及び学修行動の把握を試みている。自由記述欄に記入された意見・要望は、「教員」「教育環境」「各種支援窓口」などに分類の上、学科ごとに表に取りまとめて報告書に掲載している。本調査は、大学全体と学科・別科別の学生の全体的動向・傾向を把握するために活用されている。【資料2-3-11】

上記以外の学修及び授業支援に対する学生の意見等をくみ上げる仕組みとしては、「意見箱」と「授業評価アンケート」がある。これらの仕組みをとおして、学生の率直な意見やデータ分析結果等に関する知見を教職員間で共有することができ、必要に応じて学内の関係機関にて協議・検討を行うことができるようになっている。【資料2-3-12】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-3-1】WEBサービス学生支援システムに関する資料

【資料2-3-2】オリエンテーションに関する資料

【資料2-3-3】オフィスアワー・アドバイザー制度に関する資料

【資料2-3-4】教育支援職員規程

【資料2-3-5】2016年度SA公募資料、SA出勤簿、当番スケジュール表、ノートテイカーの運用実績

【資料2-3-6】出席管理実施についてのお願い・学生掲示

【資料2-3-7】退学願及び休学願の様式

【資料2-3-8】退学防止のための学科における取り組み状況

【資料2-3-9】西南女学院大学学則（【資料F-3】と同じ）

【資料2-3-10】西南女学院大学「転学部・転学科規程」

【資料2-3-11】2016年度学生生活に関する実態調査実施要領・調査結果報告書

【資料2-3-12】「意見箱」案内掲示及び記入用紙

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

今後も「WEBサービス学生支援システム」を活用し、学生・教員・職員の三者が授業の出欠状況や成績等の情報を共有することで、学修支援と授業支援を充実させる。また、成績が振るわない学生に対して大学が主体的に指導できる学修支援サポート体制として、学生との面談記録を教職員間で共有できるシステムについて検討する。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

単位認定の基準については、成績評価として、「西南女学院大学学則」第28条及び「履修規程」第11条に定められ、厳正に適用されている。単位認定のための評価方法、成績評価に対する評価基準、受験資格、成績通知方法等は、シラバス及び「キャンパスライフ 学生生活ガイドブック」に記載し、学生に周知を図っている。【資料2-4-1】【資料2-4-2】【資料2-4-3】

単位認定は、授業への出席（実質開講回数の3分の2以上）を前提とし、評価方法は試験・小テスト・レポート・発表・レポート以外の提出物等の成績によるものとしている。成績の評価基準は、シラバスに記載されている「標準的レベル」及び「理想的レベル」をもとに定められ、学生自身の到達レベルに応じて得られる成績評価を明確に示している。【資料2-4-4】

学科における卒業の要件は、本学に4年以上在学し、学科ごとに定める必修科目及び選択科目の履修要件を満たし、124単位以上修得することとしている（学則第36条）。所定の授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する（学則第37条）。助産別科では、「西南女学院大学助産別科規程」第19条に基づき、助産別科に1年以上在学し、同規程別表に定めるところにより34単位以上を修得した者について、別科会の議を経て学長が修了を認定する。【資料2-4-1】【資料2-4-5】

本学では、進級制度は設けていないが、学則第28条に基づく「秀」「優」「良」「可」「不可」による5段階の成績評価（表2-4-1）に加えて、GPA（Grade Point Average）制度を導入している。GPAの提示方法は、①通算GPAとして入学時から現在の学期までに成績評価を受けた授業科目分のGPAを「WEBサービス学生支援システム」内の個人成績表で開示する方法、②学科・学年別の通算GPAとして本学公式ウェブサイト内の学生専用ページで度数分布を開示する方法の2つの方法がある。【資料2-4-3】

学生は自己の到達目標をGPAという具体的数値で知ることができ、それが「学習意欲の高揚」や「自己責任」「自己管理」能力を養うことにつながっている。加えて、安易な履修登録による授業科目の途中放棄を防ぐことができる。また、GPAを厳格な成績評価基準として用いることで、学生一人ひとりの学修状態に応じたきめ細かい学修支援も可能となっている。

GPAの算出方法は、100点満点で評価したときの得点を（P）としてGP算出の計算式によりGPを求め、表2-4-2のとおり少数第一位まで表示する。求められたGPをGPA算出の計算式で計算したものがGPAとなる。【資料2-4-3】

表 2-4-1 成績評価と評価基準

成績評価	評価基準
秀（90点以上）	具体的な達成の目安の「理想的レベル」に達し、きわめて優秀な成果をおさめている。
優（90点未満、80点以上）	具体的な達成の目安の「理想的レベル」に達している。
良（80点未満、70点以上）	具体的な達成の目安の「標準的なレベル」に達している。
可（70点未満、60点以上）	具体的な達成の目安の「標準的なレベル」に最低限度達している。
不可（60点未満）	具体的な達成の目安の「標準的なレベル」に達していない。

※ GP算出の計算式

$$GP = \frac{(P-50)}{10}$$

Pは100点満点で評価したときの得点

表2-4-2 成績評価とGPの関係

成績（P：素点）	成績評価	GP
100～90	秀	5.0 ～ 4.0
89～80	優	3.9 ～ 3.0
79～70	良	2.9 ～ 2.0
69～60	可	1.9 ～ 1.0
60点未満または放棄	不可	0

※ GPA算出の計算式

$$GPA = \frac{\text{履修登録科目のそれぞれの【GP×単位】の総和}}{\text{履修登録単位数の総和}}$$

平成28(2016)年度より、学生からの「成績評価に対する照会」「成績評価に対する申立て手続き」の手順を「キャンパスライフ 学生生活ガイドブック」に記載することで成績評価の厳格化を図ってきたが、平成29(2017)年度からは、「履修規程」及び「助産別科履修規程」に「成績評価に対する照会」「成績評価に対する申立て」について規定し、規程上の根拠を明確にしている。【資料2-4-2】【資料2-4-6】

学部、学科及び別科の卒業の認定に関する方針は、表2-4-3のとおり明確に定めており、「キャンパスライフ 学生生活ガイドブック」にも明示し、本学公式ウェブサイトでも公表している。【資料2-4-7】

表 2-4-3 卒業の認定に関する方針

保健福祉学部	保健福祉学部	DP1 【知識・理解】	1-1) 「文化と宗教」、「心身と健康」、「環境と情報」、「国際社会と現代」、「地域創生」の総合人間科学の5分野において、将来の保健・福祉を支えるための基本的知識を修得している。 1-2) 看護学、福祉学または栄養学の専門領域における基礎的知識を修得している。
		DP2 【思考・判断】	2-1) 看護学、福祉学または栄養学の各領域において、的確な考察及び判断ができる。
		DP3 【関心・意欲】	3-1) 保健・福祉の実践者として課題を発見し、関連領域との協同により現実に即した解決を図る意欲がある。
		DP4 【態度】	4-1) 保健・福祉の理想を見出し、専門家として自己研鑽する力をもつ。
		DP5 【技能・表現】	5-1) 看護学、福祉学または栄養学における基本的かつ確実な技能と、関連領域と意見交換ができる豊かな表現力を身につけている。
	看護学科	DP1 【知識・理解】	1-1) 豊かな人間性と社会性を支える広い教養を身につけている。 1-2) 看護学分野での基礎的知識を修得している。
		DP2 【思考・判断】	2-1) 健康上の課題を解決するため、身体的・心理的・社会的な状態を把握し、論理的に思考・判断できる。
		DP3 【関心・意欲】	3-1) 社会の看護・医療ニーズの変化に対応して、自ら学び続ける意欲を持っている。
		DP4 【態度】	4-1) 看護専門職としての責任を自覚し、倫理に基づく行動ができる。 4-2) 保健・医療・福祉の総合的視野から、健康支援に関わる人々と協働・連携する姿勢を身につけている。
		DP5 【技能・表現】	5-1) 看護の対象と適切なコミュニケーションを図り、援助的関係を形成することができる。 5-2) 看護の対象に必要な看護ケアを提供することができる。
	福祉学科	DP1 【知識・理解】	1-1) 豊かな教養のもと、社会を多面的に捉える視点と知識を身につけている。 1-2) 対人援助に必要な基礎的知識を修得している。
		DP2 【思考・判断】	2-1) 個人や社会の福祉の課題について、的確に把握し、支援方法を検討できる。 2-2) 対人援助職としての倫理的判断ができる。
		DP3 【関心・意欲】	3-1) 人びとのいのちや生活について、さらに社会の福祉的課題について関心をもつ。 3-2) 課題解決に向けた創造的な支援とは何かを探求しようとする意欲がある。
		DP4 【態度】	4-1) 社会の一員としての自覚を持ち、責任を持って行動できる。 4-2) 人びとの異なる立場や考え方を理解し、協力することができる。 4-3) 自らを成長させるための課題を自覚し、自己研鑽に努めている。
		DP5 【技能・表現】	5-1) 他者と関わる上で必要とされる基本的なコミュニケーションスキルを身につけている。 5-2) 対人援助職としての基本的な専門的スキルを身につけている。
	栄養学科	DP1 【知識・理解】	1-1) 社会人としての基礎的な教養を身につけている。 1-2) 栄養管理、栄養教育のために必要な、専門的な知識及び技術を修得している。
		DP2 【思考・判断】	2-1) 健康に関する諸課題について、これまでに培った知識・技術をもとに論理的に思考し、判断することができる。
		DP3 【関心・意欲】	3-1) 保健、医療、福祉に深い関心を持ち、健康増進及び疾病予防・治療に貢献しようとする強い意欲を持っている。
		DP4 【態度】	4-1) 専門職業人としての職業倫理を持っている。 4-2) 専門的知識・技術を高めるため、継続的に自己を啓発し、研鑽しようとする態度が身につけている。
		DP5 【技能・表現】	5-1) 保健、医療、福祉の分野で、他の保健・医療従事者と連携・協働して、専門的な知識・技術を実践に活かすことができる。
学人部	学人部	DP1 【知識・理解】	1-1) 「文化と宗教」、「心身と健康」、「環境と情報」、「国際社会と現代」、「地域創生」の総合人間科学の5分野において、将来の社会を支えるための基本的な知識を修得している。

西南女学院大学

			1-2) 人文科学あるいは社会科学の特定の専門分野における基礎的知識と運用能力を身につけている。
		DP2 【思考・判断】	2-1) 人文科学あるいは社会科学の特定の学問領域において、的確な考察および判断ができる。
		DP3 【関心・意欲】	3-1) 人文科学あるいは社会科学の知識を社会における実践力へと高め、社会に貢献しようとする意欲がある。
		DP4 【態度】	4-1) 文化や社会の担い手としての自覚をもち、自己研鑽して社会に貢献しようとする姿勢を有する。
		DP5 【技能・表現】	5-1) 他者と協働し国内外で活躍できる的確なコミュニケーション能力を身につけている。
	英語学科	DP1 【知識・理解】	1-1) 国際的視野と地域的視野に立って行動するための豊かな教養と幅広い知識を身につけている。 1-2) 英語に関する確かな知識と運用能力を身につけている。
		DP2 【思考・判断】	2-1) 現代社会の諸問題について論じ、適切な対応策を考えることができる。
		DP3 【関心・意欲】	3-1) 英米文化のみならず世界の文化に関心をもち、理解をさらに深めようとする意欲を身につけている。
		DP4 【態度】	4-1) グローバル社会にあって、より良い環境を創り出すために、他者と協働する姿勢を身につけている。 4-2) 国際社会の一員として、自ら積極的に責任ある役割を果たすことができる。 4-3) 自分のもつ能力や知識を国際社会や地域社会の発展に役立てる方法を考え、実行できる。
		DP5 【技能・表現】	5-1) 他者の価値観や立場に立ち、他者と協働することができるコミュニケーション能力を身につけている。 5-2) 情報収集・情報処理の技術や方法を身につけている。
	観光文化学科	DP1 【知識・理解】	1-1) 社会人としての基礎的な学力を修得している。 1-2) ツーリズムの領域について幅広い理解と知識を身につけている。 1-3) ビジネスの領域について幅広い理解と知識を身につけている。
		DP2 【思考・判断】	2-1) 現代社会の実態を学際的な視点でとらえる能力、問題解決に必要な思考力、判断力を修得している。
		DP3 【関心・意欲】	3-1) 地域や諸外国の問題への関心と貢献する意欲を持っている。
		DP4 【態度】	4-1) 職業としての礼儀作法やマナーを身につけ、ホスピタリティの心と豊かな人間性を持っている。
		DP5 【技能・表現】	5-1) 情報処理の知識と技能等の専門的な実務能力を修得している。 5-2) ツーリズムとビジネスの領域における外国語でのコミュニケーション能力を修得している。
	助産別科	DP1 【知識・理解】	1-1) 周産期の助産ケアに必要な基礎的知識を修得している。 1-2) ライフサイクル各期の女性の健康支援に関する知識を修得している。 1-3) 国際化社会における母子保健向上に関する知識を修得している。
		DP2 【思考・判断】	2-1) 妊娠・出産・産褥及び新生児各時期において正常経過の判断ができる。 2-2) 妊娠・出産・産褥及び新生児各時期において正常からの逸脱の判断ができる。
		DP3 【関心・意欲】	3-1) 性と生殖に関する女性を取り巻く課題に積極的に取り組むことができる。
		DP4 【態度】	4-1) 母子保健チームの一員として責任を持つ行動ができる。
		DP5 【技能・表現】	5-1) 基礎的な助産ケアを安全・安楽に実施できる。

【エビデンス・資料集】

【資料2-4-1】 西南女学院大学学則（【資料F-3】と同じ）

【資料2-4-2】 西南女学院大学「履修規程」（【資料2-2-12】と同じ）

【資料2-4-3】 2017キャンパスライフ 学生生活ガイドブック（【資料F-5】と同じ）

【資料2-4-4】 シラバス（【資料F-12】と同じ）

【資料2-4-5】 西南女学院大学助産別科規程

【資料2-4-6】 西南女学院大学助産別科「履修規程」

【資料2-4-7】 本学公式ウェブサイト 三つの方針に関する箇所（【資料1-2-4】と同じ）

URL: <http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/course/>

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

平成 29(2017)年度から施行される、「履修規程」及び「助産別科履修規程」における「成績評価に対する照会」「成績評価に対する申立て」について、運用状況及び適用事例を確認しながら、制度の適正化を図っていく。

平成30(2018)年度入学生からの全学的な教育課程改正に伴い、単位制度の実質化の観点から履修登録単位数の上限設定の見直しを行う。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5の自己判定

基準項目2-5を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では学部、学科及び別科の教員と就職課が相互連携し、学生のキャリア形成支援の充実を図っており、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制を整備している。

学生・教員・職員は「WEBサービス学生支援システム」を利用している。このシステムでは、就職情報の検索、就職行事予定照会、求人情報・セミナー案内のメール一斉配信などを行うことができ、学生の就職支援につなげている。また、教職員が「WEBサービス学生支援システム」で支援を行う学生の成績、GPA等の学修状況を確認、共有することで、学生一人ひとりにあわせた支援を行っている。【資料2-5-1】

就職率は、全学科・別科とも毎年90%以上の水準を維持している。

教養教育課程におけるキャリア教育

教養教育課程である「総合人間科学」では、専攻する学問の違いを超えて学修する上での根本となる総合的視点と豊かな人間性を養うものとしてのキャリア教育として、「総合人間学概論」を1年次の必修科目として配置している。本学が女子大学であることに鑑み、「総合人間学概論」では、卒業後に女性としてのライフイベント（結婚・出産等）とキャリアとの関係について教養の観点から理解を深めるとともに、女性として生涯にわたるライフキャリアを主体的に考える契機としている。

具体的には、①本学の建学の精神である「感恩奉仕」の意味を理解すること、②自分が目指す目標を知り、専門領域における問題意識を持つこと、③生涯にわたって女性として健康に過ごすために必要なことを理解すること、④自らのキャリアデザインを描くことができること、以上4つが「総合人間学概論」の達成目標となる。【資料2-5-2】

保健福祉学部におけるキャリア教育

保健福祉学部では、免許資格（国家試験受験資格）の取得に沿った教育課程のもとで、授業科目の履修が学生自身の将来のキャリアに直結することになる。一方で、免許資格（国家試験受験資格）を取得せず、又は免許資格（受験資格）を取得しても専門職への就職を希望しない学生に対する教育課程内外をとおした支援のための体制も整えている。

各学科の取組み状況は、表2-5-1のとおりである。

表2-5-1 保健福祉学部におけるキャリア教育

学科	教育課程内外における専門職への就職に向けたキャリア教育の取組み	免許資格（受験資格）の取得又は専門職への就職を希望しない学生への支援〔進学を希望する学生を含む〕
看護	・初年次から「看護の仕事について」「看護専門職として働くこと」などを考える機会を設けている。 ・臨地実習の経験が少ない2・3年次の前期には、様々な領域の看護活動を見学・体験し、早期に将来のキャリアに関連した就業体験をさせ、今後の自分に何が必要かを考えさせるためにインターンシップを設けている。 ・参加学生は、一般財団法人日本パプテスト連盟医療団 日本パプテスト病院（京都市左京区）にて、老人保健施設、訪問看護ステーション（在宅ターミナルケアを実施）、緩和ケア・産科病棟・NICUを体験している。平成26(2014)年度は、3年次生12名、2年次生6名の計18名、平成27(2015)年度は、3年次生7名が参加した。平成28(2016)年度は行っていない。平成29(2017)年度は就職委員を通じて学生に周知し、現在、希望者を募っている。	・学生は、1年次から4年次にかけてアドバイザー教員から将来像を描くようにサポートされ、低学年から学内のさまざまな領域の教員に相談する雰囲気をもっている。 ・助産師への進学希望の学生には、アドバイザー教員がその選択から試験対策まで学生の相談・要望に応じている。 ・本学助産別科希望学生には、アドバイザー教員が推薦制度を紹介している。 ・大学院進学の場合、アドバイザー教員がその選択から試験対策まで学生の相談・要望に応じている。 ・一般職に就職希望の学生には、就職課職員とアドバイザー教員が連携し、学生の相談・要望に応じる。
福祉	・1年次のオリエンテーションの際に資格の内容や取得までの流れ、卒業後の場などについて説明している。 ・新入生交流会では、福祉領域等で就職している卒業生を招いて業務内容等について話を聞く機会を設けたり、各資格別に在学生からの科目履修や実習内容等について話を聞く機会を設けたりして、専門職のイメージ作りや資格取得までのプロセスの理解に結びつけている。 ・実習先や就職を希望する福祉施設等においてボランティアとして関わり、各施設で働く専門職の業務や役割に対する理解を深めて就職に結びつけている学生もいる。 ・学科教員が活動を行う施設を紹介することもある。	・学生は、1年次から2年次まではアドバイザー教員から、3年次から4年次にかけてゼミ担当教員から将来像を描けるようにサポートされている。 ・大学院進学の場合は、ゼミ担当教員が学生の相談・要望に応じている。 ・一般職に就職希望の学生には、就職課職員とゼミ担当教員が連携し、学生の相談・要望に応じている。
栄養	・1年次開講の「栄養学概論」をはじめ、「地域栄養活動論」「臨床栄養活動論」などにおいて、栄養士・管理栄養士として働く卒業生を講師として迎え、キャリア形成について学ぶ機会を提供している。 ・卒業後も同窓会「オリーブの会」をとおり、栄養学を学んだ先輩方それぞれのキャリアに触れる機会を設けている。また、病院や福祉施設に依頼して自主研修を個別に行うケースもある。	・資格取得を希望しない学生に対しては、アドバイザー教員、卒業研究及び卒業ゼミの担当教員による個人面談を行い、一般企業の就職に向けた個別対応を実施している。具体的には簿記、MOS医療事務資格等の取得をサポートしている。 ・進学を希望する学生に対しては、選抜試験のための個別対応（卒業研究や卒業ゼミ担当教員による科学論文の抄読等）を行っている。

人文学部におけるキャリア教育

人文学部では、社会人として必要な「基礎力」の養成と、学生が進路に係る自身の特性

に気づきを得ることを重視して、キャリア教育を実施している。

また、中学校教諭一種免許状（英語）及び高等学校教諭一種免許状（英語）や日本語教員養成課程修了証の取得に沿った教育課程（英語学科）、国家資格（旅行業務取扱管理者、通訳案内士）の取得を後押しする授業科目（観光文化学科）もあり、科目の履修が学生の将来のキャリアに直結することもある。

各学科の取組み状況は、表2-5-2のとおりである。

表2-5-2 人文学部におけるキャリア教育

学科	教育課程内外における就職等に向けたキャリア教育の取組み	免許資格の取得や専門的職業に関する知識・技能の修得を目指す学生への支援[進学を希望する学生を含む]
英語	・キャリア教育関係科目として「インターンシップ」（2・3年次対象）、「現代ビジネス人材論」（2・3・4年次対象）、「職業選択と能力開発」（3・4年次対象）、「航空ビジネス研究」（3・4年次対象）の4科目を開講しており、自分のキャリア希望に応じた選択ができるようになっている。	・教職課程においても、日本語教員養成課程においても、授業内容の調整を行い、各科目の連携を確保している。英語教員を目指す学生を対象に、教員採用試験対策として小論文、集団面接、個人面接、模擬授業の指導を行っている。また、日本語教員を目指す学生を対象に、日本語教育能力検定試験対策講座を実施している。 ・実用英語技能検定やTOEICについては、レベル別の授業を実施するとともに、個別に試験対策の指導を実施している。また、全学生に毎年TOEIC IPを受験させ、学修の進捗を確認している。 ・大学院進学を目指す学生には、アドバイザー教員及び学科の教員が必要に応じて指導を行っている。
観光文化	・「インターンシップ」（3・4年次対象）を配置しており、履修者全員がほぼ希望どおりの業種、地域で職場体験を得ている。 ・インターンシップの派遣先の実績としては、全国の空港、航空会社、旅行会社、ホテル、ブライダル企業、新聞社、テレビ・ラジオ局、雑誌社等のマスコミ企業、官公庁、一般産業の企業等がある。 ・「キャリア・デザイン論」（3・4年次開講）では、毎回地元企業等から講師を招いて当該業種の抱えるキャリア課題や可能性などを学んでいる。	・国家試験である「旅行業務取扱管理者」資格には、「国内」「総合」の2種類あるが、いずれも正規授業を3科目配置して支援をしている。 ・TOEIC等の英語の試験については、eラーニングのCHleruで、学年別に課題を出し、目標達成へ段階的に対策を立てることができるようにしている。 ・通訳案内士試験については、英語では4科目、中国語では1科目を設けて支援をしている。 ・進学（大学院）を希望する学生には、アドバイザー教員、学科教員が相談・指導をしている。

助産別科におけるキャリア教育

助産別科は、助産の対象である女性、乳幼児及びその家族を全人的に理解するとともに、助産の知識と実践力を有し、専門職として自立した助産師を育成することを目的としており、この目的達成のために受胎調節実施指導員や新生児蘇生法Bコースの資格取得のための講習会をカリキュラムに取り入れている。

就職課を中心とした相談・助言等の支援体制

就職、進学及び国家試験受験手続に対する相談・助言等に関する支援については、就職

課及び各学科から選出された就職委員による教職協働体制により行っている。平成28(2016)年度の在学生との面談件数は4,533件(延べ件数)、卒業生との面談件数は80件(延べ件数)、合計4,613件(延べ件数)であり、相談・助言・指導により学生の状況把握に努め、教員との情報共有を図っている。【資料2-5-3】【資料2-5-4】

主な支援内容は、表2-5-3のとおりである。

表2-5-3 就職課を中心とする相談・助言等の支援体制の概要

1. 就職ガイダンス・就職対策セミナーの開催
・3年次の4月から開始し、初期段階は就職意識の向上に重点を置く内容とし、以降は就職活動時期に合わせた内容とするなど就職支援効果を上げる工夫をしている。 ・その他の就職支援行事として、「筆記試験対策セミナー」「面接試験対策セミナー」「公務員セミナー」を実施し、希望者には有料講座を開講している。学生が参加しやすいように昼休み時間を利用した「ランチセミナー」も実施している。
2. 履歴書・エントリーシートの添削、書き方指導
・エントリーシート・履歴書添削を含めた個別の相談・助言・指導等は、課員全員が全学科に対応し、個々の学生の状況把握に努め、適宜、教員と情報を共有している。
3. 模擬面接
・学生からの申し込みに応じて模擬面接を実施し、指導・助言を行っている。 ・平成28(2016)年度の模擬面接は86件(延べ件数)。
4. インターンシップに関する情報提供、事務手続、報告会開催
・全学生対象に夏季・春季の年2回、学生に社会性・コミュニケーション能力・課題解決力等を身につけさせることを目的にインターンシップ参加者を募集している。 ・インターンシップの企業選定(関係団体との連絡調整)、事前指導、事後指導(事後報告会)に関わり、学生の就業に係る能力開発をととした進路実現に寄与している。 ・人文学部英語学科及び観光文化学科の教育課程に配置される「インターンシップ」に係る企業の斡旋・事務処理を行っている。
5. 大学院・別科・大学編入学などの受験案内、相談受付
・大学院・別科・大学編入学など募集要項を就職課内に設置し、相談受付を行い学科教員へつなげている。 ・本学助産別科をはじめとする推薦入試に関わる事務手続を行っている。
6. 卒業生からの就職相談受付、就職支援
・勤務先での悩み相談や転職相談などのケアを行うとともに、勤務先の企業の情報収集にも役立てている。
7. 国家試験受験に関する受験案内、事務手続
・「保健師・看護師・助産師」「社会福祉士・精神保健福祉士」「管理栄養士」の国家試験事務手続などを行い、就職につながる資格取得に関する支援を行っている。

就職ガイダンスについては、平成28(2016)年度から卒業研究や実習などのグループごとに就職課職員が相談及び質問に答える形態とした。これにより、希望する業種や職種別に就職活動の取り組み方や流れに特化したプログラムが展開され、学生への具体的な指導が行えるようになっている。【資料2-5-5】

本学は山口県と平成28(2016)年4月18日付で「山口県と西南女学院大学及び西南女学院大学短期大学部との就職支援に関する協定書」を交わした。これは、本学学生の山口県出身者数、山口県へのUターン就職者数などの実績が高く評価されたことによる。平成29(2017)年2月17日には本学で山口県内企業を招いた「山口県キャリアガイダンス」を開催した。さらに、初の試みとして、平成29(2017)年3月16日に福岡県内の就職実績のある

優良企業10社を招き、企業研究に資する貴重な機会として「学内合同会社説明会」を開催した。この説明会では、1年次と2年次の学生がアシスタントとして運営に携わり、自身のキャリア意識の醸成につながる機会となった。【資料2-5-6】

求人情報・セミナー案内などについては、「WEBサービス学生支援システム」のメール配信システムを利用して一斉メール配信を行い、学生へ最新情報を提供している。3年次には、就職活動時に活用できる内容を掲載し、卒業年度まで利用できる「就職活動ハンドブック（スケジュールダイアリー付）」を配付している。【資料2-5-7】

インターンシップにおける企業選定にあたっては、学生の希望先での実施件数を増やすために、各幹旋団体の特徴を踏まえ、学生と個別に面談し希望等を丁寧に聞き取っている。本学が学生に行う事前準備として、研修会やマナー講座（幹旋団体主催）を企画し必要なマナーや心構え等を学ぶ機会を設けるとともに、インターンシップ参加学生は実習期間中に体験・反省等を日報に記入し、当該企業担当者からの評価を受けることになっている。インターンシップ終了後には事後報告会を開催し、最近の採用試験におけるグループディスカッション・プレゼンテーション対策として、企業での体験を論理的に話す能力や、反省を踏まえ改善点を見出す能力を養う場として活用している。参加学生には一人ずつ発表の機会があり、その他の学生は面接者としての視点でアドバイスを与える相互評価形式を採用している。平成24(2012)年度から平成28(2016)年度の過去5年間ににおける学生のインターンシップ参加状況は、表2-5-4-1及び表2-5-4-2のとおりである。参加学生の増減にかかわらず、インターンシップは学生自身が自己の将来を具体的に考えるための重要なキャリア教育であり、その教育的効果を最大限引き出せるように手厚い事前・事後支援に努めている。【資料2-5-8】

障害学生への支援については、学内外の研修会や情報交換会に積極的に参加するとともに、障害学生に対してはマナー講座や職場実習などに参加するように促している。また、外部関係機関への求職登録や就職相談会に参加する場合には、職員が同行するなどの支援を行っている。【資料2-5-9】【資料2-5-10】

表2-5-4-1 学生のインターンシップ参加状況（学科別）

（単位：人）

学 科	平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	備 考
福 祉	1	2	11	10	4	
栄 養	0	0	4	4	8	
英 語	9	22	22	44	14	
観光文化	4	6	11	18	24	
合 計	14	30	48	76	50	

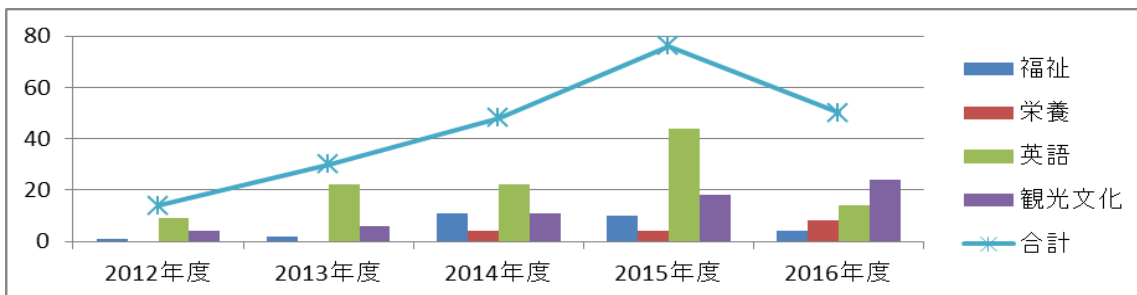
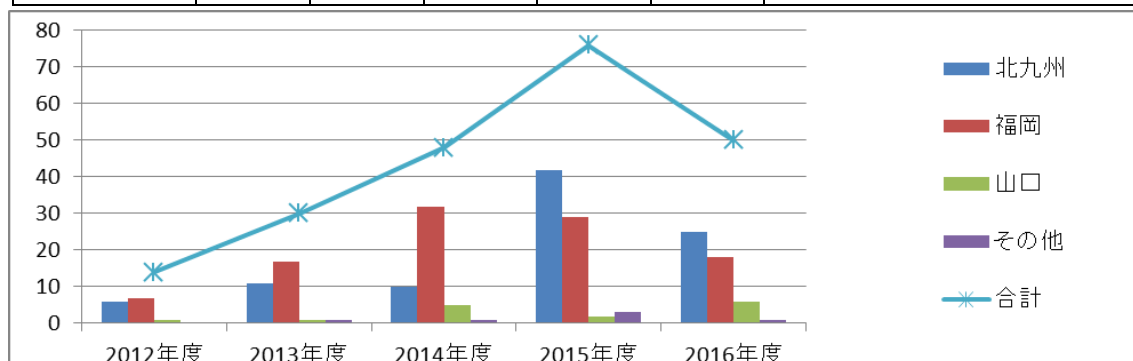


表2-5-4-2 学生のインターンシップ参加状況（地域別）

（単位：人）

地 域	平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	備 考
北九州市内	6	11	10	42	25	
福岡県内	7	17	32	29	18	北九州市を除く
山口県内	1	1	5	2	6	
そ の 他	0	1	1	3	1	
合 計	14	30	48	76	50	



【エビデンス集・資料編】

【資料2-5-1】WEBサービス学生支援システムに関する資料（【資料2-3-1】と同じ）

【資料2-5-2】平成28(2016)年度「総合人間学概論」のシラバス抜刷（全学科）

【資料2-5-3】就職委員会規程

【資料2-5-4】資格に関する説明会等の資料

【資料2-5-5】2016年度大学生就職支援行事・グループごとガイダンス

【資料2-5-6】学内合同会社説明会及び山口県キャリアガイダンスに関する資料

【資料2-5-7】2017就職活動ハンドブック（スケジュールダイアリー付）

【資料2-5-8】インターンシップ関係資料（事前・事後の研修及び説明会を含む）

【資料2-5-9】障害のある学生への就職支援について

【資料2-5-10】外部機関等との連携について

（3）2-5の改善・向上方策（将来計画）

平成30(2018)年度から教養教育である「総合人間科学」に配置される「キャリア形成支援科目」について、各学科の「キャリア形成発展科目」との連動を確認しながら、学年進行に沿ったキャリアデザインにつなげていく。

学生自身が自己の将来を具体的に考えるためのキャリア支援の一環として実施しているインターンシップについては、今後、参加学生の課題解決力や論理的思考力の向上を目指し、インターンシップ実施前の研修や事後の報告会の内容をさらに充実させる。

平成29(2017)年度開設の「学生総合支援室」と連携して、障害のある学生に対して初年次からの支援を検討し、個々の学生にあった進路選択がスムーズにできるような支援体制を整備する。また、外部関係機関と連携・協力を強化していく。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学における教育目的の達成状況の点検・評価は、「授業評価アンケート」「学生生活に関する実態調査」「卒業生アンケート」「就職受け入れ先から見た本学卒業生の評価に関するアンケート」等の実施によるほか、資格取得状況等に関する調査・分析により行い、これらの評価結果は、学生や教職員にフィードバックしている。【資料2-6-1】【資料2-6-2】【資料2-6-3】【資料2-6-4】

各種調査については、表2-6-1のとおりである。

表 2-6-1 各種調査

分類	名 称	対 象	概 要	結果の周知・活用
(教務部系)	授業評価アンケート	在学生	・授業改善を目的に、毎学期末に実施。 ・アンケートは、「受講動機」「到達度自己評価（5段階評価）」「授業の質（5段階評価）」「学習量」「学修のための利用した情報・文献・データ等」の選択式設問と自由記述欄で構成。 ・教員の授業状況だけでなく学生自身の授業への取り組み姿勢の把握にも努めている。	・授業評価アンケートは、学期ごとに報告書として全教員に配付している。 ・リフレクションカードは、本学公式ウェブサイトで公表している。 ・各授業の教育内容・方法及び学修指導等の改善に役立てるほか、大学・学科単位での教育システム、教育環境を整えるための検討材料としている。 ・授業評価アンケート結果は、「大学授業表彰に関する申合せ」に基づく教員への表彰に際し、選考材料としている。
	リフレクションカード	教員	・学生に対するフィードバック。 ・学生に対する説明責任という観点から、評価結果を踏まえた省察や授業改善の具体的方策を示し、本学公式ウェブサイト上で公表することにより、それを教職員と学生間で共有する。	
(学生生活部系)	学生生活に関する実態調査	在学生* *改訂初年度は全学年、平成28(2016)年度以降は1年と4年の2学年を対象	・「大学での学習成果（各資質・能力に対応する卒業の認定に関する方針の観点を付記）」「1週間の生活時間」「1週間の通学頻度」「授業への出席状況」「大学で過ごす平均的時間数」「大学等で過ごす場所」「学生生活全般に対する満足度」「悩み」等の項目をとおして、学生の学修時間の実態及び学修行動の把握を試みている（平成27(2015)年度に大幅改訂）。	・本調査は、継続的に実施されており、結果に対する分析を含めて報告書に纏められ、全教職員に配付している。

西南女学院大学

(入試部・教務部・学生部) 三部門複合	就職受け入れ先アンケート	事業所	・ 本学新卒者の就業先事業所等に対し、「卒業生アンケート」と同様の資質・能力について、「現在の仕事における必要性（４段階評価：必要である・やや必要である・あまり必要でない・必要でない）」と「当該新卒者の達成度（５段階評価：身につけている・ほぼ身につけている・あまり身につけていない・身につけていない・わからない）」を問うもの。 ・ 平成27(2015)年度より毎年実施。	・ 調査結果については、就職委員会で配付及び学内LAN電子掲示板に掲載して、全教職員への周知を行っている。
	卒業生アンケート	卒業生	・ 平成27(2015)年度より毎年継続的に、現在の就業状況の把握と併せて、大学教育の成果が就業先でどのように役立っているかを知るために、卒後3年目の卒業生を対象に実施している。 ・ 本学の卒業の認定に関する方針の各観点に対応するよう、社会人として求められる資質・能力を19項目に整理し、それぞれについて「大学教育における達成度（４段階評価：身につけている・ほぼ身につけている・あまり身につけていない・身につけていない）」と「現在の仕事における必要性（４段階評価：役に立つ・やや役に立つ・あまり役に立たない・役に立たない）」を問うもの。	・ 調査結果については、就職委員会で配付及び学内LAN電子掲示板に掲載して、全教職員への周知を行っている。

教育目的の達成状況の評価指標となる、学科教育課程に係る国家試験合格者数及び免許資格取得者数は、表2-6-2及び表2-6-3のとおりである。国家試験受験に関係する学科では、国家試験対策担当教員を中心に国家試験対策講座を充実させ、学生の学修支援を行っている。国家試験受験資格を取得するためには、受験資格の要件科目を修得することが必要なため、初年次からオリエンテーションの際に、国家試験の意識付けを行っている。例えば、社会福祉士受験の学生に対して、平成27(2015)年度から、4年次の早い段階で受験対策セミナーを開催し、学習の進め方、方法を指導し、自己管理シートを導入し、計画的・継続的に学習を進められるようにした。また、精神保健福祉士受験の学生に対しては、授業外で週1から2コマ、グループ学習の場を作っている。【資料2-6-5】【資料2-6-6】

これらの評価指標等を踏まえた教育課程改訂も大切にしており、直近では平成30(2018)年度入学生より新教育課程が実施される。

表2-6-2 国家試験合格者数

(単位：人)

試 験	平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	備 考
看護師	86(95.6%)	96(99.0%)	87(94.6%)	85(96.6%)	96(98.0%)	看護学科
保健師	84(100%)	87(93.5%)	87(100%)	22(100%)	17(100%)	
社会福祉士	19(29.7%)	18(24.7%)	16(32.7%)	30(49.2%)	26(45.6%)	福祉学科
精神保健福祉士	9(69.2%)	12(80.0%)	8(80.0%)	12(80.0%)	13(81.3%)	
管理栄養士	67(91.8%)	73(94.8%)	69(100%)	66(97.1%)	73(98.6%)	栄養学科
助産師	16(100%)	13(100%)	14(100%)	15(100%)	11(78.6%)	助産別科

※(%)は本学学生の合格率

表2-6-3 免許資格取得者数

(単位：人)

免許資格		平成24 (2012) 年度	平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	備 考
教育職員免許状	高校一種（看護）	0	2	1	2	0	看護学科
	養護教諭一種	35	46	32	22	29	看護学科・福祉学科
	内訳：看護学科	11	18	8	1	1	
	内訳：福祉学科	24	28	24	21	28	
	栄養教諭一種	2	5	2	9	1	栄養学科
	高校一種（英語）	9	8	2	4	9	英語学科
	中学一種（英語）	9	8	2	4	9	
	幼稚園教諭	—	—	4	11	14	福祉学科 （子ども家庭福祉コースの学生のうち希望者） ※教科課程外：姫路大学での科目履修生として通信教育により実施。 ※本学の教職課程ではない。 ※免許申請は学生個人が行う。
保育士		11	18	23	22	22	福祉学科 （子ども家庭福祉コースのみ）
栄養士		98	108	86	92	95	栄養学科 *平成26(2014)年度からフードスペシャリスト合格者又は合格見込みの者は、専門性や実用性を高めた専門フードスペシャリスト試験の受験が可能となっている。
フードスペシャリスト		52	41	13	29	47	
専門フードスペシャリスト* （食品開発）		—	—	3	3	1	
専門フードスペシャリスト* （食品流通・サービス）		—	—	4	1	0	
日本語教員		4	8	3	10	5	英語学科

※各年度の数字は、9月末卒業の人数を含む

教職課程においては、各履修者は自己評価による「履修カルテ」を作成している。学生は各学期の開始時に履修科目ごとに目標を定め、当該学期終了時に学修到達度の確認と振り返りを行っている。この取組みは、教職に関する必要な資質について、自己評価により、各自の目標に対する省察を行うとともに課題の明確化を図ることをねらいとしている。その他の資格についても、資格取得のために、担当教員、アドバイザー教員が個別に相談に応じて、学生の学修支援を実施している。【資料2-6-7】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-6-1】2016(平成28)年度授業評価アンケート（前期報告書）（後期報告書）（【資料2-2-7】と同じ）

【資料2-6-2】2016年度学生生活に関する実態調査実施要領・調査結果報告書（【資料2-3-11】と同じ）

【資料2-6-3】卒業生アンケート（様式）・卒業生アンケート調査結果報告書

【資料2-6-4】就職受け入れ先から見た西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部卒業生の評価に関するアンケート（様式）・就職受け入れ先から見た西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部卒業生の評価に関するアンケート調査結果報告書

【資料2-6-5】 国家試験対策講座スケジュール

【資料2-6-6】 社会福祉士、精神保健福祉士の受験に向けた取組み

【資料2-6-7】 看護学科、福祉学科、栄養学科、英語学科教職課程履修カルテ

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

教学IR推進室において、「学生生活に関する実態調査」「授業評価アンケート」「卒業生アンケート」「就職受け入れ先から見た西南女学院大学卒業生の評価に関するアンケート調査」の実施や結果の分析に関する基本的な情報の収集と管理、関係部署への提供など、引き続き教学IR機能の充実を図る。

平成28(2016)年度に実施した「就職受け入れ先から見た西南女学院大学卒業生の評価に関するアンケート調査」をとおして明らかになった就職先が本学卒業生に一層求めている資質・能力について、就職先のニーズに応じることができるように対策を検討していく。

なお、「就職受け入れ先から見た西南女学院大学卒業生の評価に関するアンケート調査」の回収率は62.5%で、昨年比+16.9%、「卒業生アンケート」の回収率は24.2%で昨年比+1.6%であることから、より正確な統計を得るために、調査方法や依頼時期等、アンケート調査の回収率を上げるための検討を継続して行う。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目2-7を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生生活の安定のための支援組織として、学生生活支援全般についての日常的な業務や日本人学生の留学及び外国人留学生の学生生活に関する相談・支援機能を有するほか、「チャペルアワー」等の宗教行事における業務を行う学生課、保健管理に関する業務を専門的に取扱う保健室、カウンセリングを中心とした専門的な適応支援・教育的支援を行う「学生相談室」（平成29(2017)年度からは、学生相談室を発展的改組した「学生総合支援室」を開設）、食堂・売店等の福利厚生事業を担う西南女学院大学生生活協同組合がある。【資料2-7-1】【資料2-7-2】【資料2-7-3】【資料2-7-4】

全学的に制度化されているオフィスアワー及び「アドバイザー制度」は、学修支援とともに、入学から卒業までの学修、進路、課外活動、健康、人間関係の悩みなど学生生活全般にわたる相談に応えるための学生支援体制である。本学の「アドバイザー制度」においては、担当学生に関する心身の状況や経済状況といった様々な動向・情報はすべてアドバイザー教員を経由して関係部署間で共有される仕組みになっており、学内外における学修支援・学生生活支援に活用されている。保健福祉学部看護学科及び人文学部観光文化学科では、学科独自の取組みとして、学生同士が学年枠を越えて互いに支え合う「ピアサポート制度」を導入している。この制度は、上級学年がピアサポーターとして、新入生等の下級学年の悩みや疑問、先輩学生としての経験をもとに解決できるような相談を受けるというものである。【資料2-7-5】【資料2-7-6】【資料2-7-7】

看護学科以外の学科では、毎年4月から5月に新入生を対象に、学生相互の親睦と教職員との交流を深めてコミュニケーションを円滑にし、学ぶ姿勢を形成することを目的として、学内外で「新入生交流会」を開催している。【資料2-7-8】

保健管理に関する専門的な支援組織である保健室にはベッド3床を設置し、職員（看護師・保健師・養護教諭免許取得者）1人が常駐し、病気やけがの応急処置や休養、病院の紹介のほか、心身の健康に関するトラブルや性に関する相談に応じている。急病時には教職員（医師免許取得者を含む。）に協力を要請し、病院受診が必要な場合には医療機関につないでいる。なお、保健室の利用状況は、毎年、統計データを基に利用状況報告書を作成し、学生委員会で報告している。保健室では、身体面の相談の他にも学習面、友人関係、家庭事情等、様々な相談を求めてくる学生に対応している。心やからだの悩みのある学生に適切に対応するため、例えば1週間単位で学生相談室の非常勤カウンセラー（臨床心理士資格取得者）と当該学生の来室・来談記録を情報交換するなど、教職協働体制の維持に努めている。【資料2-7-9】

本学では4月のオリエンテーション時に定期健康診断を実施しているが、併せて全学生を対象とする抗体検査も実施している。検査項目は、麻しん・風しん・水痘・流行性耳下腺炎・B型肝炎・C型肝炎（C型肝炎については、看護学科・助産別科のみ）である。実施にあたっては、「予防接種歴・罹患歴調査票」による事前調査を行い、本調査票に記載された内容と抗体検査結果を配付し、看護学科教員の協力を得て、ワクチンの接種勧奨とともに、予防教育の観点から学科別に説明会を開催している。女子大学における母子保健の観点から、各学科の専門領域にかかわらず、感染症予防の知識に触れる機会として重要であると捉えている。【資料2-7-10】

学生相談室は、対人関係・性格・卒業後の進路・健康・修学等多岐にわたる相談内容に対応している。平成28(2016)年度は週3日、11時20分から18時まで開室し、非常勤カウンセラー3人が各担当曜日に来談に応じている。カウンセラー不在時は保健室で相談を受け付けて、後日学生相談室へつないで対応している。学生相談室については、「学生相談室利用案内」（教職員向け）や「学生相談室便り」（全学向け）をとおして広く学内で認知されている。【資料2-7-11】【資料2-7-12】

平成26(2014)年度から毎年継続的に、「総合人間科学」の1年次履修科目「総合人間学概論」（5月）の中で「心の健康調査（UPI）」を実施している。身体的訴え・うつ傾向・対人面での不安等の各自覚症状の得点の総和が56点中30点以上、ハイリスクが疑われる特定項目該当者及び相談したいことについて記述のあった学生全員に電話連絡し、カウンセラーが各学生の状況を確認の上、学生相談室の案内と併せて来談勧奨を行っている。教職員との連携における継続的な取組みとしては、毎年9月に学科ごとにカウンセラーとの懇談会を開催している。学生部長、学生課長、保健室職員はオブザーバーとして出席し、実際に接するなかで感じられる学生の特徴や問題点について情報交換を行うとともに、「心の健康調査（UPI）」の学科別結果等をもとに質疑応答の機会も設けている。以上の活動から得られた情報は、学生支援に還元されやすいよう報告書にまとめ、各学科の学生委員を通じて周知している。【資料2-7-13】【資料2-7-14】【資料2-7-15】【資料2-7-16】

平成29(2017)年度からは、「学生相談室」を発展的に改組し、新たに「学生総合支援室」を開設した。「学生総合支援室」では、「学生相談室」が従来行ってきた業務のほか、主に障害学生支援及びキャンパス・ハラスメント被害相談に関する業務を主管している。「学生総合支援室」には、学生相談あるいは障害者福祉等に精通している室長（専任教員）の下に常勤カウンセラー（臨床心理士資格取得者）、キャンパスソーシャルワーカー（社会福祉士・精神保健福祉士資格取得者）各1人を配置することとしている。これにより、多様化・複雑化したさまざまな問題を抱える学生に対し、「心の支援」と「環境の整備」の両面から支援する体制が整った。「学生総合支援室」は、室長が主宰し学生支援に関わる教職員によって組織される「学生総合支援室運営連絡協議会」によって運営管理されている。全学的な課題に取り組む教職協働体制が整備されていることから、大学として取り組むべき課題等について、学長はじめ教職員に対して必要な提案あるいは提言を行いやすい雰囲気醸成されている。【資料2-7-3】

本学における障害学生支援に関する全学的な取組みは、平成27(2015)年度末に開催した障害者に関する法制度等について学ぶための第1回セミナーから始まった。平成28(2016)年8月には第2回セミナーを開催し、学生相談体制の段階的整備計画の一環として平成

29(2017)年4月から「特別な配慮を要する学生登録」を試験的に導入することを説明し、共通認識を持つ機会とした。この制度は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の適用対象となる学生を「特別な配慮を要する学生」（通称「特別配慮学生」）として登録し、学修支援に携わる関係教員・部署が一体となって、在学期間をとおして継続的に、授業や実習を受ける上で必要かつ現実的な配慮等を行うことを目的とする。「特別な配慮を要する学生登録」については、平成29(2017)年度から、「学生総合支援室」が取扱う障害学生支援業務となった。【資料2-7-17】【資料2-7-18】

学生に対する経済的な支援については、本学独自の主な奨学金制度として、入試と連動した「特別奨学生制度」「特待生制度」と在学生を対象とした「一般奨学生制度」がある。

【資料2-7-19】

詳細は表2-7-1のとおりである。

表 2-7-1 学生に対する本学独自の経済的支援の概要

（採用実績は平成28(2016)年度）

経済的支援	支援（金額）の内容	採用実績
特別奨学生制度	・本学指定のスポーツ種目（バスケットボール、バレーボール、硬式テニス）において優秀な競技成績を修め、在学中、当該種目の部活動を継続し、学業と両立させる強い意志のある学生に対する給付型奨学金。 ・競技成績に基づく特別奨学生の区分に応じて給付金額が異なる。（A区分：授業料・実験実習料・施設充実費の年額920,000～1,094,000円、B区分：授業料年額656,000円、C区分：授業料年額の半額328,000円） ・奨学金を受けようとする者はAO入学試験B方式に特別奨学生願書を添えて出願する。採用数は当該年度の予算範囲内で、4年を限度に更新可能。	37人
特待生制度	・一般入試（前期）の成績上位者を特待生候補者として選考し（保健福祉学部27人、人文学部8人程度）、本学に入学することにより、入学年度の1年間に限って授業料の半額（一人当たり328,000～471,500円）を免除。 ・ただし、保健福祉学部については、次年度初めに前年度の学業成績をもとに審査を行い、優秀な場合は2年次以降も免除期間を延長。	25人
一般奨学生制度	・学業成績及び人物ともに優秀な2年次以上の学生を対象に毎年4月に募集を行い、主に前年度の学業成績を基に選考が行われる。 ・採用者には年間授業料の半額に相当する額（一人当たり328,000～471,500円）が奨学金として給付され、次年度も応募することができるため、3年連続で採用される者も少なくない。	12人
入試と連動した入学金減免制度	・「卒業生子女推薦入試」「キリスト教信者推薦入試」「併設校推薦入試」の合格者、併設短期大学を卒業後に本学に入学した者及び本学看護学科を卒業後に助産別科に入学した者に対して、入学金の全額（一人当たり270,000円）を免除。 ・さらに、同一年度内に姉妹2人以上が本学又は併設短期大学に在学する場合は2人目の姉妹に対し、併設高等学校を卒業後に本学に入学した者（上記推薦入試該当者を除く。）と同様に、入学金の半額（一人当たり135,000円）を免除。	学部 27人 別科 4人
私費外国人留学生授業料減免規程	・正規課程に在籍する私費外国人留学生については、年間授業料の50%相当額が減免。	0人
西南女学院奨学金	・学業成績・人物ともに優秀であって経済的事由により修学が困難な者を対象に、現金交付ではなく授業料に振替充当する貸与型奨学金。 ・ここ数年の日本学生支援機構奨学金の高い採用率を背景に需要度は低くなったが、日本学生支援機構奨学金の採用基準に満たない者にとっての修学上の最後のセーフティネットとして制度を維持している。	0人

学外の奨学金では、日本学生支援機構を中心に、地方自治体、民間団体等の貸与奨学金の紹介や申請手続支援を行っている。平成28(2016)年度は、全学生の61.2%（延べ955人）が奨学金の貸与を受けている。最も利用者の多い日本学生支援機構奨学金については、4月の募集説明会に続いて採用時説明会、11月から12月には返還説明会を開催している。本学では、在学中から卒業後の返還に向けた意識向上等に取り組んでおり、貸与満期者対象の返還説明会の出席状況は、平成26(2014)年度51.6%、平成27(2015)年度46.8%、平成28(2016)年度70.3%と、一定の成果を示している。なお、授業料等納付金を所定の期日までに納付できない学生については、「学納金（延期・分割）納入願書」により延納・分納を認めている。【資料2-7-20】【資料2-7-21】

サークル活動については、学生が主体的に参画して取り組む活動組織として学友会があり、平成28(2016)年度は学友会総務のほか42サークルが活動しており、在籍者数に占めるサークル加入率は44.5%である。オリエンテーションでは全学年に対しサークル紹介の時間を設け、各サークルの勧誘活動を支援している。各サークルのリーダーに対しては、学友会総務と学生課で「リーダーズ・トレーニング」を実施し、各種書類の管理説明等、リーダーシップの育成を図っている。このほか、部室・グラウンド・セミナーハウス等の使用を認める施設・設備面での支援のほか、サークル運営費補助等の経済的支援、サークル顧問（専任教職員）の活動支援・指導等により学友会活動の活性化を図るほか、外部から指導員を招き、活動の充実を図っているサークルに対しては指導員謝礼金の補助も行っている。【資料2-7-22】

大学祭に関しても運営費等の経済的支援を行っており、大学祭実行委員会を中心に学生・教職員が一丸となり、地域にとけ込んだ活気ある学園祭を展開している。【資料2-7-23】

ボランティア活動については、大学に依頼のあったものの中から精査した活動情報を福祉学科掲示板や学生課掲示板に掲示し、学生の参加を促している。【資料2-7-24】

住居が必要な学生への支援については、大学近辺にある民間の優良なアパート・マンションの中で、本学の学生だけが入居でき、誠実な管理運営ができる管理人が置かれている物件を「指定マンション」（1物件）に認定し、毎年、新入生の受入れを優先している。このほか、大学から徒歩約20分程度の範囲内にあり、学生生活を送る上で比較的良い環境にあるアパート・マンションを推薦「一般マンション」として、住宅紹介業務について実績のある大学生協が、学生一人ひとりの条件や要望に見合った物件を紹介している。【資料2-7-25】

学生サービスに対する学生の意見等をくみ上げる恒常的な取組みとして、オフィスアワー及び「アドバイザー制度」による教員をとおした取組み、学生課等による窓口をとおした取組みがある。このほか、教務課・学生課・就職課にそれぞれ設置された「意見箱」に、日頃困っていることや不便に感じていることなどを備付の意見用紙に記入し投函することもできる。意見用紙は原則記名式とし、回答の要否も明確にさせている。各課は週1回程度投書状況をチェックし、意見・要望への対応は、管轄する学科・部署等の責任者が主体となって検討の上、当該学生に回答している。【資料2-7-26】

平成27(2015)年度の抜本的な見直しによって、本学学生の全体像を把握できる設問構成となった「学生生活に関する実態調査」は、「共通調査シート」「卒業前調査シート」の3

つの調査票により構成されている。平成28(2016)年度は1年と4年の2学年を調査対象としており、調査結果は分析結果コメントを付記した「学生生活に関する実態調査（調査結果報告書）」としてまとめている。報告書は全教員及び全部署に配付しており、教育方法の改善や学生サービスの改善・向上のための参考材料としている。【資料2-7-27】

「保護者懇談会」の開催は、保護者が本学の教育内容や学修支援等の取組状況、アンケート結果等に基づく学生の生活実態などについての理解を深めるとともに、学生の学業成績や将来に関する個別相談など、教員と直接意見を交換できる機会としている。大学と保護者との連携強化を図りながら、各学科・学年の特性に応じた情報提供及び保護者のニーズの把握・分析につなげている。【資料2-7-28】

【エビデンス集・資料編】

【資料2-7-1】 保健室規程

【資料2-7-2】 2017キャンパスライフ 学生生活ガイドブック（【資料F-5】と同じ）

【資料2-7-3】 学生総合支援室の運営に関する要項

【資料2-7-4】 大学宗教委員会規程

【資料2-7-5】 オフィスアワー・アドバイザー制度に関する資料（【資料2-3-3】と同じ）

【資料2-7-6】 看護学科交流会に関する資料

【資料2-7-7】 観光文化学科2016年度ピアサポーター相談会日程

【資料2-7-8】 各学科における新入生交流会に関する資料

【資料2-7-9】 2016年度大学保健室利用状況報告

【資料2-7-10】 定期健康診断・抗体検査・予防接種の実施に関する資料

【資料2-7-11】 教職員向け学生相談室利用案内

【資料2-7-12】 学生相談室便り

【資料2-7-13】 心の健康調査票

【資料2-7-14】 特定の悩み別リーフレット

【資料2-7-15】 2016年度学生相談室カウンセラーとの懇談会資料

【資料2-7-16】 2016年度学生相談室報告

【資料2-7-17】 障害学生支援セミナー関係資料

【資料2-7-18】 「特別な配慮を要する学生登録」に関する資料

【資料2-7-19】 特待生・奨学生について定めた規程等一式（大学特待生規程、大学特別奨学生規程、大学特別奨学生規程細則、大学一般奨学生規程、大学一般奨学生規程細則、大学私費外国人留学生授業料減免規程、大学姉妹入学金減免規程、大学入学試験合格者の入学手続に関する申合せ、西南女学院奨学会規程）

【資料2-7-20】 2016年度奨学生状況

【資料2-7-21】 2016年度第5回学生委員会資料

【資料2-7-22】 学友会サークル組織の運営と活動に関する資料

【資料2-7-23】 2016年度（第59回）しおん祭パンフレット

【資料2-7-24】ボランティア活動関係資料

【資料2-7-25】本学公式ウェブサイト 学生マンションに関する箇所

URL: http://www.seinan-jo.ac.jp/school_life/apartment/

【資料2-7-26】「意見箱」案内掲示文及び記入用紙（【資料2-3-12】と同じ）

【資料2-7-27】2016年度学生生活に関する実態調査実施要領・調査結果報告書（【資料2-3-11】と同じ）

【資料2-7-28】保護者会関係資料

(3) 2-7 の改善・向上方策（将来計画）

平成 29(2017)年度より開設された「学生総合支援室」については、従来のメンタルヘルス相談に、障害学生に係る専門的支援とハラスメント被害相談受付の業務が加わり、求められる活動と現行の人員体制とのバランスについて検証するなど、実際の運用実態に照らして適宜見直しを行いながら、「学生総合支援室の運営に関する要項」の数年内の規程化を目指す。

現在試行されている「特別な配慮を要する学生登録」については、「学生総合支援室」における障害学生支援業務をとおして正式な形での制度化を目指す。

「学生生活に関する実態調査」の結果については、学生へのフィードバックを行うようにするとともに、特に自由記述欄に記入された学生の意見・要望・苦情に対しては、当該学科・部署の責任者が回答や改善策を検討し、回答集としてまとめて調査結果と併せて学生に公表するなどして、組織的な活用につなげていく。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目2-8を満たしている。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の専任教員及び専任助手の数は、表2-8-1-1及び表2-8-1-2のとおりである。教員・助手組織は、大学設置基準を充足しており、かつ、教育目的及び教育課程に即して構成されている。また、専任教員の年齢構成については、「エビデンス集（データ編）【表2-15】」のとおりであり、バランスがとれている。教育上主要と認める授業科目には専任教員を配置するとともに、教育内容の充実を図るために必要に応じて非常勤教員も配置している。

表2-8-1-1 専任教員数（学部学科）

平成29(2017)年5月1日現在 （単位：人）

学部・学科		専任教員数					助手	設置基準上必要専任教員数	設置基準上必要専任教授数	専任教員1人当たりの在籍学生数
		教授	准教授	講師	助教	計				
保健福祉学部	看護学科	8	6	6	6	26	4	12	6	16.2
	福祉学科	8	7	6	1	22	0	12	6	15.9
	栄養学科	7	6	4	0	17	4	10	5	21.9
保健福祉学部 計(a)		23	19	16	7	65	8	34	17	17.6
人文学部	英語学科	5	1	1	0	7	0	6	3	24.0
	観光文化学科	4	4	0	0	8	0	6	3	30.9
人文学部 計(b)		9	5	1	0	15	0	12	6	27.7
大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数(c)								18	9	
合計(a+b+c)		32	24	17	7	80	8	64	32	19.5

表2-8-1-2 専任教員数（別科）

平成29(2017)年5月1日現在 （単位：人）

別科	専任教員数					助手	設置基準上必要専任教員数	設置基準上必要専任教授数	専任教員1人当たりの在籍学生数
	教授	准教授	講師	助教	計				
助産別科	0	0	2	2	4	0			4.0

演習・実習・実験等の科目を中心に、助手又は「教育支援職員」を配置している。助手は「大学専任助手の服務に関する申合せ」に基づき、「教育支援職員」は「教育支援職員規程」に基づき、教員及び学生の双方に対してきめ細かい支援を行っている。【資料2-8-1】

【資料2-8-2】

教員及び助手の採用・昇任は、「学校法人西南女学院就業規則」を最上位規程に置き、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部教員及び助手選考規則」及び「大学昇任人事に関する申し合わせ事項」に基づいて、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、人物、その他の経歴等を審査の上で決定している。なお、人事の手順は表2-8-2及び表2-8-3のとおりである。【資料2-8-3】【資料2-8-4】【資料2-8-5】

表2-8-2 教員及び助手採用人事の手順

採用人事の手順		会議・委員会等	事 項
1	人事方針の決定	大学評議会	・人事方針について学長に意見する。 ・人事委員長は大学評議会に陪席。
		学長	・人事方針を決定し、人事委員長に申し渡す。
2	選考の開始	人事委員会	・採用選考委員（3名）を選出。
3	公募要項の作成	採用選考委員会	・公募要項を作成する。
4	公募	—	・本学公式ウェブサイト、JREC-IN（研究者人材データベース）等に公開。
5	応募書類の確認	採用選考委員会	・応募者全員について応募要項を満たしているかどうかを確認し、選考対象者を確定。
6	選考作業	人事委員 採用選考委員	・個人調書、業績等の精査。 ・必要に応じ、応募者に照会を行う。
7	面接候補者の確定	採用選考委員会	・面接候補者（1名から4名程度）の確定。
8	面接	人事委員 採用選考委員	・面接を行う。 ・必要に応じて、人事委員及び採用選考委員以外の者が陪席する場合がある。
9	採用候補者の選定	採用選考委員会	・書類審査及び面接結果に基づき評価表を作成し、採用候補者を選定。 ・教授会での推薦文案の確認。
10	採用候補者の最終確認	人事委員会	・採用選考委員会で選定された採用候補者について、人事委員会で最終確認。
11	採用候補者の決定	教授会	・人事委員長は教授会に出席し、選考過程及び採用候補者について説明する。 ・投票により、採用候補者とするについて学長に意見する。
		学長	・教授会の意見を参酌し、採用候補者を決定する。 ・学長名で理事会に上程。
12	任用者の確定	理事会 （法人本部）	・学長が採用候補者について説明。 ・候補者について審議・決定。

表2-8-3 昇任人事の手順

昇任人事の手順		会議・委員会等	事 項
1	人事方針の決定	大学評議会	・人事方針について学長に意見する。 ・人事委員長は大学評議会に陪席。
		学長	・人事方針を決定し、人事委員長に申し渡す。
2	昇任基礎資格者の確認	人事委員会	・昇任基礎資格のある教員の確認を行い、対象者に通知文及び申請書類等の様式を送付する。
3	昇任選考委員の選定	人事委員会	・昇任審査に応募した各教員について昇任選考委員（3名）を選出。
4	候補者の審査	昇任選考委員会	・昇任選考委員が調査を行い、人事委員会に報告し、審査を行う。
5	候補者の教授会への推薦	採用選考委員会 人事委員会	・教授会へ推薦する昇任候補者の決定。

6	昇任候補者の決定	教授会	・人事委員長は教授会に出席し、選考過程及び昇任候補者について説明する。 ・投票により、昇任候補者とする事について学長に意見する。
		学長	・教授会の意見を参酌し、昇任候補者を決定する。 ・学長名で理事会に上程。
7	昇任者の確定	理事会 (法人本部)	・学長が昇任候補者について説明。 ・候補者について審議・決定。

教員は、年度末の「教育研究活動報告用紙」の提出による自己点検・評価活動のほか、教育活動に対する評価や改善については、「授業評価アンケート」や「リフレクションカード」の運用、FD活動の積極的展開をととした課題及び成果の共有など、評価改善に係る学内における恒常的取組みが組織化・体系化されている。【資料2-8-6】【資料2-8-7】【資料2-8-8】

本学では、「点検評価改善会議FD部門」において、教育内容の改善を目的とした組織的な研修及び研究を実施するための実務を行っている。大学全体のFD研修会は、年3回実施している。平成28(2016)年度は、平成27(2015)年度までに実施されてきた主体的FDをさらに展開発展させるため、実践的FDをめざした「学生支援」を中核とし、「実践的教育支援プログラムを考える～主体的FDから実践的FDへ～」を年間テーマとして実施した。このFD研修は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の施行を受け、本学における学修支援プログラムの観点から組織づくりを理解し、実践につなげていくという内容であった。【資料2-8-9】【資料2-8-10】

平成28(2016)年度における本学全体のFD研修の概要は、表2-8-4のとおりである。全学FD研修会の各回終了後、研修テーマの有用性や適時性、今後のFD研修の内容等に関して参加者へのアンケートを実施している。その結果を踏まえて、「点検評価改善会議FD部門」で検討がなされ、次年度研修会の年間計画に反映させている。アンケート結果によると、第1回は、「学修支援の組織づくり」について「大いに役立ちそうだ」「役立ちそうだ」が90%、第2回は、「具体的な活動および支援」について「大いに役立ちそうだ」「役立ちそうだ」が90%、第3回は、「高等教育機関における支援での留意点」について「大いに役立ちそうだ」「役立ちそうだ」が98%であり、毎回、研修会の成果を教員相互に共有することができている。【資料2-8-11】

平成28(2016)年度は、大学全学FD研修会に加えて、各学科別のFD研修を実施した。この取組みは、学科の特性を踏まえた教育方法の改善につながるものとなっている。学科単位によるFD研修の概要は、表2-8-5のとおりである。

表2-8-4 平成28(2016)年度 FD研修会(本学全体)の概要

年間テーマ 「実践的教育支援プログラムを考える～主体的FDから実践的FDへ～」				
回	日程	内容	参加者数	参加率
1	平成28(2016)年 10月25日	講演「学修支援システムと組織づくり」 講師：崇城大学 藤本 元啓 教授	109人	85.8%
2	平成28(2016)年 12月15日	講演「高等教育機関における障害のある学生等への支援～九州工業大学での取り組みを中心に～」 講師：九州工業大学 下田 学 准教授	108人	85.0%

西南女学院大学

3	平成29(2017)年 2月16日	講演「高等教育機関における障害のある学生等への支援～具 体的事例をもとに実践活動の探究～」 講師：九州工業大学 下田 学 准教授	102人	80.3%
平均参加率				83.7%

表2-8-5 平成28(2016)年度 学科FD

学部	学科	テーマ	実施日
保健福祉学部	看護学科	看護学科カリキュラム改訂に向けての検討—専門教育科目「看護の発展」(地域包括ケア・看護キャリア形成支援)について—	2016(平成28)年 11月7日
	福祉学科	高等教育機関における障害のある学生等への支援—第3回全学FD研修会を踏まえて	2017(平成29)年 2月23日
	栄養学科	「(学修支援・学生支援) 特に1、2年生で退学者・休学者が増加している状況を鑑みて、学科として取り組むべき事項または改善するべき事項がないか」について(ディスカッション)	2017(平成29)年 2月23日
人文学部	英語学科	「今後の学修支援方法の検証」 卒論発表会後に教員全員で振り返りを行い、今後の教育技法・低学力・障害学生の学修支援システム構築に向けてのディスカッションを実施。	2017(平成29)年 1月23日
	観光文化学科	3・4年生演習研究通年科目の年度途中での授業改善	2017(平成29)年 2月23日

本学では教養教育の実施体制として、「教務委員会」の下に「教務総合人間科学小委員会」を置いている。教養教育の実施に際して、「教務総合人間科学小委員会」は、審議事項として(1)教養教育の在り方に関する事項、(2)総合人間科学の教育課程の編成に関する事項、(3)総合人間科学の履修方法に関する事項、(4)その他教養教育に関する事項の4種を取扱っている。「教務総合人間科学小委員会」は、大学専任教員のうちから、教務部長があらかじめ指名した委員をもって構成され、教務委員長（教務部長）及び教務課長は、オブザーバーとして出席している。委員の指名に際しては、教養教育科目担当者だけでなく専門教育科目担当者も含めている。教務委員長と教務部長は同一であることから、教務委員会と「教務総合人間科学小委員会」との組織上の連携、小委員会委員の選任に係る教務部長の権限から、責任体制は教務部長のもとで確立している。【資料2-8-12】

なお、教養教育科目である「総合人間科学」について、本学では社会の変化及び入学生の状況を踏まえ、平成27(2015)年度から「教務総合人間科学小委員会」で改正の原案を作成し、各学科、「大学教学マネジメント検討会」及び教務委員会による検討を重ね、平成30(2018)年度から改正された「総合人間科学」の実施を決定している。

【エビデンス集・資料編】

【資料2-8-1】大学専任助手の服務に関する申合せ

【資料2-8-2】教育支援職員規程（【資料2-3-4】と同じ）

【資料2-8-3】学校法人西南女学院就業規則

【資料2-8-4】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部教員及び助手選考規則

【資料2-8-5】採用人事における公募要項、大学昇任人事の評価に関する申し合わせ事項

【資料2-8-6】教育研究活動報告用紙（様式）

【資料2-8-7】授業評価アンケート様式（【資料2-2-6】と同じ）

【資料2-8-8】授業評価 リフレクションカード様式等（【資料2-2-8】と同じ）

【資料2-8-9】点検評価改善会議規程（【資料2-2-5】と同じ）

【資料2-8-10】平成28(2016)年度FD研修会関係資料

【資料2-8-11】FD研修アンケート結果

【資料2-8-12】教務総合人間科学小委員会内規

(3) 2-8の改善・向上方策（将来計画）

今後も大学設置基準等の関係法令に沿って専任教員を配置し、助手及び「教育支援職員」との協働のもとで学生への教育にあたる。また、教員の採用、昇任、教員評価、FD研修についても規程に則り適切に実施し、教育研究組織の維持と資質能力の向上につなげていく。

平成30(2018)年度から施行の改正された「総合人間科学」及び「専門教育科目」について、当面は教養教育と専門教育とが連動する教育の運営に留意しながら、新教育課程における教養と専門の両立を確立させていく。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-9 の自己判定

基準項目2-9を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学のキャンパスは、北九州市の中心部小倉北区の街並を展望できる高台に位置し、JR小倉駅・戸畑駅よりバスで約20分圏内の市街地にありながら、四季折々の表情をも楽しむことができる緑豊かな教育環境を有している。

キャンパスの各所には、建学の精神を象徴する書やプレート、月間聖句が掲げられ、毎年12月には正門にクリスマスツリーを模したイルミネーションが設営されるなど、キリスト教に基づく女子教育機関として相応しい雰囲気が守られている。

併設短期大学と共用する校地（81,980㎡）及び校舎12棟（延べ床面積34,547㎡）は、大学設置基準を満たしている。教育目的の達成のため、校地、運動場（4,028㎡）、校舎、図書館、体育館2棟（延べ床面積3,990㎡）、情報処理演習室等の施設設備を適切に整備し、適切な管理のもとで教育研究・各種行事・課外活動等のために運用している。12棟の校舎には、400名を収容できる大講義室をはじめ、計106室の講義室、演習室、実験・実習室を配置している。一部の講義室、演習室にはICT（情報通信技術）教育に対応できる電子黒板やアクティブラーニング設備を整備し、学生の能動的学修を支援している。また、一部の看護学実習室には、室内カメラ及びモニター等の機器を設置するなど、専門技術を修得できる環境を整備している。【資料2-9-1】



図2-9-1 キャンパスマップ



図2-9-2 校地・校舎配置図

校地及び校舎には、保安のための夜間照明や非常呼び出しボタンを備えた身障者用トイレ、校舎出入口のスロープ通路、手摺、エレベーター操作盤の点字シートを設置して、身障者及び高齢者の利便性に配慮している。また、AED（自動体外式除細動器）は2か所、救護用の車椅子は各所に配備し、緊急時に備えている。安全で快適な教育環境を提供するために、建築物環境衛生基準に基づく換気、照明、採光、空調の管理をはじめ、日常清掃に加えた樹木・植栽・緑地部の手入れ、床面の洗浄ワックス塗布、ガラス清掃等を定期的実施している。また、電気、ガス、給排水、消防設備、エレベーター、自動ドアについても法令を順守しつつ適切に管理している。快適な学生生活を送るための施設等として、7号館1階に談話室・食堂を整備し、3号館1階に大学生協が運営する売店を設置している。その他、学内に適宜、椅子やテーブルを配置するなどして、授業時間外の学生の居場所に配慮している。

現在、本学が講義や実習等で使用している建物のうち、旧耐震基準に該当する建物の全てにおいて耐震調査・診断を完了している。その結果、耐震基準を満たしていない建物については、優先順位を決めて計画的かつ継続的に耐震補強改修工事を実施し、施設設備の安全性の確保に努めている。

附属図書館は併設短期大学との共用図書館として運用されている。詳細は、表2-9-1のとおりである。なお、図書館は全館バリアフリーである。【資料2-9-2】

表2-9-1 附属図書館の基本情報

事 項	概 要	備 考
建物 施設設備	・地上2階、地下1階（一部2階）2,899.02㎡ ・学生閲覧室座席数300席	・平成29(2017)年4月からラーニング・コモンズ・スペースを開設。
開館時間	・学期中開館時間：8時45分から20時まで ※土曜日は8時45分から16時30分まで ・休館中は9時から16時30分まで	・定期試験1週間前から試験終了日まで平日の開館時間を8時30分に繰り上げ。
学術資料	・図書25万774冊 ・定期刊行物877種 ・学生1人当たりの蔵書冊数139.9冊 ・学生1人当たりの図書受入冊数2.4冊 ・購入雑誌の整備は、2年に一度見直し	・学生1人当たりの蔵書冊数及び図書受入冊数は、全国平均を上回る（「平成28年度学術情報基盤実態調査結果報告」（平成27(2015)年度実績）との比較）。
資料のデータ化	・図書約97% ・定期刊行物100%	
利用実績 (年間延べ入館者数)	・学内約11万2,000人（教職員、併設短期大学含む） ・学外者432人（内訳：本学卒業生178人、併設短期大学卒業生58人、本学退職者12人、併設短期大学附属幼稚園保護者22人、医療関係者121人、他大学の学生1人、その他40人）	・平成28(2016)年度実績。
年間貸出総冊数	・約2万9,000冊 ・学生1人当たりの年間貸出冊数は、16.2冊	・併設短期大学を含む。
データベース	・11種	・データベースの例 ・医中誌Web ・CiNii Articles ・朝日新聞記事データベース「聞蔵IIビジュアル」 ・CINAHL with Full Text ・PsycInfo ・MEDLINE with Full Text
研究紀要	・「西南女学院大学紀要（Bulletin of Seinan Jo Gakuin University）」	・年1回発行。 ・平成29(2017)年4月から国立情報学研究所のJAIRO Cloudを利用した機関リポジトリを構築し、Vol.7(2003.3)以降に掲載された論文は、全てインターネットによる全文閲覧サービスに供している。

平成29(2017)年4月からラーニング・コモンズ・スペースを開設した。この空間は、従来から設置していたグループ閲覧室の防音機能を強化したもので、可動式のパーティションによって最大で3つの空間に仕切ることができるほか、可動式の机、椅子、ホワイトボードを備え付けており、授業以外の時間でも図書館資料を利用したディスカッションやプレゼンテーションなど能動的学修を可能とするものである。【資料2-9-3】

図書館の開館時間は、「授業評価アンケート」における図書館利用に関する学生の動向や日頃からのニーズを捉えながら、女子大学としての夜間の安全に配慮した形で設定している。定期試験1週間前から試験終了日までの平日開館時間8時30分への繰り上げは、その試みの1つである。その他、学生の要望に応え本屋大賞受賞作品などの所蔵小説の紹介展示や図書館利用の促進の一環としてクリスマス関連図書の展示を行っている図書館運営は、学修と学生生活の両面からの読書推進を意図しながら進めている。【資料2-9-4】【資料2-9-5】【資料2-9-6】【資料2-9-7】

学生の学修を支援するために、教員選定による指定図書を1階の「指定図書コーナー」に学科・教員別に配置している。指定図書の整備にあたっては、毎年度、図書館から全教

員に対して選定を依頼し、常に最新の資料を学生に提供できるようにしている。平成29(2017)年5月1日現在の指定図書は教員58人、総冊数5,317冊であり、所蔵総冊数の2.1%を占めている。平成28(2016)年度における指定図書の年間貸出総冊数は10,682冊（貸出総冊数の39.5%）であり、指定図書制度は授業とその前後の自学自習を支援するシステムとして有効に機能している。【資料2-9-8】

図書館のガイダンスは、教員の要請により授業に組み込まれた形で実施するものと図書館独自の企画として実施するものとがある。授業に組み込まれた形のガイダンスは図書館職員が内部講師となり、資料検索ガイダンスを論文レポートの書き方と併せて、演習形式で行っている。図書館独自の企画は、論文レポートの書き方のDVD上映会や学生の要望に合わせ、オーダーメイドでのガイダンスを行っている。オーダーメイドガイダンスでは学生が主体的に取り組めるよう3つのコースの中から内容と受講時間を自由に選択することができる。平成28(2016)年度の学科・授業・ゼミ関連のガイダンス実績は9件11回、図書館企画ガイダンスを含むガイダンスの延べ参加者は492人である。【資料2-9-9】

本学はキリスト教を教育の基盤としていることから、短期大学図書館時代から現在に至るまで聖書の収集を続けている。現在約500冊の聖書コレクションを有しており、聖書をとおしてキリスト教に触れる機会として、歴史的に有名な聖書を展示する「復刻版聖書展」を図書館内で開催している。平成28(2016)年度は12月20日から2月10日の期間、「グーテンベルク聖書」と「ルター聖書」の復刻版を展示した。【資料2-9-10】

本学では、学内LANが整備され、全ての研究室、事務室、会議室を接続し、学修支援のために情報共有を行う体制が整っている。4号館から9号館の全ての教室には情報コンセントが設置され、インターネットを活用した授業に利用することができる。教育に関するアクティブラーニング設備及び情報設備の概要は、表2-9-2のとおりである。【資料2-9-11】
【資料2-9-12】

表2-9-2 教育に関するアクティブラーニング設備及び情報設備の概要

事 項	概 要	備 考
アクティブラーニング設備	・ディベート、ディスカッション、グループワーク、プレゼンテーションなど、様々な教育手法を支える演習室「531アクティブラーニングスペース」の整備	・この演習室は、柔軟性と先進性を重視し、可動式の机椅子、iPadやMacBook Airと連動した電子黒板とプロジェクター、壁一面のホワイトボード等を備えている。 ・平成27(2015)年度の「私立大学等教育研究活性化設備整備費補助金」及び「私立学校施設整備費補助金」の補助事業にも採択された。
情報設備	・ICTを活用した教育及び学習の環境	・4室の「情報処理演習室」（端末数：112台×2室、56台×1室、46台×1室）と1室の「マルチメディア語学教育演習室」（端末数：60台）を整備している。 ・これらの演習室は、授業利用時以外は開放しており、学生は平日の9時から19時まで自由に利用することができる。
	・学内LANにおける情報サービス	・WEBメールシステム「IMail」。 ・WEBサービス学生支援システム。 ・電子掲示板（「緊急時連絡掲示板」「休講連絡掲示板」）。 ・教材配信システム。

学内LANで提供される情報サービスの利用促進と学生の学修環境の向上を目的に、平成29(2017)年4月より学内8か所で学生が自由に利用できる無線ネットワークを構築し開放した。災害時に学内WEBサーバの機能が停止することを想定し、災害時情報伝達用のTwitterアカウント「@SeinanJoGakuin」を開設している。学内9か所にKDDI社の「au Wi-Fi SPOT」を設置している。「au Wi-Fi SPOT」は、通常au回線契約者のみ利用できるWi-Fi SPOTであるが、災害時はフリーWi-Fi SPOTに切り替えられ、学内LANが復旧されない状況でも外部との連絡手段として利用することが可能となる。平成28年熊本地震の際は、地震発生の翌日4月15日から4月28日までフリーWi-Fi SPOTとして開放された。【資料2-9-11】【資料2-9-13】

学内LANの安全な運用のため、アカウント（ユーザID・パスワード）による認証管理を行っている。学生及び教職員は、学内LANの利用、情報処理演習室の利用、情報倫理についての研修を受講することにより、アカウント（ユーザID・パスワード）を取得できる。また、教職員に対しては情報セキュリティ研修を年に1回開催しており、学生情報を扱う上で必要な知識と技術を確認している。なお、情報セキュリティ対策として、「大学における情報セキュリティポリシー」を策定し、情報資産に関するセキュリティ対策を講じている。学内LAN及び情報処理演習室の実際の利用に関しては、それぞれ申合せを策定し、学生に対してもその遵守を義務付けている。【資料2-9-14】

施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げる方法として、本学では「学生生活に関する実態調査」を活用している。実態調査では、「学生生活全般に対する満足度」について「図書館の設備や蔵書数」「コンピュータの施設・設備」「演習室や実験室の設備や器具」の教育環境に係る3項目を調査対象としている。なお、「改善を要すると思われること」に記入された自由記述は、報告書への掲載のほか、施設別・学科別に分類して表にまとめている。取りまとめた報告書は、全教員・全部署に配付している。施設・設備に関する学生の意見等は、「学生生活に関する実態調査」のほか、「授業評価アンケート」「アドバイザー制度」やオフィスアワー利用時に寄せられた要望・意見、教務課・学生課・就職課にそれぞれ設置された「意見箱」への投書などによってくみ上げられ、その重要度・需要度・緊急度等に応じて学内の関係機関や部署にて協議・検討を行うようになっている。【資料2-9-15】【資料2-9-16】【資料2-9-17】

平成28(2016)年度における授業形態別のクラスサイズ平均値は表2-9-3のとおりである。授業を行う学生数については、基本的にそれぞれの学部・学科・別科の教育にふさわしい環境を維持・管理している。【資料2-9-18】

保健福祉学部では、「英会話A」「英会話B」などの語学系の演習科目では、教育効果の向上のために、クラス編成を行い25人前後での少人数教育を実施している。人文学部においては、「Oral English I」「Oral English II」等をはじめとする演習科目において、4クラスもしくは2クラスの少人数クラス編成を実施し、学生の能動的学修を促している。

表 2-9-3 授業形態別のクラスサイズ

授業形態	科目数	総受講者数	平均	備 考
講義	403科目	20,598人	51.1人	・平成28(2016)年10月12日現在（平成28(2016)年度後期履修登録確定後）。 ・同時開講科目は、1科目（1クラス）として計算。 ・助産別科は除く。
演習	460科目	9,266人	20.1人	
実験・実習	92科目	5,084人	55.3人	
計	955科目	34,948人	36.6人	

【エビデンス集・資料編】

【資料2-9-1】校地・校舎等の概要図

【資料2-9-2】附属図書館の基本情報に関する資料

【資料2-9-3】ラーニング・コモンズ・スペースについて

【資料2-9-4】附属図書館利用内規

【資料2-9-5】定期試験期における開館時間の変更について

【資料2-9-6】2016(平成28)年度授業評価アンケート（前期報告書）（後期報告書）（【資料2-2-7】と同じ）

【資料2-9-7】読書活動推進のための図書展示記録写真

【資料2-9-8】平成29(2017)年度指定図書関連資料

【資料2-9-9】平成28(2016)年度図書館ガイダンスに関する資料

【資料2-9-10】聖書コレクション言語別所蔵一覧・第7回復刻版聖書展示展（記録写真含む）

【資料2-9-11】学内ネットワーク・情報処理演習室 概略

【資料2-9-12】アクティブラーニングスペース（SWITCH）に関する資料（【資料2-2-11】と同じ）

【資料2-9-13】2017キャンパスライフ 学生生活ガイドブック（【資料F-5】と同じ）

【資料2-9-14】情報セキュリティ及び情報処理関連の施設設備利用について定めた規程等一式（情報処理演習室利用に関する申合せ、学内LAN利用に関する申合せ、大学における情報セキュリティポリシー）

【資料2-9-15】2016年度学生生活に関する実態調査実施要領・調査結果報告書（【資料2-3-11】と同じ）

【資料2-9-16】オフィスアワー・アドバイザー制度に関する資料（【資料2-3-3】と同じ）

【資料2-9-17】「意見箱」案内掲示文及び記入用紙（【資料2-3-12】と同じ）

【資料2-9-18】平成28(2016)年度授業別履修者人数表（使用教室含む）

(3) 2-9 の改善・向上方策（将来計画）

平成25(2013)年度から学生の安全を確保する上で必要な耐震補強工事を段階的に実施している。現在、5号館、2号館は、工事を完了しているが、今後、補強を必要とする他の建物においても、継続的に実施していく予定である。加えて、非構造部材の耐震対策及び建物に付随する給・排水、ガス、電気、電話、冷暖房、衛生設備、消防設備等諸設備の修繕及び更新も進めていく。

キャンパスが丘陵地に立地する本学においては、完全バリアフリーが難しいことから、学生の要望や相談にその都度耳を傾け、人的支援が必要な場所を把握しながら日常的な移動をはじめ学生生活における負担を最小限に図ることができるように努めていく。また、可能な限り女子学生のニーズを満たしながら学内環境及び施設設備面の充実を図る。図書館でのラーニング・コモンズ・スペースの利用状況の把握に努めるとともに、段階的な整備に取組みラーニング・コモンズ設置計画を完了させる。

引き続き、学生の学修や教員の研究を支援するため、安全安心で快適な教育環境整備に努めていく。

【基準2の自己評価】

本学は、建学の精神を踏まえ、2学部5学科、1別科の教育目的を定め、三つの方針を明確に策定し、適切かつ効果的に周知を図っている。また、学内共通理解のもと、体系的で組織的な教学経営により、着実な教育改革を進めている。三つの方針は、本学の学生が身に付けるべき資質・能力を明確にするために一体性及び整合性を確保している。

教育課程及び教授方法では、卒業の認定に関する方針を実現するための教育を体系的に整備し、教授方法の工夫・開発及び改善に向けて組織的に取り組んでいる。

学修及び授業支援では、教職協働により効果的に実施され、更なる充実に向けて計画的に実行している。学生のキャリア形成の支援では、組織間の相互連携により、教育課程内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導体制を整備し、高い就職率を維持している。

授業、学修支援、学生サービス及び施設・設備に関する学生や教職員の意見等は適切にくみ上げられ、安全安心で快適な教育環境整備に努めている。

以上のことから、「基準2 学修と教授」の基準を満たしていると判断する。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目3-1を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

「学校法人西南女学院寄附行為」第3条に教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教に基づく女子教育を行うことを、「学校法人西南女学院就業規則」前言に、全職員は寄附行為並びに本規則の精神と諸規程を認めて、キリスト教に基づく教育事業達成のために誠意をもって協力し、この規則を遵守することを、さらに本学院もまた同じ精神に基づいて誠意をもって協力することを表明している。本学院の規則等の遵守を自浄作用の観点から担保していくために「学校法人西南女学院公益通報に関する規程」を制定し、法令や学院規則等に違反する行為又は違反する恐れがある行為が現に生じ、若しくは、まさに生じようとしている場合において、その早期発見と是正を図り、学院の健全な発展に資することとしている。【資料3-1-1】【資料3-1-2】【資料3-1-3】

学院全体に及ぶ健全な組織運営と組織倫理を基礎に、さらに本学院の使命・目的の実現、本学院の維持・発展のために「学校法人西南女学院 中期計画 自2017(平成29)年度 至2021(平成33)年度」を定め、法人設置各校の教育機能の強化、学院全体の事務機能の強化、学院全ての教員・職員の能力向上、学院全体の施設設備の充実等の積極的な取り組みをとおり、社会が求める高い水準の教育環境を整え、学生・生徒・園児の満足度向上や出口保証を図っていくこととしている。【資料3-1-4】

本学にあっては、大学教育の質保証を担保するために、「西南女学院大学学則」第1条に教育基本法及び学校教育法に則り教育を行うことを規定するとともに、第1条の2に教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、自ら点検及び評価を行い、その結果を本学の目標及び計画に反映させ、不断の改善に努めることを規定している。また、本学は併設短期大学と組織が一元化されており、学内においては短期大学を1学部 of 取扱いとすることによって運営していることも踏まえ、1組織としての大学及び併設短期大学の適切な業務運営のために「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」を制定し、組織や執行体制について規定している。【資料3-1-5】【資料3-1-6】

本学では、平成25(2013)年度から、健全な組織運営と組織倫理を基礎にして併設短期大学とともに3年ごとに将来計画を策定し、2期目の現在は、1期目の将来計画における成果

やそのプロセスを踏まえながら、「地域に根差し、地域とともに歩む大学、短期大学づくり」と「教育の質が高く、学生の支援体制が充実した大学、短期大学づくり」の2点を柱に掲げた「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 将来計画2016～2018年度」を策定し、さらなる質的向上と発展を目指している。【資料3-1-7】【資料3-1-8】

環境保全に関しては、省エネルギー対策として、教職員、学生、来校者に対しクールビズや節電を促す掲示を行うことで励行している。電力使用については、デマンド監視装置による使用量の監視を行い、エネルギーの適正な使用に努めている。【資料3-1-9】

人権については、就業規則前言に、理事者も職員もすべて神による同労者であって、互いにまた学生に対して上下の感をもたず人を人として尊重し、その人格を認めることを示している。学院としての「ハラスメントの防止等に関する規則」及び本学としての「大学キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関する規程」等が体系的に整えられ、人権、人格又は尊厳を侵害する言動、指導、待遇を行わないように規定し、研修会を開催している。また、平成28(2016)年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）に基づき、全教職員を対象に法制度の概要、学生への支援・配慮についての研修会を実施している。【資料3-1-2】【資料3-1-10】【資料3-1-11】

学生、教職員の安全については、学院の定める「西南女学院防災管理規程」に基づき本学としての「西南女学院大学消防計画」を定めている。このうち、主として発生を予見すべき自然災害への対応としては、「防災ガイド」を作成し、「キャンパスライフ 学生生活ガイドブック」には避難経路を併せて掲載するなどの対応をしている。【資料3-1-12】

【資料3-1-13】 【資料3-1-14】

その他、関係法令の動向や学院及び大学における現状を踏まえながら、表3-1-1-1及び表3-1-1-2のとおり組織の倫理・規律に関する規程等を適宜整備しており、これを学院及び大学において周知することで、危機管理の体制及び危機に対する個々の教職員の意識の醸成と共有を図っている。

表3-1-1-1 組織の倫理・規律に関する規程等（法人本部）

第1編 法人本部		
類	規 程 等 名 称	備 考
第1類	学校法人西南女学院寄附行為	
	学校法人西南女学院常任理事会規程	寄附行為第18条の常任理事の職務の執行について定める
	学校法人西南女学院理事会業務及び理事会業務委任規則	理事会の業務及びその職務権限の委任について定める
	学校法人西南女学院理事会会議規則	寄附行為第17条及び46条の規程に基づいて、理事会の会議について必要な事項を定める
	学校法人西南女学院内部監査規程	学院の業務の適正な執行及び健全な発展に資するため、内部監査の実施に関し必要な事項を定める
第2類	西南女学院本部規程	法人本部の組織等について定める
	学校法人西南女学院個人情報の保護に関する規則	個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定める
	西南女学院文書取扱規程	文書管理の基本的事項を定める
	西南女学院文書取扱細則	文書の收受、受付及び回覧並びに文書の発送に関する取扱いの方法を定める
	西南女学院公印管理規程	法人及び法人設置各校の使用する公印に関し、必要な事項を定める
	学院規則等制定及び改廃手続細則	法人及び法人設置各校における学院規則等の取扱いに関して定める
	西南女学院組織連携協議会内規	法人の施策及び本法人が設置する学校の施策の企画及び立案並びに実施について、効果的かつ効率的な推進を図る

西南女学院大学

第3類 人事	学校法人西南女学院就業規則	職員の勤務条件を明確にし、かつ職員の福祉を保障し、学院の教育目標達成のための規律と、能率をはかることを目的とする
	懲戒処分の指針（就業規則第67条関係）	本学院の職員、学生、生徒、園児及び利害関係者が多大な損失を被ることがないよう、法令及び本学院諸規則の遵守について職員の一層の意識高揚を促し、本学院における不祥事を防止することを目的とする
	就業規則第22条兼職禁止に関する了解事項	学院外の兼業につき、院長の許可を受けること等を定める
	学校法人西南女学院利益相反に関する指針	産学官連携活動の推進に当たり、本学院の関係者が常に意識しなければならない基本的な考え方を明らかにする
	ハラスメントの防止等に関する規則	ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定める
	ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針（ハラスメントの防止等に関する規則第5条関係）	ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項について定める
	組織の長が職員等に対して行う特定業務任命の取扱いに関する内規	本学院の職員及び学生生徒等を特定の業務に従事させるに当たり、組織の長において任意の職名を以て任命することができるものを定める

表3-1-1-2 組織の倫理・規律に関する規程等（大学）

第2編 大学		
類	規 程 等 名 称	備 考
第1類 学 則	西南女学院大学学則	
第2類 管 理 運 営	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則	本学の業務の運営に関して定める
	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部会議規則	会議等の設置、組織、運営、審議事項等について定める
	大学公印管理規程細則	西南女学院公印管理規程に基づき、大学における必要な事項を定める
	大学文書処理等細則	西南女学院文書取扱規程に基づき、本学における必要な事項を定める
第5類 委 員 会 運 営	委員会及び執行機関の役割に関する規程	本学の組織・機構における委員会の「役割の明確化」及び関係教職員の「責任の明確化」を図ることを目的としている
第6類 委 員 会	大学キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会規程	キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会に関して必要な事項を定める
	大学キャンパス・ハラスメント調査委員会規程	キャンパス・ハラスメント調査委員会に関して必要な事項を定める
	倫理審査委員会規程	倫理審査委員会に関して必要な事項を定める
	動物実験委員会規程	動物実験委員会に関して必要な事項を定める
	学生個人情報保護委員会規程	学生個人情報保護委員会に関して必要な事項を定める
第8類 学 術 研 究	研究取扱規則	本学の教員、助手、教育支援職員又は事務職員が中心となつて行う、人間を直接対象とした研究が適切に実施されるために、研究の取扱に関して必要な事項を定める
	研究不正防止に関する取扱指針	研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）に基づき、本学における研究不正への対応を定める
	動物実験規程	本学において動物実験を計画し、実施する際に遵守すべき事項を定め、倫理的、科学的、動物福祉、環境保全及び動物実験に携わる者の安全確保の観点から、適正な動物実験の実施を促すことを目的とする
	公的研究費の適正な取扱に関する指針	本学における公的研究費の適正な取扱に係る運営・管理及び監査に関して、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)（平成19年2月15日文科科学大臣決定、平成26年2月18日改正）に基づき、必要な事項を定める
	公的研究費の内部監査規程	本学の公的研究費の適正な執行を確保するために、内部監査に関して必要な事項を定める

西南女学院大学

	公的研究費に関わる全ての構成員の行動規範	建学の精神である「感恩奉仕」に沿い、学術研究の信頼性と公正性を担保するため、公的研究費に関わる全ての構成員による協働の下で研究費の適正な執行に努め、もって本学における学術研究業務に対する社会の信頼に応えるための行動規範
第10類 学 生	学生個人情報保護規則	学生の個人情報の適正な取扱いを確保するため必要な事項を定める
	大学学生懲戒規程	学則第40条の規定に定める学生の懲戒に関し、適正かつ公正な運用を図るために必要な事項を定める
	大学学生懲戒等実施細則	大学学生懲戒規程第19条の規定に基づき、必要な事項を定める
	大学外国人留学生の懲戒に関する内規	大学学生懲戒規程第2条第2項に基づき、外国人留学生の懲戒に関し、必要な事項を定める
	大学キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関する規程	キャンパス・ハラスメントの発生の防止及び発生時の対応について必要な事項を定める
	大学キャンパス・ハラスメント相談員規程	キャンパス・ハラスメント相談員に関する事項を定める
	大学キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン	キャンパス・ハラスメントが発生した場合の対応について定める
第11類 申 合 せ 等	大学専任教育職員の服務に関する申合せ	就業規則第8条に定める勤務時間等に関する教員の特別取扱いについて定める
	助教に関する内規	助教に関して必要な事項を定める
	助教に関する申合せ	助教に関する内規について必要な事項を定める
	大学専任助手の服務に関する申合せ	就業規則第8条に定める勤務時間等に関する助手の特別取扱いについて定める
第12類 ポ リ シ ー	大学における情報セキュリティポリシー	大学が保有する情報資産に関するセキュリティ対策について、総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたもの

教育情報の公表については、学校教育法施行規則第172条の2で指定されている教育情報の9項目について本学公式ウェブサイトで公表している。財務情報については、貸借対照表及び資金収支計算書、事業活動収支計算書を学院広報誌「広報 西南女学院」に説明を加えた形で公表し、さらに本学公式ウェブサイトでは、「広報 西南女学院」への掲載内容に加えて「事業報告書」及び財産目録、監事の監査報告書も併せて公開している。【資料3-1-15】【資料3-1-16】【資料3-1-17】

本学の利害関係者には、私立学校法第47条2項の規定により、「学校法人西南女学院財務書類等閲覧規程」に基づき、事務所に備付けの財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監事の監査報告書について閲覧に供することとしている。【資料3-1-18】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-1-1】学校法人西南女学院寄附行為（【資料F-1】と同じ）

【資料3-1-2】学校法人西南女学院就業規則（【資料2-8-3】と同じ）

【資料3-1-3】学校法人西南女学院公益通報に関する規程

【資料3-1-4】学校法人西南女学院 中期計画 自2017(平成29)年度 至2021(平成33)年度（【資料1-3-6】と同じ）

【資料3-1-5】西南女学院大学学則（【資料F-3】と同じ）

【資料3-1-6】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則

【資料3-1-7】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 将来計画2013～2015年度

【資料3-1-8】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 将来計画2016～2018年度（【資料1-3-5】と同じ）

【資料3-1-9】環境保全及び省エネルギー対策への取組みに関する資料

【資料3-1-10】ハラスメントについて定めた規程等一式（ハラスメントの防止等に関する規則、ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針（ハラスメントの防止等に関する規則第5条関係）、大学キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会規程、大学キャンパス・ハラスメント調査委員会規程、大学キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関する規程、大学キャンパス・ハラスメント相談員規程、大学キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン）

【資料3-1-11】ハラスメントの防止、障害者差別解消法への対応に関する学内研修会等に関する資料

【資料3-1-12】西南女学院防災管理規程

【資料3-1-13】西南女学院大学消防計画、防災ガイド

【資料3-1-14】2017キャンパスライフ 学生生活ガイドブック（【資料F-5】と同じ）

【資料3-1-15】本学公式ウェブサイト 教育情報の公表に関する箇所

URL: http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/edu_info/

【資料3-1-16】本学公式ウェブサイト 財務情報に関する箇所

URL: <http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/zaimu/>

【資料3-1-17】各種計算書が掲載された「広報 西南女学院」

【資料3-1-18】学校法人西南女学院財務書類等閲覧規程

（3）3-1の改善・向上方策（将来計画）

法人によって策定された「学校法人西南女学院 中期計画 自2017(平成29)年度 至2021(平成33)年度」及び大学によって策定された「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 将来計画2016～2018年度」が一体性をもって履行されていくように、引き続き、組織の運営と業務の執行にあたる。

全教職員は、これらの計画の着実な実行に向けて、大学の設置、運営に関する法令の遵守と業務の遂行に一層努めるとともに、不断の検証を怠ることなく大学の「質の保証」に向けて取り組むこととする。

3-2 理事会の機能

《3-2 の視点》

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目3-2を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

理事会は、私立学校法に基づき、「学校法人西南女学院寄附行為」第17条に「この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」と規定し、最終的な意思決定機関としての権限を明示している。【資料3-2-1】

また、寄附行為第18条により、理事長及び理事長を補佐する職務にある常任理事をもって組織する常任理事会を置き、「学校法人西南女学院常任理事会規程」のもとで、(1)理事会の決議によって委任を受けた法人業務に関する事項、(2)非常事態発生の場合の緊急対策に関する事項、(3)理事長の諮問事項の3種を掌ることで、戦略的意思決定を支援する体制を整備し、充実強化している。【資料3-2-2】

加えて、常任理事会及び理事会の構成員である院長（理事長の委嘱により法人設置各校を統督し、各学校長に指導及び助言を行うとともに、学院内部の事務を総轄する職）の諮問に応じ本学院の管理運営に関して審議を行う「運営協議会」が設置されている。【資料3-2-3】

理事会は、建学の精神を理解し、法人の健全な経営について学識及び見識を有した理事で構成されており、寄附行為第6条及び第7条に人数と選任区分を規定している。また、学院内の所属の長、評議員、外部の学識経験者など学内外の様々な観点から協議・決定できる体制となっている。【資料3-2-1】 【資料3-2-4】 【資料3-2-5】

理事会は、寄附行為第17条に基づき、適切に開催・運営され、「学校法人西南女学院理事会業務及び理事会業務委任規則」第2条に規定する役員及び評議員並びに理事長の選任、予算（補正予算を含む。）及び事業計画並びに決算及び事業の実績に関する事項をはじめとする学院の業務を決定している。【資料3-2-6】

理事会は、寄附行為第17条第10項に基づき、開催・議決しており、理事が欠席する場合は、「書面議決書」により理事会に付議される事項について書面をもってあらかじめ意思を表示し、委任することができることとしている。なお、理事会の委任出席を除く理事の出席状況は、平成26(2014)年度 89.6%、平成27(2015)年度 92.9%、平成28(2016)年度 95.7%と適切である。【資料3-2-7】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-2-1】 学校法人西南女学院寄附行為（【資料F-1】と同じ）

【資料3-2-2】 学校法人西南女学院常任理事会規程

【資料3-2-3】 西南女学院本部規程

【資料3-2-4】 理事、監事、評議員などの名簿（内部・外部）（【資料F-10】と同じ）

【資料3-2-5】 理事会・評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況、議事）（【資

料F-10】と同じ)

【資料3-2-6】 学校法人西南女学院理事会業務及び理事会業務委任規則

【資料3-2-7】 書面議決書（様式）

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

近年の学校法人を取り巻く状況に適切に対応するため、理事会、常任理事会及び評議員会の役割は、法人全般にわたる重要案件等を審議するなど戦略的意思決定が極めて重要であることから、今後も学院の方針・運営体制を維持しながら理事会の機能を強化するとともに様々な課題に対して主体的かつ機動的に対応していく。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3の自己判定

基準項目3-3を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の学長は、併設短期大学である「西南女学院大学短期大学部」の学長を兼任しており、「学長候補者選考規程」第3条に基づき、学内・外に適任者を求めた上で選任され、「学校法人西南女学院理事会業務及び理事会業務委任規則」により、教育研究に関する業務を理事会から委任を受けており、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」第3条において「校務をつかさどり、職員を統督する」ことを明確にしている。【資料3-3-1】【資料3-3-2】

さらに、学長は、「西南女学院大学学則」第5条に基づいて、将来計画の方針をはじめとする本学の重要事項を審議し、学長に意見を述べることとされる「大学評議会」の議長であり、議長として会議を主宰し、会議の意見を参酌しながら学長として決定を行う立場のもと、リーダーシップを発揮する体制が整えられている。加えて、学長は、教授会及び別科会の意見を参酌して必要な決定を行い、業務にあたっている。【資料3-3-3】

教授会は、本学を構成する2学部1別科それぞれに設置するものとして「保健福祉学部教授会」「人文学部教授会」「助産別科会」を置き、学則において規定された組織上の位置付け、役割及び学長が決定を行うに当たり意見を述べる事項に則り、適切に機能している。

「大学評議会」、教授会及び別科会の他にも、大学の業務の円滑な運営を図るため、学長は「運営会議」「入学試験会議」「点検評価改善会議」などの会議を招集し、本学の意思決定の基軸となる議長となってリーダーシップを発揮している。【資料3-3-4】【資料3-3-5】【資料3-3-6】

また、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」第4条及び「副学長候補者選考規程」に基づき、副学長を置くことができるとされ、平成29(2017)年5月1日現在に置かれている副学長は、学校教育法第92条第4項に基づく「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」副学長という位置付けのもと、担当する職務を「地域連携に関する事項」と定め、地域連携に関するすべての決裁を含む職務を担っている。【資料3-3-7】

本学における管理運営及び事務組織全体の総括、調整及び管理を担う事務部長は、その役割と権限が「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」第6款に規定されており、副学長とともに学長の補佐にあたる職務を広範に行っている。【資料3-3-8】

「大学評議会」、教授会、別科会、「運営会議」などの諸会議は、学則に基本的な事項が規定されているほか、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 会議規則」に会議の運営・開催・議事録・専権事項の取扱いなどの詳細が規定されており、円滑かつ適切に運用されている。学長との関わりがある会議の概要は表3-3-1のとおりである。

なお、会議及び各種委員会の概要は表3-3-2、本学全体の運営機構は図3-3-1のとおりで

ある。委員会の役割等については、「委員会及び執行機関の役割に関する規程」、各委員会の規程、会議の役割は各会議の規程に明確に定められている。【資料3-3-9】

表3-3-1 主として学長が意見を参酌する会議の概要

会議名称	学則根拠	詳細規定	役割等の概要	構成員	備考
大学評議会	学則第5条	会議規則第1条から第10条	・ 本学の運営方針等重要事項を審議し、学長に意見を述べる。 ・ 審議事項（意見を述べる事項）は10種 (1) 本学の将来計画の方針に関する事項 (2) 本学の人事計画（非常勤講師を含む。）の方針に関する事項 (3) 本学の予算の方針に関する事項 (4) 入学者数に関する事項 (5) 本学の危機管理に関する事項 (6) 委員会等の設置及び廃止に関する事項 (7) 学則その他諸規定の制定及び改廃に関する事項 (8) 教授会又は別科会から付議された事項 (9) 学部間又は学部別科間に係る事項 (10) 法人本部に提出する事項のうち、学長が必要と認めた事項	学長 附属図書館長 各学部長 入試部長 教務部長 学生部長 事務部長 ※副学長を置くときは副学長	・ 併設短期大学と合同。
運営会議	学則第5条の3	会議規則第23条から第28条	・ 教授会に付議又は報告する事項を整理する。 ・ 学長が教授会の審議事項を事前に確認できる。	学長 附属図書館長 各学部長 入試部長 教務部長 学生部長 事務部長 宗教主事 各学科長 別科長 ※副学長を置くときは副学長	・ 併設短期大学と合同。 ・ 審議機関ではない。 ・ 学長に対して意見は述べない。
保健福祉学部教授会	学則第5条の2	会議規則第11条から第22条	・ 学長が決定を行うに当たり意見を述べる。 ・ 審議事項（意見を述べる事項）は10種 (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項 (2) 学位の授与に関する事項 (3) 入学前の既修得単位等の認定に関する事項 (4) 他大学等における授業科目の履修等に関する事項 (5) 転学部・転学科に関する事項 (6) 教育及び研究に関する事項 (7) 教育課程の編成に関する事項 (8) 学生の賞罰に関する事項 (9) 教員及び助手の人事に関する事項 (10) 大学評議会から委託された事項	専任教授 准教授 講師 助教 その他職員	・ 他との合同ではなく、保健福祉学部の1学部による教授会。 ・ 専任教授以外の出席者は、教授会が必要と認めたとき。
人文学部教授会	学則第5条の2	会議規則第11条から第22条	※保健福祉学部と同様の内容。	※保健福祉学部と同様。	・ 他との合同ではなく、人文学部の1学部による教授会。
助産別科会	学則第5条の5	会議規則第34条から第38条	・ 学長が決定を行うに当たり意見を述べる。 ・ 審議事項（意見を述べる事項）は6種 (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項 (2) 教育及び研究に関する事項 (3) 教育課程の編成に関する事項 (4) 学生の賞罰に関する事項 (5) 教員及び助手の人事に関する事項 (6) 大学評議会から委託された事項	専任の教員	・ 他との合同ではなく、助産別科の1別科による別科会。

西南女学院大学

表3-3-2 会議及び各種委員会一覧

会議・委員会名称	構成員（規程より抜粋）	事務	根拠規程
大学入学試験会議	学長、各学部長、入試部長、事務部長、各学科長、別科長、入試課長、各学科及び別科から選出された代表者各1名 ※副学長を置くときは副学長	入試課	大学入学試験会議規程
点検評価改善会議	学長、附属図書館長、各学部長、入試部長、教務部長、学生部長、事務部長、各学科長、別科長、宗教主事 ※副学長を置くときは副学長	庶務課 教務課 各部門*	点検評価改善会議規程
人事委員会	各学科から代表として選出された教授各1名	庶務課	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部教員及び助手選考規則
教務委員会	教務部長、教務課長、各学科から選出された代表者各1名	教務課	教務委員会規程
学生委員会	学生部長、学生課長、各学科から選出された代表者各1名	学生課	学生委員会規程
就職委員会	学生部長、就職課長、各学科から選出された代表者各1名	就職課	就職委員会規程
大学宗教委員会	宗教主事、各学科から選出された代表者各1名	学生課	大学宗教委員会規程
研究紀要委員会	附属図書館長、図書課長、各学科から選出された代表者各1名	図書課	研究紀要委員会規程
公開講座委員会	各学科から選出された代表者各1名	庶務課	公開講座委員会規程
教職課程委員会	教務部長、教務課長、教職課程担当者	教務課	教職課程委員会規程
大学キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会	学生部長、学生課長、各学科から選出された代表者各1名	学生課	大学キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会規程
大学キャンパス・ハラスメント調査委員会	教員又は職員2名、弁護士1名	学生課	大学キャンパス・ハラスメント調査委員会規程
国際交流委員会	学生部長、学生課長、各学科から選出された代表者各1名	学生課	国際交流委員会規程
学生募集委員会	入試部長、入試課長、各学科から選出された代表者各2名	入試課	学生募集委員会規程
教育経費予算配分委員会	各学科から選出された代表者各1名	会計課	教育経費予算配分委員会規程
倫理審査委員会	保健福祉学部長／医学・医療の専門家等、自然科学に関して識見を有する教員2名／倫理学・法学の専門家等、人文・社会科学に関して識見を有する教員2名／人格識見高く、広く社会の実情に通じており、一般の立場から意見を述べることができる者学外者2名を含む複数名 ※委員は、男女両性で構成する	庶務課	倫理審査委員会規程
動物実験委員会	保健福祉学部長／動物実験に関して識見を有する者で、学長が指名する教員1名／実験動物に関して識見を有する者で、学長が指名する教員1名／その他学識経験を有する者で、学長が指名する教員2名	庶務課	動物実験委員会規程
学生個人情報保護委員会	学生部長、事務部長、学生課長、各学科から選出された代表者各1名	学生課	学生個人情報保護委員会規程
情報システム管理運用委員会	事務部長、情報システム管理課長、学生募集委員長、各学科から選出された代表者各1名	情報システム管理課	情報システム管理運用委員会規程
大学セミナーハウス運営委員会	教務部長、学生部長、事務部長、教務課長、学生課長、庶務課長	学生課	大学セミナーハウス運営委員会規程
図書委員会	附属図書館長、図書課長、各学科から選出された代表者各1名	図書課	図書委員会規程
※上記の会議及び各種委員会に関する規程 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 会議規則 委員会及び執行機関の役割に関する規程 ※各会議・委員会は、併設短期大学（西南女学院大学短期大学部）選出構成員を含む		*各部門は次のとおり 学部点検部門 学科点検部門 別科点検部門 事務点検部門 ファカルティ・デベロップメント部門(FD部門) 実施部門	

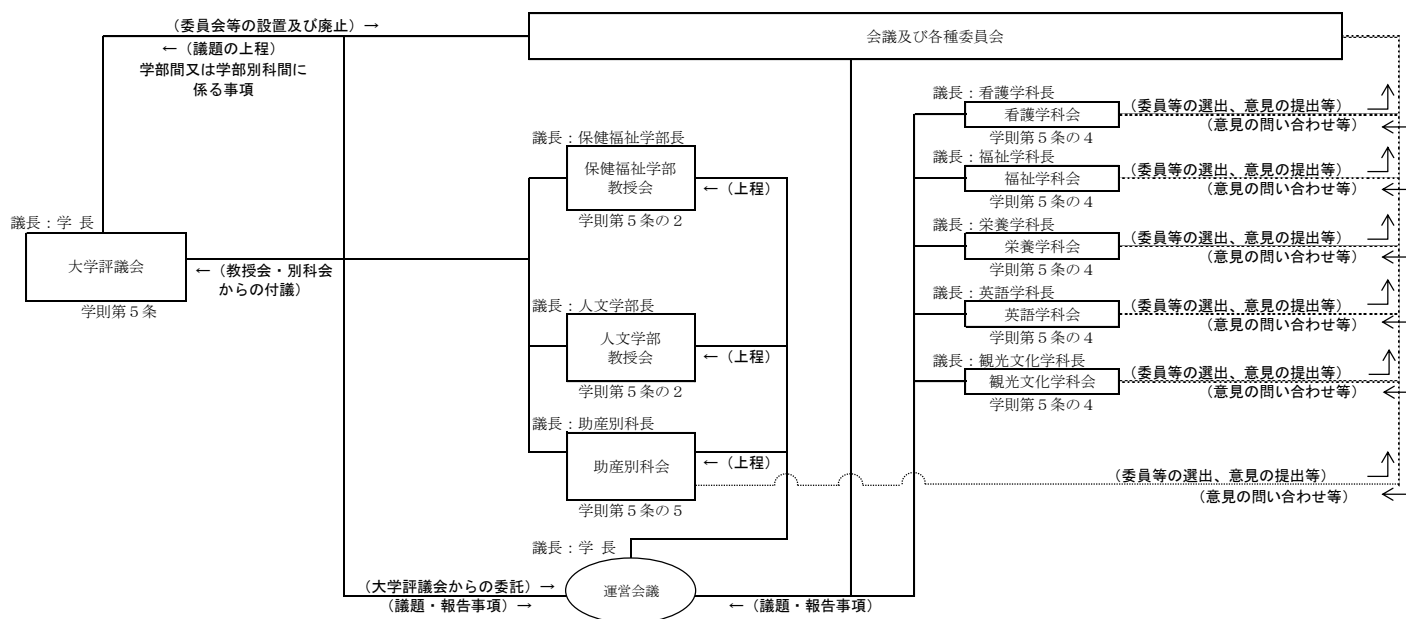


図3-3-1 学内運営機構図 (学内審議機関等の組織及び議題等の流れ)

法人本部との関係において、学長は常任理事として理事会に出席することで、大学の重要案件を報告するとともに法人の方針を大学の運営に反映させているなど、学校法人の役員としての立場からもリーダーシップを発揮することができている。また、学長は副学長及び学部長とともに、院長の諮問に応じ本学院の管理運営に関して審議を行う「運営協議会」に構成員として出席している。会議には意見を述べる立場で事務部長が出席しており、学長は、常任理事会や理事会に先立ち、院長はじめ法人本部役職者と適切な連携のもとで、本学所属長として教学運営に必要な調整対応の任に当たることができる。【資料3-3-10】

学長のリーダーシップのもとで策定された「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 将来計画2016～2018年度」においては、1期目の「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 将来計画2013～2015年度」における成果やそのプロセスを踏まえながら、本学の目指すべき方向として、「地域に根差し、地域とともに歩む大学、短期大学づくり」と「教育の質が高く、学生の支援体制が充実した大学、短期大学づくり」の2点を掲げている。【資料3-3-11】【資料3-3-12】

これらの取組みの一部は、「地域連携に関する事項」を担当する副学長の配置など、本学の教育の質的向上・充実に向けた取組みを推進しやすい体制構築に係る学長のリーダーシップとして一定の成果につながりつつある。【資料3-3-13】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-3-1】学長候補者選考規程

【資料3-3-2】学校法人西南女学院理事会業務及び理事会業務委任規則 (【資料3-2-6】と同じ)

【資料3-3-3】西南女学院大学学則 (【資料F-3】と同じ)

【資料3-3-4】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 会議規則（【資料1-3-2】と同じ）

【資料3-3-5】点検評価改善会議規程（【資料2-2-5】と同じ）

【資料3-3-6】大学入学試験会議規程（【資料2-1-7】と同じ）

【資料3-3-7】副学長候補者選考規程

【資料3-3-8】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則（【資料3-1-6】と同じ）

【資料3-3-9】委員会及び執行機関の役割に関する規程

【資料3-3-10】学校法人西南女学院本部規程（【資料3-2-3】と同じ）

【資料3-3-11】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 将来計画2016～2018年度（【資料1-3-5】と同じ）

【資料3-3-12】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 将来計画2013～2015年度（【資料3-1-7】と同じ）

【資料3-3-13】副学長選任に係る学長決定書の写し

（3）3－3 の改善・向上方策（将来計画）

「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 将来計画2016～2018年度」を着実に実行するため、特に地域連携については、平成29(2017)年度から配置している副学長の役割と権限のもとで強力に推進する。

学長はじめ本学のリーダーシップの一翼を担う役職者と教職員が丁寧にコミュニケーションを図ることで、学長のビジョンを的確に伝え、組織と個人の意欲と能力を最大限に引き出していく。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4の視点》

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4の自己判定

基準項目3-4を満たしている。

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学長は常任理事として常任理事会及び理事会に出席することで、法人と大学とのコミュニケーションの円滑化に寄与している。

本学院では、理事会への報告・承認が必要な案件について、院長の諮問に応じ本学院の管理運営に関して審議を行う「運営協議会」を置いている。この会議には、理事長、院長をはじめ本学院内の所属長などの職責理事及び法人本部役職者が出席しており、経営と教学の両面から連絡調整を行う体制を整え、意思決定の円滑化やガバナンスの機能性を担保している。【資料3-4-1】

理事会には、大学から学長のほかに学部長が理事として出席することによって経営に関与できる仕組みをとっている。さらに諮問機関である評議員会にも、理事及び入試部長、教務部長及び教育職員から選出の2人が評議員として出席するなど、学院が意思決定を行う際には大学の意向が適切に反映されるよう状況を報告・説明するとともに、法人の業務について説明を受けて意見を述べるなど法人及び大学のコミュニケーションは円滑に行われ、さらに相互チェックをする体制が整備されている。【資料3-4-2】【資料3-4-3】【資料3-4-4】

監事は、「学校法人西南女学院寄附行為」第6条第1項第2号及び第8条に規定し、適切に選考しており、全ての理事会及び評議員会に出席し、監査報告を行うとともに、学校法人の業務及び財産の状況について意見を述べている。【資料3-4-2】【資料3-4-4】【資料3-4-5】【資料3-4-6】

評議員会は、寄附行為第21条に基づき理事長が招集し、理事長は、寄附行為第23条に規定する予算、借入金、事業計画をはじめとする法人の業務に関する重要事項について諮問している。評議員の選任については、寄附行為第25条の規定に基づき、理事定数2倍を超える評議員を適切に選任している。なお、理事現員は18人（定数19人）、監事2人、評議員は38人（定数41人）である。これは、一部役職者の兼務によるもので、理事は寄附行為第7条第2項に、評議員は寄附行為第25条第4項にそれぞれを減じる規定を設けている。評議員の出席状況は、平成26(2014)年度 87.6%、平成27(2015)年度 86.5%、平成28(2016)年度 82.1%と適切である。【資料3-4-2】【資料3-4-3】【資料3-4-4】

理事長は、私立学校法第42条及び寄附行為第36条第2項に基づき、決算及び事業の実績について毎会計年度終了後2月以内に理事会の議決を経た後、評議員会に報告し意見を求めている。【資料3-4-2】【資料3-4-7】【資料3-4-8】

理事長は、理事の互選により選任され、建学の精神及びこれを受けた明確な教育目的のもと、法人の運営に努め、法人を代表して法人の業務を総理し、理事会を招集し、その議長となり、法人及び設置する各学校の業務を決している。また、理事長を補佐する体制として、寄附行為の規定による常任理事会を置き、その構成員である各部門の長は、設置学校の管理運営に関する業務のうち、理事会決定業務を除いた、教育・研究に関する業務の設置学校長への委任事項を含む「学校法人西南女学院常任理事会規程」等により、理事長のリーダーシップのもと、戦略的意思決定ができる体制を整備し、機能的に運営されている。【資料3-4-2】【資料3-4-9】

毎年実施する「事務職員自己点検評価」では、自己の職務点検に加え、上司に意見や要望等を自由に記述することができるようにしている。また、業務上の各部署からの計画や提案事項は起案文書に基づき、決裁権限を有する上位の職位の決裁を受け業務実現の運びとなるなど、ボトムアップの機能を有している。【資料3-4-10】【資料3-4-11】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-4-1】西南女学院本部規程（【資料3-2-3】と同じ）

【資料3-4-2】学校法人西南女学院寄附行為（【資料F-1】と同じ）

【資料3-4-3】理事、監事、評議員などの名簿（内部・外部）（【資料F-10】と同じ）

【資料3-4-4】理事会・評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況、議事）（【資料F-10】と同じ）

【資料3-4-5】2016(平成28)年度第3回評議員会議事録

【資料3-4-6】監事の監査報告書（【資料F-11】と同じ）

【資料3-4-7】2016(平成28)年度第1回理事会議事録

【資料3-4-8】2016(平成28)年度第1回評議員会議事録

【資料3-4-9】学校法人西南女学院常任理事会規程（【資料3-2-2】と同じ）

【資料3-4-10】事務職員自己点検評価関係資料

【資料3-4-11】西南女学院文書取扱規程

(3) 3-4の改善・向上方策（将来計画）

法人と大学は、その意思決定の過程において、理事長、学長のリーダーシップの下に適切な連携が保たれているが、少子化をはじめとする今後の様々な問題に対応するために、より一層、円滑な意思の疎通に努めることとする。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学院組織を定めた「西南女学院本部規程」及び大学組織を定めた「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」に基づき、図3-5-1に示すとおり、法人が設置する各学校の教育を支援する法人本部事務局と大学の運営、教育、学生生活を直接支援する部門により、管理組織体制を構築している。

大学にあっては、学長の指揮監督の下に入試部、教務部、学生部、事務局、附属図書館を置き、それぞれに部長・館長、課長、係長及び課員を配置している。大学の事務体制の概要は、表3-5-1のとおりである。

表3-5-1 大学の事務体制の概要

部・館	課	分 掌 業 務
入 試 部	入 試 課	1. 入学者の選抜に関すること 2. 学生募集に関すること
教 務 部	教 務 課	1. 教育課程の編成及び授業に関すること 2. 学生の入学、退学、休学、卒業その他の学籍異動に関すること
学 生 部	学 生 課	1. 学生の学業指導及び生活指導に関すること 2. 学生の課外活動、集会及び掲示に関すること
	就 職 課	1. 学生及び卒業生の就職及び進路指導に関すること 2. 学生及び卒業生の就職及び進路に伴う資格に関すること
事 務 部	庶 務 課	1. 本学の事務の連絡調整に関すること 2. 公印の作成及び管理に関すること
	会 計 課 (法人本部経理課兼務)	1. 予算及び決算に関すること 2. 学納金等の収納に関すること
	施 設 課 (法人本部施設課兼務)	1. 土地、建物その他工作物の維持管理及び補修に関すること 2. 工事の設計監督に関すること
	情報システム管理課	1. ネットワークを含む情報システムの管理運用に関すること 2. 情報セキュリティに関すること
附属図書館	図 書 課	1. 利用者の学習及び研究活動の支援に関すること 2. 図書等の購入手続きに関すること

※表中の分掌業務は、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」に規定される業務のうち、主たるものを抜粋。

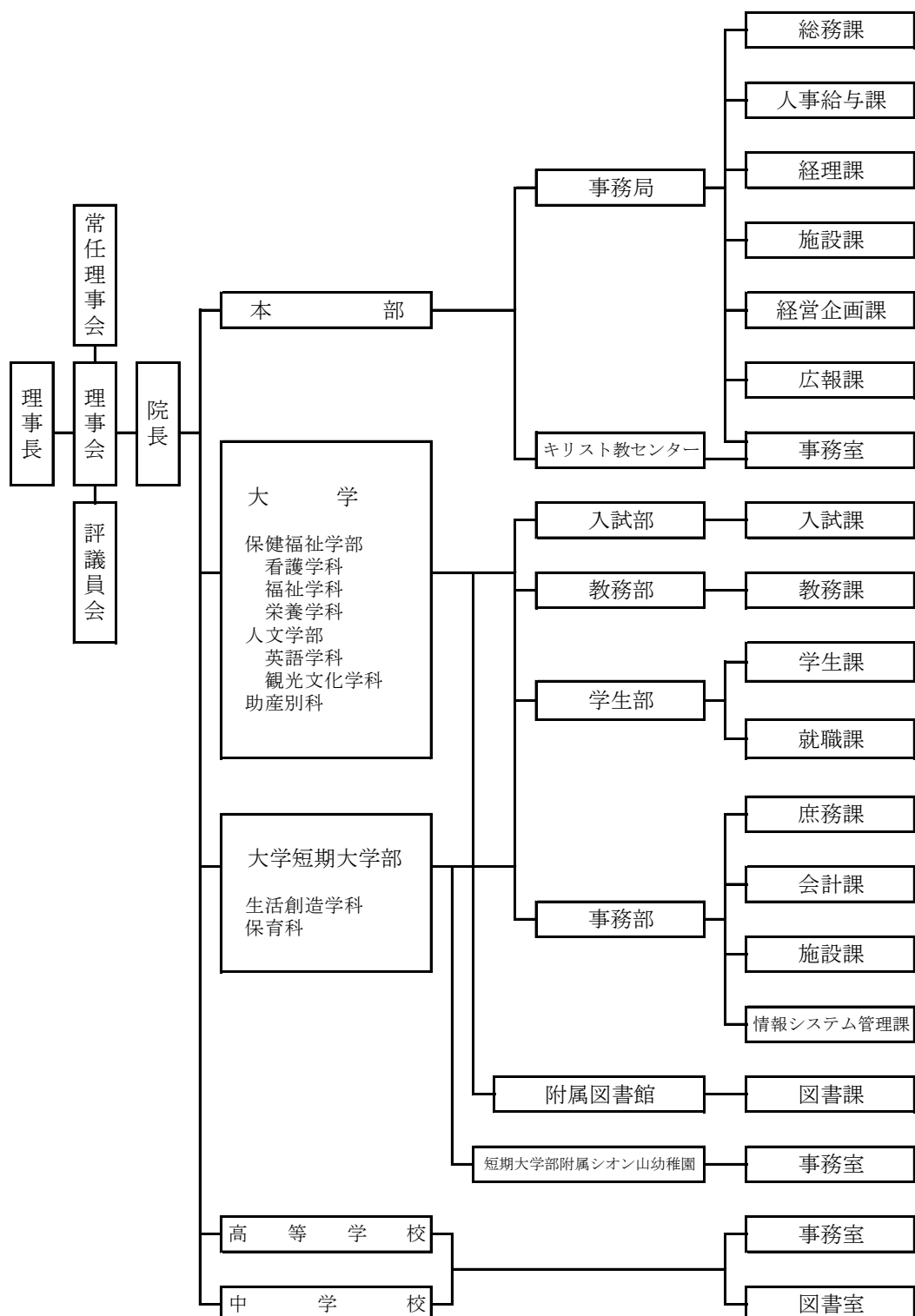


図3-5-1 学校法人西南女学院事務組織図

本学における管理運営及び事務組織全体の総括、調整及び管理を担う事務部長は、その役割と権限が「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」第6款に規定されており、本学における業務執行体制に係る管理体制の構築や機能性の確保、職員の資質・能力向上に関して、学長とともに重要な役割を担っている。事務部長は、本学の運営方針等について審議し学長に意見を述べる「大学評議会」の構成員として出席し、教授会及び別科会には陪席として出席することが学則に定められており、各種会議をととして本学における教育と管理の両面から業務執行状況を俯瞰できる体制を整えている。なお、事務部長は、院長の諮問に応じ本学院の管理運営に関して審議を行う「運営協議会」に出席し意見を述べるができる立場にある。【資料3-5-1】 【資料3-5-2】

各課長は、一部の委員会を除き各種委員会の構成員として本学の教育と管理に関与しており、教職協働体制のもとで業務執行がなされている。さらに、事務部長招集のもと「課長連絡会」を定期的開催している。立地上、各部署が分散しているため、学生サービスの低下を招かないようワンストップにも劣らないサービスの実現に向けて、各部署間の連携強化に努めている。

事務職員の採用・昇任に係る手続は、事務局長の原案により、「西南女学院事務職員及び労務職員人事委員会」の議を経て行っている。任用は、「学校法人西南女学院就業規則」「西南女学院事務職員、労務職員採用に関する規程」により、公式ウェブサイトや募集専用サイトによる公募とし、昇任は、「事務職員等級別標準職務表」及び「事務職員等級別資格基準表」に記載の要件を満たす職員の中で、当人の能力及び適性を勘案し決定している。【資料3-5-3】 【資料3-5-4】 【資料3-5-5】 【資料3-5-6】

大学の各部署では、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則」に基づき、課長は、所属する部長又は館長から業務執行に係る指揮監督を受け、分掌業務の執行を管理し、係長及び課員は、上司の指揮監督を受けて業務を執行することとして管理体制を構築している。これら業務執行の状況は、毎年実施する「事務職員自己点検評価」において当初の目標と達成度を整理する自己点検を行うとともに上司の確認を得ている。学内で実施される「事務職員自己点検評価」とは、事務職員を、自らの職務の遂行に当たり、最善の努力を払い、有効な方法で業務処理が果たせるよう、必要な能力開発及び自主的努力の醸成に努め、本学の運営に関わる行政管理及び執行機関の構成員の集合体である管理運営組織全体の資質向上を図る主役と位置付けて行われる、個人単位の自己点検評価活動である。この自己点検評価活動は、人事評価ではない。【資料3-5-1】 【資料3-5-7】

職員の資質・能力向上のための研修（Staff Development:SD）に関しては、学院全体にかかる「西南女学院職員研修（SD）規程」を定め、教職員に大学等の運営に必要な知識及び技能を身に付け、能力及び資質向上のための研修を実施している。「大学設置基準等の一部を改正する省令」（平成28年文部科学省令第18号）が平成29(2017)年4月1日から施行されたことに伴い、SDの対象となる職員については、事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部職員等も含まれる規定となっている。【資料3-5-8】 【資料3-5-9】

事務職員及び教員を対象とするSD研修会として、平成28(2016)年度は「補助金獲得に向けた学内説明会」「大学機関別認証評価説明会」「平成29年度大学機関別認証評価受審準備講習会」を開催した。また、毎年度、事務職員と教員を対象とする「情報処理研修」を開催している。

なお、北九州市内の私立大学・短期大学6校が連携して行う「北九州地区私立大学・短期大学連携SD研修会」など外部研修への参加も積極的に推奨している。【資料3-5-10】

【エビデンス集・資料編】

【資料3-5-1】 西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則（【資料3-1-6】と同じ）

【資料3-5-2】 西南女学院本部規程（【資料3-2-3】と同じ）

【資料3-5-3】 西南女学院事務職員及び労務人事委員会規程

【資料3-5-4】 学校法人西南女学院就業規則（【資料2-8-3】と同じ）

【資料3-5-5】 西南女学院事務職員、労務職員採用に関する規程、書記補の募集要項

【資料3-5-6】 西南女学院給与規程（「事務職員等級別標準職務表」及び「事務職員等級別資格基準表」）

【資料3-5-7】 事務職員自己点検評価関係資料（【資料3-4-10】と同じ）

【資料3-5-8】 西南女学院職員研修（SD）規程

【資料3-5-9】 平成28(2016)年度SD研修会実績

【資料3-5-10】 北九州私立大学・短期大学連携事業に関する協定書

(3) 3-5の改善・向上方策（将来計画）

職員の資質・能力向上を図るためには、人材の適正配置、活性化が必要であるため、学内はもとより、学院全体における職員の異動・配置転換などをおして各部署間の人事交流に今後も積極的に取り組む。

学生ニーズの多様化・質的变化に対応するため、業務体系を点検し、教育部門と管理部門及び事務組織相互の連携を更に推進する。

学生の学修成果向上のために事務職員に求められる知識、経験が多様化し、SD活動の取り組みの根拠となる規程を踏まえながら、キャリア別研修や参加体験型ワークショップ等の企画・実施に加えて、より積極的な研修会等への参加を促進する必要があることから、国公私立を問わず、広く各校の取り組みを参考に検討する。

職務の遂行にあたっては、日々の業務改善に加え、中期的なスケジュール管理を十分に行うことを意識し、学修成果の向上のための全学的な教学マネジメント組織及び各種データの収集と分析を担うことができる職員の育成と組織力の向上を図るよう努める。

3-6 財務基盤と収支

《3-6の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6の自己判定

基準項目3-6を満たしている。

(2) 3-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学院では、「学校法人西南女学院寄附行為」に基づき、理事会が決定した「予算基本方針」をもとに予算を編成している。「予算基本方針」において示された新年度入学者数等をもとに収入を積算し、この収入に見合った教育計画・事業計画を立案している。【資料3-6-1】

【資料3-6-2】

適正な財務運営を踏まえた「学校法人西南女学院 中期計画 自2017(平成29)年度 至2021(平成33)年度」を策定し、中期計画における財務シミュレーションに沿って、それぞれの時代にふさわしい教育研究活動を支える安定した事業の運営を行っている。【資料3-6-3】

私立学校を取り巻く環境が著しく変化する中、将来に向けての財務基盤の安定を図るべく、大学教育の質向上、収入の増強策、経費削減等のために、「予算基本方針」と大学における事業計画を連動・対比させながら、あらゆる業務の見直しによる効率化や改善を進めている。具体的には、平成29(2017)年度の「予算基本方針」について、学院全体として人件費率が高いことを重く受け止め、人件費について、①経常収入に占める人件費の割合の低下に努め、特に、非常勤講師、外部講師の人数・時間数を抑制し、専兼比率を引き上げること、②職員人件費は在籍学生数（見込み）を基に按分し、大学又は短期大学に割り当てることがあげられる。

大学における主な事業計画としては、①教育改革推進への財政支援を行うこと、②教育研究推進に伴う財政支援を行うこと、③地域連携室を中心とした地域貢献活動を行うこと、④学生総合支援室の開設に伴う学生支援を強化すること、⑤教員免許状更新講習を開講すること、⑥「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」の平成29(2017)年度実施予定の事業計画を確実に実行すること、⑦文部科学省科学研究費補助金の申請件数を昨年度同数程度とすることがあげられる。

なお、文部科学省科学研究費補助金・外部資金獲得状況については、表3-6-1のとおりである。

表3-6-1 文部科学省科学研究費補助金・外部資金獲得状況

	平成27(2015)年度		平成28(2016)年度		平成29(2017)年度	
	申請件数	採択件数	申請件数	採択件数	申請件数	採択件数
文部科学省科学研究費補助金	25	6	23	5	20	3
外部資金（科研費を除く）	17	11	13	7	3	1

「外部資金導入促進プロジェクト」による「科研費研修会」等を実施し、外部資金の導入に力を入れている。研修会では、採択された教員を講師として外部資金獲得のための申請書作成方法や研究リテラシー等のアドバイスを受けるなど若手研究者のための科研費を中心とした研究費獲得支援を行っている。また、北九州市や国内助成団体の募集案内を随時、学内LAN電子掲示板への掲示や書面の回覧を行うことで情報共有のための環境を整えるなど、この全学的取組みである「外部資金導入促進プロジェクト」によりさらなる研究基盤の強化を進める予定である。平成29(2017)年度の文部科学省科学研究費補助金には20件申請し、3件採択された。今後も申請件数及び採択件数の増加を図ることにしている。

【資料3-6-4】

本学の主な収入は、学生生徒納付金が経常収入の82.1%を占めている。さらに、10%程度の補助金、0.5%程度の寄付金等を加える形で経常収入を構成している。平成28(2016)年度決算においては、経営状況を判断する基礎となる基本金組入前当年度収支差額は約1億4,658万円の収入超過となった。

なお、過去5年間の推移をみると表3-6-2のとおりである。

表 3-6-2 基本金組入前当年度収支差額（帰属収支差額）の推移

(単位：千円)

	平成24(2012) 年度	平成25(2013) 年度	平成26(2014) 年度	平成27(2015) 年度	平成28(2016) 年度
大 学	270,979	322,286	169,441	333,755	146,583
法 人	△23,748	20,929	△115,066	122,251	△143,040

表 3-6-3 法人全体の学生生徒園児数の推移

(単位：人)

	平成24(2012) 年度	平成25(2013) 年度	平成26(2014) 年度	平成27(2015) 年度	平成28(2016) 年度
定 員	2,990	2,980	2,966	2,976	2,986
在籍数	2,443	2,366	2,308	2,243	2,212
差	△547	△614	△658	△733	△774

法人全体では、総資産から総負債を引いた純資産は平成28(2016)年度で前年度より約1億4,304万円減少したものの、財務の安定化を示す純資産構成比率は前年度より0.4%増の87.1%であることから、債務超過ではない安定した財務基盤が確立できている。

学生生徒園児数の減少（表3-6-3）を主要要因とする収入の減収により、人件費・教育研究経費・管理経費の予算配分が縮小され、非常に厳しい予算編成が求められているが、本学では、収入の減少が教育効果に大きく影響することのないように、教育研究活動に十分配慮し、限られた財的資源を有効活用すべく、学生の教育や教員の研究に必要な物品、教育用機器備品や図書、雑誌等を購入するとともに、施設の老朽化や既存の施設設備の更新・充実に向けた対応を継続的に行っている。

【エビデンス集・資料編】

【資料3-6-1】学校法人西南女学院寄附行為（【資料F-1】と同じ）

【資料3-6-2】2017年度予算基本方針

【資料3-6-3】学校法人西南女学院 中期計画 自2017(平成29)年度 至2021(平成33)年度（【資料1-3-6】と同じ）

【資料3-6-4】文部科学省科学研究費補助金をはじめとする外部資金獲得に向けた取組みに関する資料

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生生徒園児数の減少の中、教育研究活動の充実を図り、かつ長期にわたり安定した中長期的な計画に沿ってより一層の財務基盤の確立を図るためには、全ての設置校について入学者の確保が最重要課題であるが、その他にもあらゆる収入の方策を検討する。

外部資金獲得はその一つであり、補助金のほか、特に寄付金については同窓会及び後援会に対する働きかけを強化するとともに、寄付者が寄付しやすい環境を整備するなどしてこれまで以上に積極的な活動を展開し、収入増を図る。

支出面に関しては、老朽化した校舎改築など多額の費用を要するが、耐震補強工事など設備の改修を行うことにより校舎の維持保存を図り、経費削減を行う。

今後とも教育研究活動の充実を図りながら、中長期的な計画に沿って収支バランスの確保に向け、長期的に安定的な財務運営となるよう、より一層の財務基盤の強化に取り組んでいく。

3-7 会計

《3-7の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7の自己判定

基準項目3-7を満たしている。

(2) 3-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学校法人会計基準や本学の経理に関する規程等に則り、適正な会計処理を実施している。会計処理を行う上で取扱いに疑義が生じた場合には、公認会計士から適宜指導を受けて適切に業務を遂行している。【資料3-7-1】

本学院の予算単位は本部、大学、短期大学、高等学校、中学校及び幼稚園の6部門から構成されており、すべて法人本部にて統括している。毎月末、会計諸帳簿を整理し、これに基づいて、試算表及び資金収支計算書を作成し、理事長に報告している。【資料3-7-2】

予算については、理事会において「予算基本方針」が決定された後に予算編成を行っている。事務局長は、「予算基本方針」に基づき、予算単位ごとに費用対効果を十分に検討し、恒常的に発生する通常経費と特別経費を区別し、教育研究活動の内容・目的を明確にして予算原案を策定している。理事長は予算原案に基づき予算案を作成し、あらかじめ評議員会の意見を聞き、理事会の議決を経て予算を決定している。さらに、毎年度5月1日現在の入学者数をもとに補正予算を編成し、決算とのかい離がないように努めている。【資料3-7-3】【資料3-7-4】

決算については、毎会計年度終了後2か月以内に各予算単位をもとにして法人全体の決算書を作成している。作成された計算書類は公認会計士と監事の監査の後、理事会の承認を経て評議員会に報告を行うとともに、その後に登記を行い、文部科学省等へ提出している。【資料3-7-5】

学院の会計監査については、公認会計士による監査と監事による監査、及び内部監査を行っている。公認会計士による監査は例年約15日で会計帳簿書類、証憑書類及び理事会の議事録等の確認、組織運営状況等内部統制の検証などについても、監査を受けている（表3-7-1）。さらに、監査の一環として、監査時には、学校法人全体の運営状況及び中長期経営方針等について公認会計士及び監事、理事長、事務局長、総務課長、経理課長を交えた意見交換会を行っている。また、監事は公認会計士から監査状況や決算報告及び説明を受け、計算書類につき検討を加えるなど連携を図っている。【資料3-7-6】【資料3-7-7】

監事は2名で、法人の業務の監査及び法人の財務の状況を監査し、理事会に毎回出席し、必要に応じて意見を述べる機会を設けている。毎会計年度終了後、改めて監事監査を実施、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に報告している。【資料3-7-8】【資料3-7-9】

なお、研究活動における会計等に関しては、本学及び併設短期大学に共通の内部規程等として「公的研究費の適正な取扱いに関する指針」「公的研究費の内部監査規程」「公的研究費に関わる全ての構成員の行動規範」を整備している。【資料3-7-10】

表3-7-1 公認会計士往査計画表

日 程	主な内容
2016(平成28)年 8月26日	理事長へのヒアリング、意見交換 辞令原簿、給与明細、職員録、市県民税、動態報告等
2016(平成28)年 9月 9日	給与明細、職員録、市県民税・特別徴収税等
2016(平成28)年10月 7日	学納金明細、補助金
2016(平成28)年11月 7日	校納金資料、購入伺書関係
2016(平成28)年12月 2日	大学・短大図書（納品書・請求書、支払の確認）
2017(平成29)年 1月13日	ロウ講堂台風被害補修工事の仕訳、現場確認等 内部監査構成員と監事との意見交換
2017(平成29)年 2月 6日	工事関係
2017(平成29)年 3月 6日	諸会費、旅費交通費の証憑、有価証券、園納金
2017(平成29)年 3月31日	定期預金、貯蔵品
2017(平成29)年 4月21日	大学・短大図書、機器備品（中高、幼も含む）
2017(平成29)年 4月27日	財産明細表、消費税、入学金、学納金、未収入金
2017(平成29)年 5月 8日	資金収支計算書（前期期末払金支出と期末未払金）
2017(平成29)年 5月10日	決算書、財産目録、
2017(平成29)年 5月11日	退職給与引当金
2017(平成29)年 5月16日	監事との意見交換 前受金、減価償却明細表他

【エビデンス集・資料編】

【資料3-7-1】経理・会計処理について定めた規程等一式（学校法人西南女学院経理規程、調達規程、固定資産及び物品管理規程、減価償却に関する規程、西南女学院退職給与引当金規程、西南女学院基本積立金規程、西南女学院資産運用規程）

【資料3-7-2】月次資金収支計算書、事業活動収支計算書、月次貸借対照表、合計残高試算表

【資料3-7-3】2016(平成28)年度第2回理事会議事録

【資料3-7-4】2016(平成28)年度第2回評議員会議事録

【資料3-7-5】2016(平成28)年度決算報告書（【資料F-11】と同じ）

【資料3-7-6】学校法人西南女学院内部監査規程

【資料3-7-7】平成28(2016)年度に実施された内部監査に関する資料

【資料3-7-8】2017(平成29)年度第1回評議員会議事録

【資料3-7-9】監事の監査報告書（【資料F-11】と同じ）

【資料3-7-10】研究活動における会計等について定めた規程等一式（公的研究費の適正な取扱に関する指針、公的研究費の内部監査内規、公的研究費に関わる全ての構成員の行動規範）

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

予算編成については、厳しい財務状況のもと収入の確保と、支出については費用対効果を検証し教育研究活動や入学者の確保に有効であると考えられる予算については強化し、予算の効率的な配分に努め、あらゆる予算の見直しを行い、削減に努めて収支バランスを図る。

経理・会計担当者の会計知識の向上を図るとともに、公認会計士の指導・助言を受けながら、今後も適切な会計処理を常に心がけて業務を遂行する。

監事監査をより有用なものとする方策として、監事をサポートする体制及び公認会計士との連携について一層の充実を図る。

【基準3の自己評価】

教育基本法、学校教育法及び私立学校法等の関係法令を遵守し、寄附行為及び学院諸規程に基づき、理事会（理事長）及び学長のリーダーシップのもと、適切な管理運営が行われている。また、私立学校の特徴である理事会による設置大学の経営と教授会による教学の運営という二重構造を活かし、理事会は教学側との意思疎通を図り、誠実で透明性のある経営を行っている。

本学の財務面においては、収入に見合った支出を前提に、長期的に安定的な財務運営がされるよう、収支バランスの安定化に向け、入学者の確保による学生生徒納付金の増加及び教育研究活動の充実を図りながら、より一層の財務基盤の強化に取り組んでいる。会計については、学校法人会計基準及び「学校法人西南女学院経理規程」等に則り厳正に実施されているが、引き続き学校法人としての社会的使命を認識し、適正な会計処理に努めていく。

以上のことから、「基準3 経営・管理と財務」の基準を満たしていると判断する。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目4-1を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は建学の精神である「感恩奉仕」を実践する女性の育成を使命とし、「西南女学院大学学則」第1条では「教育基本法及び学校教育法に則り、キリスト教を教育の基盤として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな人間性を涵養し、もって人類の福祉と文化の発展とに貢献する有為の人物を育成する」ことを目的としている。この目的を達成するために、学則第1条の2では「教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」こと及び「自己点検及び自己評価並びに第三者評価等多様な評価の結果を本学の目標及び計画に反映させ、不断の改善に努める」ことを定め、自主的・自立的な自己点検・評価が行われる体制となっている。【資料4-1-1】

自己点検・評価の実施は「点検評価改善会議規程」に定めている。学長を議長とする「点検評価改善会議」は学部、学科、別科、FD、事務等の点検部門で構成され、自己点検・評価業務を分担している。本学の自己点検・評価は毎年実施し、教育研究及び管理運営における内部質保証を図っている。【資料4-1-2】【資料4-1-3】

認証評価機関による評価は、平成22(2010)年に日本高等教育評価機構による1回目の認証評価を受け、平成23(2011)年3月に、「評価機構が定める大学評価基準を満たしている」と認定された。平成29(2017)年度に日本高等教育評価機構による認証評価を受けるにあたり、平成28(2016)年には「平成29年度大学機関別認証評価受審準備講習会」の実施を経て、「点検評価改善会議大学機関別認証評価部会」を設置した。全学的な体制で取組めるよう、部門間の相互協力や教職協働に加えて法人本部との連携などを図りながら、運営を行っている。【資料4-1-4】【資料4-1-5】【資料4-1-6】

動物実験に関する外部検証事業（第2期検証プログラム）及び外部検証実施要領に基づき、平成28(2016)年度に外部検証（第三者評価）を受審した。【資料4-1-7】

【エビデンス集・資料編】

【資料4-1-1】西南女学院大学学則（【資料F-3】と同じ）

【資料4-1-2】点検評価改善会議規程（【資料2-2-5】と同じ）

【資料4-1-3】本学公式ウェブサイト 自己点検・評価に関する箇所

URL: <http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/tenken/>

【資料4-1-4】平成29年度大学機関別認証評価受審準備講習会プログラム・写真

【資料4-1-5】点検評価改善会議大学機関別認証評価部会関係資料

【資料4-1-6】2017(平成29)年度第2回理事会議事録

【資料4-1-7】動物実験に関する外部検証関係資料

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

併設短期大学の認証評価の実施周期に留意しながら、自己点検・評価活動が今後も継続して行えるよう、運営のスリム化を図る。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2の自己判定

基準項目4-2を満たしている。

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の自己点検・評価は、「委員会別業務評価」「課別業務評価」「教育研究活動報告」「事務職員自己点検評価」により行っている。【資料4-2-1】

自己点検・評価の結果は、「点検評価改善報告書」として本学公式ウェブサイトに公表しており、法令に基づいて別途掲載されている「教育情報の公表」及び「財務情報の公開」における各種情報とともにエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価の成果となっている。なお、教育改善や教学マネジメントの推進、さらに教育の質保証の観点からエビデンスに基づく自己点検・評価活動に関わる組織として「教学IR推進室」を設置し、必要な業務を行っており、授業評価、学生生活調査、卒業生調査等について、関係部署との調整及び情報提供を行う業務をとおり、透明性の高い自己点検・評価を担保している。

【資料4-2-2】【資料4-2-3】【資料4-2-4】【資料4-2-5】

自己点検・評価結果の教職員への周知は、学内LAN電子掲示板で行っており、結果や課題について情報を共有している。本学公式ウェブサイトでも「認証評価（第三者評価）」「点検評価改善報告」の項目を設け、学内外に公表し、社会への説明責任を果たしている。【資料4-2-6】【資料4-2-7】

「点検評価改善報告書」の作成から公表までの流れは、「点検評価改善会議」において、自己点検・評価の実施方法、実施日程、公表内容、公表の方法等を協議・確認した後、学長決定を経ることになっており、手続上の透明性を担保するものとなっている。【資料4-2-8】

「点検評価改善報告書」の作成とは別に行われる現状把握のための調査については、各部局又は部局横断的に実施されており、その結果は学修や学生生活全般のあり方等の改善・向上に反映させている。【資料4-2-9】【資料4-2-10】【資料4-2-11】【資料4-2-12】

【エビデンス集・資料編】

【資料4-2-1】点検評価改善報告書 各様式（委員会別業務評価、課別業務評価、教育研究活動報告、事務職員自己点検評価）

【資料4-2-2】2016年度点検評価改善報告書〔委員会別業務評価〕

【資料4-2-3】2016年度点検評価改善報告書〔課別業務評価〕

【資料4-2-4】2016年度点検評価改善報告書〔教育研究活動報告〕

【資料4-2-5】教学IR推進室内規

【資料4-2-6】学内LAN電子掲示板該当箇所の印刷物

【資料4-2-7】 本学公式ウェブサイト 自己点検・評価に関する箇所（【資料4-1-3】と同じ）

URL: <http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/tenken/>

【資料4-2-8】 2016年度第2回点検評価改善会議議事録

【資料4-2-9】 2016(平成28)年度授業評価アンケート（前期報告書）（後期報告書）（【資料2-2-7】と同じ）

【資料4-2-10】 2016年度学生生活に関する実態調査実施要領・調査結果報告書（【資料2-3-11】と同じ）

【資料4-2-11】 卒業生アンケート(様式)・卒業生アンケート調査結果報告書（【資料2-6-3】と同じ）

【資料4-2-12】 就職受け入れ先から見た西南女学院大学・西南女学院大学短期大学卒業生の評価に関するアンケート(様式)・就職受け入れ先から見た西南女学院大学・西南女学院大学短期大学卒業生の評価に関するアンケート調査結果報告書（【資料2-6-4】と同じ）

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も現状把握を行い、透明性の高い自己点検・評価となるよう努めるとともに、各種データを収集し、客観的な分析が行える職員の育成を進めていく。

学生、教職員をはじめとするステークホルダーに対する各種情報の周知を今後も行っていく。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

平成22(2010)年度に大学機関別認証評価を受審して以降、自己点検・評価活動によって明らかになった改善・向上のために必要なことについては、各種委員会や部署において具体策を検討し改善が図られている。例えば、委員会及び課別業務は、平成26(2014)年度から評価シート様式を変更したことで、「P 計画欄」「D 実施欄」「C 評価欄」「A 改善欄」「次年度見通し（次年度における計画(P)の修正・変更・廃止の見通し）」に分けられた記述様式となっており、PDCAサイクルの意識を浸透させながら、改善・向上の取組みが進められている。【資料4-3-1】【資料4-3-2】

教員は「点検評価改善報告書 教育研究活動報告」を学内で共有することにより、当年の報告内容を翌年以降の改善につなげている。【資料4-3-3】

自己点検・評価における計画や改善の内容の一部は、本学の目標及び計画に反映されるとともに、別途策定された「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 将来計画 2016～2018年度」にも反映されており、自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立につなげている。【資料4-3-4】

「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 将来計画2016～2018年度」の内容は、法人本部が策定した「学校法人西南女学院 中期計画 自2017(平成29)年度 至2021(平成33)年度」に反映され、本学における自己点検・評価活動から本学将来計画を経た学院全体の中期計画への流れが作られている。【資料4-3-5】

【エビデンス集・資料編】

【資料4-3-1】点検評価改善報告書〔委員会別業務評価〕実施要領

【資料4-3-2】点検評価改善報告書〔課別業務評価〕実施要領等関係書類

【資料4-3-3】2016年度点検評価改善報告書〔教育研究活動報告〕（【資料4-2-4】と同じ）

【資料4-3-4】西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 将来計画2016～2018年度（【資料1-3-5】と同じ）

【資料4-3-5】学校法人西南女学院 中期計画 自2017(平成29)年度 至2021(平成33)年度（【資料1-3-6】と同じ）

(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）

大学の目的を果たすため、PDCAサイクルの機能を今後さらに高め、教育研究及び管理運営の向上に努める。

【基準4の自己評価】

本学では教育研究水準の向上を図り、大学の使命・目的を達成するため、継続的に自主・自立的な自己点検・評価活動を行っている。自己点検・評価活動はエビデンスに基づいて誠実に実施し、結果は学内で共有するとともに本学公式ウェブサイトにより社会へ公表するなど、教育研究及び管理運営の内部質保証のため、自己点検・評価結果を有効に活用する仕組みが確立している。

以上のことから、「基準4 自己点検・評価」の基準を満たしていると判断する。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 建学の精神の浸透

A-1 学院に生き続ける先人の祈り

《A-1 の視点》

A-1-① マロリー館建設の本学院における意義

(1) A-1 の自己判定

基準項目A-1を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学院が有する建造物である「マロリー館」は、その建設の歴史的経緯から本学院における第二次大戦後の教育の再興の証たる西南女学院の象徴として、学生、教職員、同窓生から親しまれている校舎である。

昭和24(1949)年に着工し、1年後の昭和25(1950)年に竣工した「マロリー館」は、大正11(1922)年の学院創立における「アメリカ南部バプテスト連盟海外伝道局」による貢献につながるものとして、「アメリカ南部バプテスト婦人部総務主事」であるK.マロリーの尽力により捧げられた、西南女学院に対する建築資金を用いて建てられた。【資料A-1-1】

終戦後から高度経済成長期、さらには情報技術革新等の社会の趨勢に応じた本学院における新校舎建設をはじめとする施設設備の量的及び質的な充実の中にあっても、西南女学院は「マロリー館」を「西南女学院本部」に掲げ、例えば、法人本部組織である「キリスト教センター」を置き、館内1階にある「マロリーホール」では、学生対象の「チャペルアワー」、教職員対象の「学院聖書学課」、「ハンドベルクワイヤー」による定期演奏会が開催されるなど、キリスト教に深く関わる営みの空間として用いている。また、職員朝礼は、各建物・各室に配置される教職員がマロリー館3階の会議室に集い、讃美歌と聖書、祈りによって始められており、キリスト教と建学の精神に対する日々の確認・共有の場にもなっている。

以上のように、「マロリー館」は、「キリスト教に基づく女子教育」を営む学校法人としての自主・自立性・公共性・永続性への誓いのもと、先人の祈りと建学の精神を堅持する象徴たる建物として愛され、守られ、教育と管理の空間として時を超え活かされている。

【エビデンス集・資料編】

【資料A-1-1】マロリー館の階段正面の銘板（写真）

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も学院創立の経緯をはじめとする本学院の歴史、そして先人の祈りを学院の全構成員で共有し守り続けていく。

A-2 キリスト教教育の充実

《A-2 の視点》

A-2-① キリスト教教育のための環境

(1) A-2 の自己判定

基準項目A-2を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

キリスト教センターの設置について

「西南女学院キリスト教センター」は、「ミッション活動の拠点」として「建学の精神を高揚し具現化する」ことをとおして「学院の発展に資する」ことを設立目的として法人本部に設置されている。【資料A-2-1】

学生、生徒、園児がキリスト教に関心を持ち、やがて教会に連なり、信仰を持つに至ることを願い、また学生たちがミッションスクールに学ぶ者としてマナーやモラルにおいて向上するように願い、学生課と共にキリスト教教育活動を行っている。

教職員と学生とが共にキリスト教教育活動に参加することによって、親睦と同時にコミュニケーションを深め、建学の精神である「感恩奉仕」を実践できるよう努めている。

マロリーホールのステンドグラスとチャペルアワー

学院の歴史的建造物である「マロリー館」の1階には、聖書の世界を描いたステンドグラスが設置された「マロリーホール」がある。「マロリーホール」入口から向かって左側に旧約聖書、右側に新約聖書が描かれている。中世の教会に多く見られるステンドグラスは、荘厳な雰囲気を醸し出すキリスト教的芸術であるが、礼拝に参列する人がステンドグラスをとおして「光を見るとき、それまで浸っていたことから、生まれ変わる（直訳では、復活する）」と人の心が新しくなることを絵柄で表すことでキリスト教の教えを伝えていくためのものであった。本学は、プロテスタント系バプテスト派の宣教師によって建てられた学校であり、聖書を唯一の信仰の拠り所とする福音主義に立っているため、学内にキリスト教をイメージできるものが十字架以外に無く、ステンドグラスはキリスト教の雰囲気を味わえる空間を豊かにしている。

「マロリーホール」のステンドグラスは、キリスト教に初めて接する新入生や聖書をまだ十分に知らない学生が、神の愛による聖書の世界を視覚的に体験することができるよう、平成7(1995)年度から21年間かけて併設短期大学の卒業生によって卒業記念品として毎年一枚ずつ捧げられたものである。

学生は、毎週チャペルアワーに出席するために「マロリーホール」に集い、旧約聖書の世界の始まりから、イエス・キリストの誕生、イエスの福音を視覚的に学びながら、礼拝の講師の話を聞き、建学の精神である「感恩奉仕」を日に日に身に付けていく。

また、「キリスト教センター」においてこのステンドグラスについて解説したリーフレットを作成し、学生・教職員全員に配付し、さらに理解を深められるように努めている。【資料A-2-2】

ハンドベルクワイヤーの活動

ハンドベルは、17世紀頃にイギリスのキリスト教会で生まれ、アメリカで独立した楽器となった、讃美歌をはじめとするいろいろなジャンルの曲を数人で合わせて演奏するものである。

西南女学院のハンドベルクワイヤーは、建学の精神である「感恩奉仕」の実践活動の一つとして昭和58(1983)年に宣教師であるナンシー・ノートンによって結成された。ハンドベルという楽器を用いて「学生へのキリスト教伝道」と、また、その演奏活動により「地域社会への奉仕と伝道」を目的とするものである。結成以来34年間、この目的遂行のために日々研鑽を積み、学内外において継続して活動を行っている。

ハンドベルクワイヤーは、「キリスト教センター」の活動の一つであり、宗教的な作品への解釈と学びに努めている。また、演奏活動としては、学内においては入学式、卒業式等の式典、「クリスマス礼拝」「ミッションデー」「送別礼拝」での演奏など、年間を通じて演奏を行っている。学外においては、地域からの要請に応じて施設等での演奏活動を行っている。特に、大学祭でのミニコンサート、毎年クリスマス前に開催される「定期演奏会」は好評で、多くの学生や地域の方々が来場している。【資料A-2-3】

週2回の練習で学内に響く音色や、チャペルやコンサートでの演奏での優しい音色は学生や教職員に本学がキリスト教の学校であることを思い出させるとともに、癒しの時を与えてくれている。

クリスマスの諸行事

本学のクリスマスツリーは、西南女学院が地域に仕えるミッションスクールであることを「光をもって街を照らす」姿勢によって、地域の方々に再認識していただくためのものである。毎年、学生・教職員の参加者全員で讃美歌を歌ってツリーを点灯し、クリスマスを祝っている。【資料A-2-4】

また、毎年12月中旬に大学・大学短期大学部合同でアルモニーサンク北九州ソレイユホールにおいて「クリスマス礼拝」を行っている。講師を迎えてクリスマスについて深く考えるとともに、ページェントやパイプオルガンを使った音楽プログラム、学生・教職員全員で歌うハレルヤコーラスなどによって厳かにクリスマスを迎えている。【資料A-2-5】

聖書学課

学生に対する建学の精神の浸透は、教職員がどれだけ「感恩奉仕」という建学の精神を具現化できているかにかかっている。本学では、キリスト教教育の第一歩として「新任職員オリエンテーション聖書学課」、全教職員が建学の精神を再確認し、深め続ける場として、「学院聖書学課」を開催している。

「新任職員オリエンテーション聖書学課」は、4月の辞令交付の翌日に本学院のスクールアイデンティティ、その基礎にあるキリスト教の中心となる価値観と基礎的知識を身につけるために、法人設置各校の新任教職員を対象に親睦の時間を交えて実施している。全1日のプログラムとなっており、本学の歴史・建学の精神、キリスト教の基本的知識、聖書について学んでいる。途中、学内見学や昼食を一緒にとることで親睦をはかり、最後は出席者による歓談の時間を持ち、キリスト教に対する親しみとキリスト教学校に働く者と

しての自覚を養っている。【資料A-2-6】

「学院聖書学課」は、全教職員が建学の精神であるキリスト教による女子教育についての理解を時代に即して深める礼拝と研修の場であり、年5回実施している。原点は聖書の学びであったが、近年は多種多様なキリスト教に関わる講話や本学院の歴史の解説などに留まっていた。

平成27(2015)年度以降は、原点に戻り、全教職員に聖書からキリスト教の根幹を多角的に理解できる機会を設け、「キリスト教教育の理解力が高い教職員」への成長につながるよい機会となるように方向転換している。【資料A-2-7】

地域諸教会との連携・相互理解

本学院は、北九州市域におけるプロテスタント系バプテスト派による教育と研究そして伝道場として、地域諸教会との協力関係のもと、「キリスト教教育研究会」「現代神学を学ぶ会」「牧師交流会」などにより、継続的な交流がなされている。【資料A-2-8】

学院と地域諸教会との相互理解の広がりや深まりは増しており、学院と諸教会、また諸教会間の関係、若者伝道の課題とそれに向けてのより密接な協力関係が形成されてきている。特に、「キリスト教教育研究会」においては、発題または講演を本学及び併設短期大学の「ミッションデー」講師が担当する場合と地域の教会の牧師が担当する場合とを併用することで多面的となるなど、学生に対するキリスト教教育の充実につながっている。

【エビデンス集・資料編】

【資料A-2-1】キリスト教センターに関する資料

【資料A-2-2】マロリーホールのステンドグラスに関するリーフレット

【資料A-2-3】ハンドベルクワイヤーに関する資料

【資料A-2-4】クリスマスツリー点灯式プログラム、クリスマスツリーの写真

【資料A-2-5】クリスマス礼拝に関する資料

【資料A-2-6】2017年度新任オリエンテーション聖書学課に関する資料

【資料A-2-7】2016年度・2017年度学院聖書学課プログラム

【資料A-2-8】地域諸教会との連携・交流に関する資料

(3) A-2の改善・向上方策（将来計画）

今後も学院及び本学の組織、施設設備、学生の自主的取組み、諸行事及び諸教会との関係など、キリスト教教育の充実の観点から、これまで受け継がれてきた活動・取組みをとおしてキリスト教教育のための環境を充実させていく。

【基準Aの自己評価】

本学は、「学校法人西南女学院寄附行為」第3条に掲げる「キリスト教に基づく女子教育」のために、学院を構成する大学たる学校として、建学の精神の背景にある学院創設時の祈りを共有・堅持し、そのために学院における組織、施設設備、学生の自主的取組み、諸行事及び諸教会との関係をとおして、大学としてのキリスト教教育の充実を図り、学生と教

職員が一体となってキリスト教教育のための環境を充実させていくことで建学の精神の浸透に努めている。

以上のことから、「基準A 建学の精神の浸透」の基準を満たしていると判断する。

基準 B. 社会貢献

B-1 地域に根差し、地域と共に歩む大学づくり

《B-1 の視点》

B-1-① 大学が保有する知識財産、教育資源、大学諸施設など物的・人的資源の社会への提供による地域への貢献

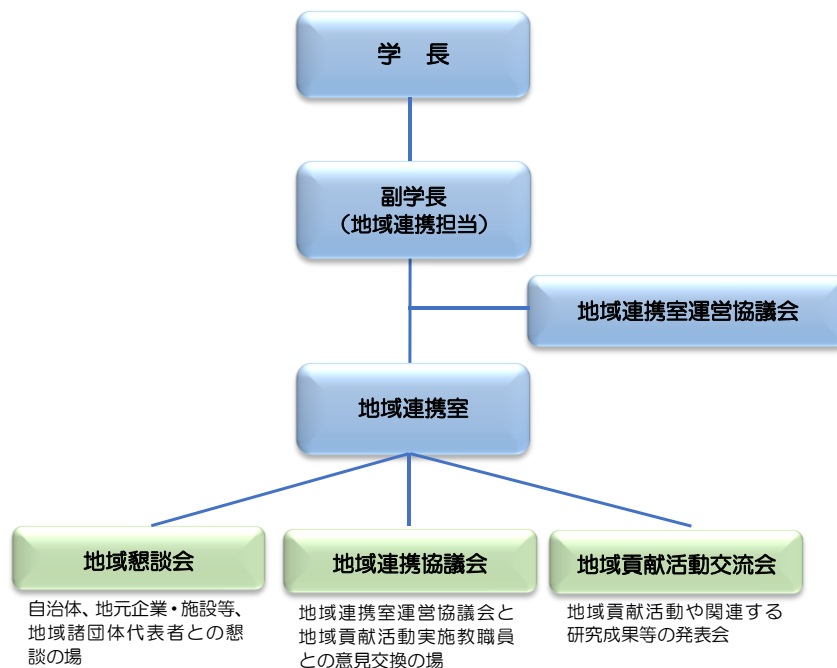
(1) B-1 の自己判定

基準B-1を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学での教育・研究を地域と密接なものとし、その結果を還元していくことは、本学の使命であり、地域とともに歩むのが、本学の生きる道である。本学では、「西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 将来計画2016～2018年度」において、本学が進むべき方向として「地域に根差し、地域とともに歩む大学・短期大学づくり」を掲げ、この地域貢献活動を推進していく組織として平成28(2016)年8月に学長直轄の組織として「地域連携室」を開設した。【資料B-1-1】

「地域連携室」は、これまで個々に行っていた地域貢献活動を取りまとめ、本学と併設短期大学が一体となって、組織的・計画的な地域貢献活動を行うためのものである。この「地域連携室」を軸に本学における学生の教育活動の一環としての地域貢献活動を開始している（図B-1-1）。



図B-1-1 地域連携室組織体制図

地域連携活動は、学長直轄で行い、地域貢献活動計画の立案・評価、ガイドラインの策定・見直し、環境整備、地域諸団体等との連携関係の構築などを審議する「地域連携室運営協議会」が運営管理を行っている。地域連携室には、室長、副室長の他に学部学科の教員、地域連携担当の「教育支援職員」で構成され、地域貢献活動の企画、調査及び学内外との連絡調整、広報等の役割を担っている。室長には、地域貢献活動に関わっていた保健福祉学部長が任命され活動していたが、平成29(2017)年4月1日に学長の補佐体制を強化し、地域連携に関するすべての決裁を含む地域連携に関する事項の業務執行を行う副学長に保健福祉学部長を任命し、組織の充実を図った。【資料B-1-2】

また、自治体、地元企業・施設等、地域諸団体代表者との懇談の場である「地域懇談会」、「地域連携室運営協議会」と地域貢献活動実施教職員との意見交換の場である「地域連携協議会」、地域貢献活動や関連する研究成果等の発表の場である「地域貢献活動交流会」を設置している。「地域懇談会」には、学外構成員として自治体や地域諸団体の代表者にご就任いただき、本学の教育活動と地域貢献活動について、助言や意見をいただいている。【資料B-1-1】

これまでの学生参加の地域貢献活動を活動形態別に分けると、表B-1-1のとおりである。また、課題別に分けると、表B-1-2のとおりである。

表B-1-1 学生参加の地域貢献活動の活動形態

活動形態		内 容
①	市民公開講座	健康、食、運動など、最新の知識・技術、生活の知恵などを提供する講義を中心とした企画
②	体験・アクティビティ	あそぶ、たべる、まなぶ、かたりあうなどの体験型の企画
③	ピアサポートグループ活動	介護や子育ての悩みや困り事などを参加者同士で受け止め、支え合うグループ活動
④	産業と地域活性化	若い女性の感性を活かした商品開発や地域活性化を目指した取組み
⑤	海外における地域貢献活動	アジア地域での貢献活動
⑥	そのほかの活動	情報提供、相談活動など

表B-1-2 地域貢献活動の課題別分類

①	健康・食・子育て
②	福祉・介護
③	子ども・子育て
④	学校教育
⑤	産業・観光
⑥	地域づくり

表B-1-3 平成28(2016)年度に実施された地域貢献活動

企画名		関係学部学科	形態	課題
1	地域住民の健康増進のための食育活動	保健福祉学部栄養学科	①	①
2	SATシステムを使った食事診断会	保健福祉学部栄養学科	②	①
3	近代化産業遺産（世界遺産）のマンガ教材（第2編）	人文学部観光文化学科	④	④
4	若松区活性化事業	人文学部観光文化学科	④	⑥
5	小倉のぬか炊きの広報活動	人文学部観光文化学科	④	⑤
6	一緒に遊ぼう	保健福祉学部福祉学科	③	③
7	地域住民の運動と栄養に関する栄養相談や食事指導の支援活動	保健福祉学部栄養学科	①	①
8	だいすきにつぼん	保健福祉学部福祉学科 同栄養学科 保育科（短大）	②	③
9	京築のヒノキと暮らすプロジェクト	人文学部観光文化学科	④	⑤
10	阿蘇カルデラ復興支援造成業務	人文学部観光文化学科	④	⑤
11	生き生きチャレンジキッズ	事務部（事務部長）	②	③
12	お菓子の家	生活創造学科（短大）	②	③
13	カンボジア教育支援プロジェクトANAKOT	人文学部英語学科	⑤	④
14	北九州市の食の魅力PRパンフレット作り	人文学部観光文化学科	④	⑤

形態の番号は表B-1-1に対応
課題の番号は表B-1-2に対応

平成28(2016)年度（後期）は本学の教育と学生の特性を活かした14件の地域貢献活動を実施した（表B-1-3）。平成29(2017)年3月16日には、「第1回地域貢献活動交流会」と「地域懇談会」を開催した。交流会では実施された14件の活動報告が行われた。この14件を「観光と地域活性化」「子ども子育て支援と学校教育」「食と健康」の3つの分科会に分け、学生、教職員による発表の後、意見交換等を行った。交流会参加者は87名（教職員51名、学生12名、地域懇談会の学外構成員9名、その他の地域の諸団体の方10名、入学予定の高校生5名）であった。「地域懇談会」において学外構成員からは、この活動を広報に活かしてほしい、学生参加の地域貢献活動を重視してほしいとのご意見をいただいた。地域とともに歩む大学として質向上を図る大切な機会として、今後も年1回の交流会を開催していくことにしている。【資料B-1-3】

平成29(2017)年4月18日には、新任の教職員、地域貢献活動を計画予定の教職員、地域貢献活動に関心のある学生、地域の方を対象に「地域貢献活動計画申請書に関する説明会」を実施した。また、地域貢献活動を地域のさまざまな年代の方々に親しみを持っていただき、西南女学院を知っていただくために、本学学生及び教職員にキャッチコピーとイメージキャラクターの募集も行った。予算措置に伴う活動については、共同研究費を用いた調査研究を申請し、承認されたものも実施される。私立大学改革総合支援事業タイプ2の申請の準備も行っている。【資料B-1-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料B-1-1】地域貢献活動について定めた規程等一式(地域連携室の運営に関する要項、学生の教育活動の一環としての地域貢献活動に関するガイドライン、学生の教育活動の一環としての地域貢献活動に係る申請書等に関する申し合わせ事項、学生の教育活動の一環としての地域貢献活動に係る報告書に関する申し合わせ事項)

【資料B-1-2】副学長選任に係る学長決定書の写し (【資料3-3-13】と同じ)

【資料B-1-3】2016(平成28)年度第1回地域貢献活動報告書

【資料B-1-4】地域貢献活動推進に関する資料

(3) B-1の改善・向上方策(将来計画)

平成30(2018)年度までの到達目標を設定し、実現に向けて地域連携室運営協議会を定期的に開催している。平成29(2017)年度の到達目標は次のとおりである。

- ① 学長の命を受け、副学長を中心に的確かつ迅速な地域連携室の運営と改善活動が展開されている。
- ② 本学の地域貢献活動と地域連携室が地域に周知されている。
- ③ 学生が地域貢献活動に誇りを持ってとりくみ活動間の交流が進んでいる。
- ④ 予算措置を伴う活動を展開している。
- ⑤ 私立大学改革総合支援事業タイプ2の必要事項をクリアし、申請を行っている。

今後も地域貢献活動のノウハウの蓄積及び地域貢献活動に関する支援と研究等をとおして、新たな知の生成とその共有を促進するとともに、広報活動を展開し、地域との連携を深め、地域に根差し地域と共に歩む大学及び短期大学づくりを推進していく。

【基準Bの自己評価】

本学では、教育・研究を地域と密接なものとし、その結果を還元していくために、本学が保有する知識財産、教育資源、大学諸施設など物的・人的資源の社会への提供による地域貢献活動を展開し、その結果は、「地域貢献活動交流会」及び「地域懇談会」の開催をとおして、適切に本学と地域社会に還元し共有している。

また、これらの活動の全学的組織化と各種プログラムの継続性を担保するために「地域連携室」を置き、「地域連携室」の室長には、本学の主体的な地域貢献の重要性に鑑み担当副学長を配置し、社会貢献に係る学長の補佐体制を強化し組織の充実を図ることで地域に根差し、地域と共に歩む大学づくりを行っている。

以上のことから、「基準B 社会貢献」の基準を満たしていると判断する。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表F-1】	大学名・所在地等	
【表F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表F-3】	学部・研究科構成	
【表F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	該当なし
【表F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表F-8】	外部評価の実施概要	
【表2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去5年間）	
【表2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去5年間）	
【表2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去3年間）	該当なし
【表2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去3年間）	
【表2-5】	授業科目の概要	
【表2-6】	成績評価基準	
【表2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表2-10】	就職の状況（過去3年間）	
【表2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表2-18】	校地、校舎等の面積	
【表2-19】	教員研究室の概要	
【表2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表2-22】	その他の施設の概要	
【表2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表2-24】	学生閲覧室等	
【表2-25】	情報センター等の状況	
【表2-26】	学生寮等の状況	
【表3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表3-6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表3-7】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表3-8】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表3-9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表3-10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表3-11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去5年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

西南女学院大学

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人西南女学院寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2018	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	西南女学院大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2018(平成30)年度学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2017キャンパスライフ 学生生活ガイドブック	
【資料 F-6】	事業計画書	
	2017年度新規事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2016年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2018 94ページ（アクセスマップ）、73ページ（施設紹介）	【資料F-2】と同じ
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	学校法人西南女学院規程集 目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）、監事監査報告書（過去5年間）	
	決算報告書、監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	シラバス	

西南女学院大学

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	西南女学院大学学則	【資料F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	2017キャンパスライフ 学生生活ガイドブック	【資料F-5】と同じ
【資料 1-1-3】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2018	【資料F-2】と同じ
【資料 1-1-4】	本学公式ウェブサイト 使命・目的に関する箇所 URL: http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/outline/ 本学公式ウェブサイト 教育目的に関する箇所 URL: http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/object/	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	西南女学院大学学則	【資料F-3】と同じ
【資料 1-2-2】	2017キャンパスライフ 学生生活ガイドブック	【資料F-5】と同じ
【資料 1-2-3】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2018	【資料F-2】と同じ
【資料 1-2-4】	本学公式ウェブサイト 三つの方針に関する箇所 URL: http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/course/	
【資料 1-2-5】	大学教学マネジメント検討会内規、検討の経緯に関する資料	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	平成28(2016)年度発行の「広報 西南女学院」及び「西南女学院月報」	
【資料 1-3-2】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 会議規則	
【資料 1-3-3】	大学教学マネジメント検討会内規	【資料1-2-5】と同じ
【資料 1-3-4】	2017年度第2回大学評議会議事録	
【資料 1-3-5】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 将来計画2016～2018年度	
【資料 1-3-6】	学校法人西南女学院 中期計画 自2017(平成29)年度 至2021(平成33)年度	
【資料 1-3-7】	本学公式ウェブサイト 将来計画・中長期計画に関する箇所 URL: http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/keikaku/	

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2016年度第2回DP・CP・AP検討会配付資料	
【資料 2-1-2】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部入学案内2018	【資料F-2】と同じ
【資料 2-1-3】	2018(平成30)年度学生募集要項	【資料F-4】と同じ
【資料 2-1-4】	本学公式ウェブサイト アドミッションポリシーに関する箇所 URL: http://www.seinan-jo.ac.jp/juken/admission/ap/	
【資料 2-1-5】	入試説明会案内文書・式次第	
【資料 2-1-6】	オープンキャンパス開催に関する広報媒体	
【資料 2-1-7】	大学入学試験会議規程、大学入学試験会議実務細則	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	三つの方針	
【資料 2-2-2】	2017キャンパスライフ 学生生活ガイドブック	【資料F-5】と同じ
【資料 2-2-3】	カリキュラムマップ	
【資料 2-2-4】	シラバス	【資料F-12】と同じ
【資料 2-2-5】	点検評価改善会議規程	
【資料 2-2-6】	授業評価アンケート様式	
【資料 2-2-7】	2016(平成28)年度授業評価アンケート（前期報告書）（後期報告書）	
【資料 2-2-8】	授業評価 リフレクションカード様式等	
【資料 2-2-9】	本学公式ウェブサイト 授業評価・リフレクションカードに関する箇所 URL: http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/edu_info/	
【資料 2-2-10】	大学授業表彰に関する申合せ	
【資料 2-2-11】	アクティブラーニングスペース（SWITCH）に関する資料	
【資料 2-2-12】	西南女学院大学「履修規程」	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	WEBサービス学生支援システムに関する資料	
【資料 2-3-2】	オリエンテーションに関する資料	
【資料 2-3-3】	オフィスアワー・アドバイザー制度に関する資料	
【資料 2-3-4】	教育支援職員規程	
【資料 2-3-5】	2016年度SA公募資料、SA出勤簿、当番スケジュール表、ノートテイカーの運用実績	
【資料 2-3-6】	出席管理実施についてのお願ひ・学生掲示	
【資料 2-3-7】	退学願及び休学願の様式	
【資料 2-3-8】	退学防止のための学科における取り組み状況	
【資料 2-3-9】	西南女学院大学学則	【資料F-3】と同じ
【資料 2-3-10】	西南女学院大学「転学部・転学科規程」	

西南女学院大学

【資料 2-3-11】	2016年度学生生活に関する実態調査実施要領・調査結果報告書	
【資料 2-3-12】	「意見箱」案内掲示及び記入用紙	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	西南女学院大学学則	【資料F-3】と同じ
【資料 2-4-2】	西南女学院大学「履修規程」	【資料2-2-12】と同じ
【資料 2-4-3】	2017キャンパスライフ 学生生活ガイドブック	【資料F-5】と同じ
【資料 2-4-4】	シラバス	【資料F-12】と同じ
【資料 2-4-5】	西南女学院大学助産別科規程	
【資料 2-4-6】	西南女学院大学助産別科「履修規程」	
【資料 2-4-7】	本学公式ウェブサイト 三つの方針に関する箇所 URL: http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/course/	【資料1-2-4】と同じ
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	WEBサービス学生支援システムに関する資料	【資料2-3-1】と同じ
【資料 2-5-2】	平成28(2016)年度「総合人間学概論」のシラバス抜刷（全学科）	
【資料 2-5-3】	就職委員会規程	
【資料 2-5-4】	資格に関する説明会等の資料	
【資料 2-5-5】	2016年度大学生就職支援行事・グループごとガイダンス	
【資料 2-5-6】	学内合同会社説明会及び山口県キャリアガイダンスに関する資料	
【資料 2-5-7】	2017就職活動ハンドブック（スケジュールダイアリー付）	
【資料 2-5-8】	インターンシップ関係資料（事前・事後の研修及び説明会を含む）	
【資料 2-5-9】	障害のある学生への就職支援について	
【資料 2-5-10】	外部機関等との連携について	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	2016(平成28)年度授業評価アンケート（前期報告書）（後期報告書）	【資料2-2-7】と同じ
【資料 2-6-2】	2016年度学生生活に関する実態調査実施要領・調査結果報告書	【資料2-3-11】と同じ
【資料 2-6-3】	卒業生アンケート（様式）・卒業生アンケート調査結果報告書	
【資料 2-6-4】	就職受け入れ先から見た西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部卒業生の評価に関するアンケート（様式）・就職受け入れ先から見た西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部卒業生の評価に関するアンケート調査結果報告書	
【資料 2-6-5】	国家試験対策講座スケジュール	
【資料 2-6-6】	社会福祉士、精神保健福祉士の受験に向けた取組み	
【資料 2-6-7】	看護学科、福祉学科、栄養学科、英語学科教職課程履修カルテ	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	保健室規程	
【資料 2-7-2】	2017キャンパスライフ 学生生活ガイドブック	【資料F-5】と同じ
【資料 2-7-3】	学生総合支援室の運営に関する要項	
【資料 2-7-4】	大学宗教委員会規程	
【資料 2-7-5】	オフィスアワー・アドバイザー制度に関する資料	【資料2-3-3】と同じ

西南女学院大学

【資料 2-7-6】	看護学科交流会に関する資料	
【資料 2-7-7】	観光文化学科2016年度ピアサポーター相談会日程	
【資料 2-7-8】	各学科における新入生交流会に関する資料	
【資料 2-7-9】	2016年度大学保健室利用状況報告	
【資料 2-7-10】	定期健康診断・抗体検査・予防接種の実施に関する資料	
【資料 2-7-11】	教職員向け学生相談室利用案内	
【資料 2-7-12】	学生相談室便り	
【資料 2-7-13】	心の健康調査票	
【資料 2-7-14】	特定の悩み別リーフレット	
【資料 2-7-15】	2016年度学生相談室カウンセラーとの懇談会資料	
【資料 2-7-16】	2016年度学生相談室報告	
【資料 2-7-17】	障害学生支援セミナー関係資料	
【資料 2-7-18】	「特別な配慮を要する学生登録」に関する資料	
【資料 2-7-19】	特待生・奨学生について定めた規程等一式（大学特待生規程、大学特別奨学生規程、大学特別奨学生規程細則、大学一般奨学生規程、大学一般奨学生規程細則、大学私費外国人留学生授業料減免規程、大学姉妹入学金減免規程、大学入学試験合格者の入学手続に関する申合せ、西南女学院奨学会規程）	
【資料 2-7-20】	2016年度奨学生状況	
【資料 2-7-21】	2016年度第5回学生委員会資料	
【資料 2-7-22】	学友会サークル組織の運営と活動に関する資料	
【資料 2-7-23】	2016年度（第59回）しおん祭パンフレット	
【資料 2-7-24】	ボランティア活動関係資料	
【資料 2-7-25】	本学公式ウェブサイト 学生マンションに関する箇所 URL: http://www.seinan-jo.ac.jp/school_life/apartment/	
【資料 2-7-26】	「意見箱」案内掲示文及び記入用紙	【資料2-3-12】と同じ
【資料 2-7-27】	2016年度学生生活に関する実態調査実施要領・調査結果報告書	【資料2-3-11】と同じ
【資料 2-7-28】	保護者会関係資料	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	大学専任助手の服務に関する申合せ	
【資料 2-8-2】	教育支援職員規程	【資料2-3-4】と同じ
【資料 2-8-3】	学校法人西南女学院就業規則	
【資料 2-8-4】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部教員及び助手選考規則	
【資料 2-8-5】	採用人事における公募要項、大学昇任人事の評価に関する申し合わせ事項	
【資料 2-8-6】	教育研究活動報告用紙（様式）	
【資料 2-8-7】	授業評価アンケート様式	【資料2-2-6】と同じ
【資料 2-8-8】	授業評価 リフレクションカード様式等	【資料2-2-8】と同じ
【資料 2-8-9】	点検評価改善会議規程	【資料2-2-5】と同じ
【資料 2-8-10】	平成28(2016)年度FD研修会関係資料	
【資料 2-8-11】	FD研修アンケート結果	

西南女学院大学

【資料 2-8-12】	教務総合人間科学小委員会内規	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	校地・校舎等の概要図	
【資料 2-9-2】	附属図書館の基本情報に関する資料	
【資料 2-9-3】	ラーニング・コモンズ・スペースについて	
【資料 2-9-4】	附属図書館利用内規	
【資料 2-9-5】	定期試験期における開館時間の変更について	
【資料 2-9-6】	2016(平成28)年度授業評価アンケート（前期報告書）（後期報告書）	【資料2-2-7】と同じ
【資料 2-9-7】	読書活動推進のための図書展示記録写真	
【資料 2-9-8】	平成29(2017)年度指定図書関連資料	
【資料 2-9-9】	平成28(2016)年度図書館ガイダンスに関する資料	
【資料 2-9-10】	聖書コレクション言語別所蔵一覧・第7回復刻版聖書展示展（記録写真含む）	
【資料 2-9-11】	学内ネットワーク・情報処理演習室 概略	
【資料 2-9-12】	アクティブラーニングスペース（SWITCH）に関する資料	【資料2-2-11】と同じ
【資料 2-9-13】	2017キャンパスライフ 学生生活ガイドブック	【資料F-5】と同じ
【資料 2-9-14】	情報セキュリティ及び情報処理関連の施設設備利用について定めた規程等一式（情報処理演習室利用に関する申合せ、学内LAN利用に関する申合せ、大学における情報セキュリティポリシー）	
【資料 2-9-15】	2016年度学生生活に関する実態調査実施要領・調査結果報告書	【資料2-3-11】と同じ
【資料 2-9-16】	オフィスアワー・アドバイザー制度に関する資料	【資料2-3-3】と同じ
【資料 2-9-17】	「意見箱」案内掲示文及び記入用紙	【資料2-3-12】と同じ
【資料 2-9-18】	平成28(2016)年度授業別履修者人数表（使用教室含む）	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人西南女学院寄附行為	【資料F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	学校法人西南女学院就業規則	【資料2-8-3】と同じ
【資料 3-1-3】	学校法人西南女学院公益通報に関する規程	
【資料 3-1-4】	学校法人西南女学院 中期計画 自2017(平成29)年度 至2021(平成33)年度	【資料1-3-6】と同じ
【資料 3-1-5】	西南女学院大学学則	【資料F-3】と同じ
【資料 3-1-6】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則	
【資料 3-1-7】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 将来計画2013～2015年度	
【資料 3-1-8】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 将来計画2016～2018年度	【資料1-3-5】と同じ
【資料 3-1-9】	環境保全及び省エネルギー対策への取組みに関する資料	
【資料 3-1-10】	ハラスメントについて定めた規程等一式（ハラスメントの防止等に関する規則、ハラスメントをなくすために職員が認識すべき事項についての指針（ハラスメントの防止等に関する規則第5条関係）、大学キャンパス・ハラスメント防止・対策委員会規程、大学キャンパス・ハラスメント調査委員会規程、大学キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関する規程、大学キャンパス・ハラスメント相談員規程、大学キャンパス・ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン）	
【資料 3-1-11】	ハラスメントの防止、障害者差別解消法への対応に関する学内研修会等に関する資料	
【資料 3-1-12】	西南女学院防災管理規程	
【資料 3-1-13】	西南女学院大学消防計画、防災ガイド	
【資料 3-1-14】	2017キャンパスライフ 学生生活ガイドブック	【資料F-5】と同じ
【資料 3-1-15】	本学公式ウェブサイト 教育情報の公表に関する箇所 URL: http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/edu_info/	
【資料 3-1-16】	本学公式ウェブサイト 財務情報に関する箇所 URL: http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/zaimu/	
【資料 3-1-17】	各種計算書が掲載された「広報 西南女学院」	
【資料 3-1-18】	学校法人西南女学院財務書類等閲覧規程	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人西南女学院寄附行為	【資料F-1】と同じ
【資料 3-2-2】	学校法人西南女学院常任理事会規程	
【資料 3-2-3】	西南女学院本部規程	
【資料 3-2-4】	理事、監事、評議員などの名簿（内部・外部）	【資料F-10】と同じ
【資料 3-2-5】	理事会・評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況、議事）	【資料F-10】と同じ
【資料 3-2-6】	学校法人西南女学院理事会業務及び理事会業務委任規則	
【資料 3-2-7】	書面議決書（様式）	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		

西南女学院大学

【資料 3-3-1】	学長候補者選考規程	
【資料 3-3-2】	学校法人西南女学院理事会業務及び理事会業務委任規則	【資料3-2-6】と同じ
【資料 3-3-3】	西南女学院大学学則	【資料F-3】と同じ
【資料 3-3-4】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 会議規則	【資料1-3-2】と同じ
【資料 3-3-5】	点検評価改善会議規程	【資料2-2-5】と同じ
【資料 3-3-6】	大学入学試験会議規程、大学入学試験会議実務細則	【資料2-1-7】と同じ
【資料 3-3-7】	副学長候補者選考規程	
【資料 3-3-8】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則	【資料3-1-6】と同じ
【資料 3-3-9】	委員会及び執行機関の役割に関する規程	
【資料 3-3-10】	学校法人西南女学院本部規程	【資料3-2-3】と同じ
【資料 3-3-11】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 将来計画2016～2018年度	【資料1-3-5】と同じ
【資料 3-3-12】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 将来計画2013～2015年度	【資料3-1-7】と同じ
【資料 3-3-13】	副学長選任に係る学長決定書の写し	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	西南女学院本部規程	【資料3-2-3】と同じ
【資料 3-4-2】	学校法人西南女学院寄附行為	【資料F-1】と同じ
【資料 3-4-3】	理事、監事、評議員などの名簿（内部・外部）	【資料F-10】と同じ
【資料 3-4-4】	理事会・評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況、議事）	【資料F-10】と同じ
【資料 3-4-5】	2016(平成28)年度第3回評議員会議事録	
【資料 3-4-6】	監事の監査報告書	【資料F-11】と同じ
【資料 3-4-7】	2016(平成28)年度第1回理事会議事録	
【資料 3-4-8】	2016(平成28)年度第1回評議員会議事録	
【資料 3-4-9】	学校法人西南女学院常任理事会規程	【資料3-2-2】と同じ
【資料 3-4-10】	事務職員自己点検評価関係資料	
【資料 3-4-11】	西南女学院文書取扱規程	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部規則	【資料3-1-6】と同じ
【資料 3-5-2】	西南女学院本部規程	【資料3-2-3】と同じ
【資料 3-5-3】	西南女学院事務職員及び労務人事委員会規程	
【資料 3-5-4】	学校法人西南女学院就業規則	【資料2-8-3】と同じ
【資料 3-5-5】	西南女学院事務職員、労務職員採用に関する規程、書記補の募集要項	
【資料 3-5-6】	西南女学院給与規程（「事務職員等級別標準職務表」及び「事務職員等級別資格基準表」）	
【資料 3-5-7】	事務職員自己点検評価関係資料	【資料3-4-10】と同じ
【資料 3-5-8】	西南女学院職員研修（SD）規程	
【資料 3-5-9】	平成28(2016)年度SD研修会実績	
【資料 3-5-10】	北九州私立大学・短期大学連携事業に関する協定書	
3-6. 財務基盤と収支		

西南女学院大学

【資料 3-6-1】	学校法人西南女学院寄附行為	【資料F-1】と同じ
【資料 3-6-2】	2017年度予算基本方針	
【資料 3-6-3】	学校法人西南女学院 中期計画 自2017(平成29)年度 至2021(平成33)年度	【資料1-3-6】と同じ
【資料 3-6-4】	文部科学省科学研究費補助金をはじめとする外部資金獲得に向けた取組みに関する資料	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	経理・会計処理について定めた規程等一式（学校法人西南女学院経理規程、調達規程、固定資産及び物品管理規程、減価償却に関する規程、西南女学院退職給与引当金規程、西南女学院基本積立金規程、西南女学院資産運用規程）	
【資料 3-7-2】	月次資金収支計算書、事業活動収支計算書、月次貸借対照表、合計残高試算表	
【資料 3-7-3】	2016(平成28)年度第2回理事会議事録	
【資料 3-7-4】	2016(平成28)年度第2回評議員会議事録	
【資料 3-7-5】	2016(平成28)年度決算報告書	【資料F-11】と同じ
【資料 3-7-6】	学校法人西南女学院内部監査規程	
【資料 3-7-7】	平成28(2016)年度に実施された内部監査に関する資料	
【資料 3-7-8】	2017(平成29)年度第1回評議員会議事録	
【資料 3-7-9】	監事の監査報告書	【資料F-11】と同じ
【資料 3-7-10】	研究活動における会計等について定めた規程等一式（公的研究費の適正な取扱いに関する指針、公的研究費の内部監査内規、公的研究費に関わる全ての構成員の行動規範）	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	西南女学院大学学則	【資料F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	点検評価改善会議規程	【資料2-2-5】と同じ
【資料 4-1-3】	本学公式ウェブサイト 自己点検・評価に関する箇所 URL: http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/tenken/	
【資料 4-1-4】	平成29年度大学機関別認証評価受審準備講習会プログラム・写真	
【資料 4-1-5】	点検評価改善会議大学機関別認証評価部会関係資料	
【資料 4-1-6】	2017(平成29)年度第2回理事会議事録	
【資料 4-1-7】	動物実験に関する外部検証関係資料	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	点検評価改善報告書 各様式（委員会別業務評価、課別業務評価、教育研究活動報告、事務職員自己点検評価）	
【資料 4-2-2】	2016年度点検評価改善報告書〔委員会別業務評価〕	
【資料 4-2-3】	2016年度点検評価改善報告書〔課別業務評価〕	
【資料 4-2-4】	2016年度点検評価改善報告書〔教育研究活動報告〕	
【資料 4-2-5】	教学IR推進室内規	
【資料 4-2-6】	学内LAN電子掲示板該当箇所の印刷物	
【資料 4-2-7】	本学公式ウェブサイト 自己点検・評価に関する箇所 URL: http://www.seinan-jo.ac.jp/guide/tenken/	【資料4-1-3】と同じ
【資料 4-2-8】	2016年度第2回点検評価改善会議議事録	
【資料 4-2-9】	2016(平成28)年度授業評価アンケート（前期報告書）（後期報告書）	【資料2-2-7】と同じ
【資料 4-2-10】	2016年度学生生活に関する実態調査実施要領・調査結果報告書	【資料2-3-11】と同じ
【資料 4-2-11】	卒業生アンケート（様式）・卒業生アンケート調査結果報告書	【資料2-6-3】と同じ
【資料 4-2-12】	就職受け入れ先から見た西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部卒業生の評価に関するアンケート（様式）・就職受け入れ先から見た西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部卒業生の評価に関するアンケート調査結果報告書	【資料2-6-4】と同じ
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	点検評価改善報告書〔委員会別業務評価〕実施要領	
【資料 4-3-2】	点検評価改善報告書〔課別業務評価〕実施要領等関係書類	
【資料 4-3-3】	2016年度点検評価改善報告書〔教育研究活動報告〕	【資料4-2-4】と同じ
【資料 4-3-4】	西南女学院大学・西南女学院大学短期大学部 将来計画2016～2018年度	【資料1-3-5】と同じ
【資料 4-3-5】	学校法人西南女学院 中期計画 自2017(平成29)年度 至2021(平成33)年度	【資料1-3-6】と同じ

基準 A. 建学の精神の浸透

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 学院に生き続ける先人の祈り		
【資料 A-1-1】	マロリー館の階段正面の銘板（写真）	
A-2. キリスト教教育の充実		
【資料 A-2-1】	キリスト教センターに関する資料	
【資料 A-2-2】	マロリーホールのステンドグラスに関するリーフレット	
【資料 A-2-3】	ハンドベルクワイヤーに関する資料	
【資料 A-2-4】	クリスマスツリー点灯式プログラム、クリスマスツリーの写真	
【資料 A-2-5】	クリスマス礼拝に関する資料	
【資料 A-2-6】	2017年度新任オリエンテーション聖書学課に関する資料	
【資料 A-2-7】	2016年度・2017年度学院聖書学課プログラム	
【資料 A-2-8】	地域諸教会との連携・交流に関する資料	

基準 B. 社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 地域に根差し、地域と共に歩む大学づくり		
【資料 B-1-1】	地域貢献活動について定めた規程等一式（地域連携室の運営に関する要項、学生の教育活動の一環としての地域貢献活動に関するガイドライン、学生の教育活動の一環としての地域貢献活動に係る申請書等に関する申し合わせ事項、学生の教育活動の一環としての地域貢献活動に係る報告書に関する申し合わせ事項）	
【資料 B-1-2】	副学長選任に係る学長決定書の写し	【資料3-3-13】と同じ
【資料 B-1-3】	2016(平成28)年度第1回地域貢献活動報告書	
【資料 B-1-4】	地域貢献活動推進に関する資料	